

目 次

条 例

○秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第1号）	3
○秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（第2号）	4
○秋田市災害対策基本条例（第3号）	4
○秋田市水防協議会条例の一部を改正する条例（第4号）	6
○秋田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例（第5号）	6
○秋田市土地開発基金条例の一部を改正する条例（第6号）	7
○秋田市特別会計条例の一部を改正する条例（第7号）	7
○秋田市地域振興基金条例の一部を改正する条例（第8号）	7
○秋田市市税条例の一部を改正する条例（第9号）	7
○秋田市暴力団排除条例（第10号）	7
○秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設条例を廃止する条例（第11号）	8
○秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例（第12号）	8
○秋田市障害福祉サービスセンター条例の一部を改正する条例（第13号）	9
○秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第14号）	9
○秋田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（第15号）	9
○秋田市介護保険条例の一部を改正する条例（第16号）	9
○秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（第17号）	10
○秋田市児童館条例の一部を改正する条例（第18号）	10
○秋田市一般廃棄物処理施設整備基金条例（第19号）	10
○秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例および秋田市屋外広告物条例の一部を改正する条例（第20号）	10
○秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例（第21号）	11
○秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例を廃止する条例（第22号）	11
○秋田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（第23号）	11
○秋田市にぎわい交流館条例の一部を改正する条例（第24号）	11
○秋田市短期大学運営基金条例の一部を改正する条例（第25号）	11
○秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例（第26号）	12
○秋田市招致外国青年の給料および旅費に関する条例を廃止する条例（第27号）	12
○秋田市立図書館条例の一部を改正する条例（第28号）	12

○秋田市美術作品等取得基金条例の一部を改正する条例（第29号）	12
○秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する条例（第30号）	12
○秋田市火災予防条例の一部を改正する条例（第31号）	12
○秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第32号）	13
○市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例（第33号）	13
○秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第34号）	13
○秋田市市税条例の一部を改正する条例（第35号）	13

規 則

○秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第7号）	15
○秋田市災害対策基本条例施行規則（第8号）	17
○秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設条例施行規則を廃止する規則（第9号）	17
○秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（第10号）	17
○秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（第11号）	17
○秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（第12号）	17
○秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例施行規則を廃止する規則（第13号）	18
○秋田市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（第14号）	18
○秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第15号）	18
○保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第16号）	18
○秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第17号）	18
○秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則（第18号）	18
○秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則（第19号）	20
○秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第20号）	27
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第21号）	29
○秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（第22号）	30
○秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第23号）	31
○秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則（第24号）	32

○秋田市病院事業の財務の特例に関する規則の一部を改正する規則（第25号）	33
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（第26号）	33
○秋田市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（第27号）	34
○秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（第28号）	35

教 委 規 則

○秋田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（第2号）	38
○秋田市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則（第3号）	39
○秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則（第4号）	39
○秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則（第5号）	39
○秋田市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則（第6号）	40
○秋田市古川町街区公園グラウンド管理運営規則の一部を改正する規則（第7号）	40

上下水道局管理規程

○秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程（第3号）	40
○秋田市上下水道局水洗便所改造資金助成規程の一部を改正する規程（第4号）	41

訓 令

○秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第2号）	45
○秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令（第3号）	45
○秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第4号）	45

上下水道局訓令

○秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令（第1号）	46
--------------------------------	----

告 示

○都市計画の変更について（第33号）	46
○地縁による団体の認可について（第34号）	47
○子ども広場使用料の徴収事務の委託について（第35号）	47
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第36号）	47
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第37号）	47
○地縁による団体の認可について（第38号）	47
○債権差押調書（謄本）の公示送達について（第39号）	48
○生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第40号）	48
○生活保護法による医療機関の指定について（第41号）	48
○行旅人死亡の取扱について（第42号）	48
○生活保護法による医療機関の指定について（第43号）	48

○八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務の委託について（第44号）	49
○北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務の委託について（第45号）	49
○土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（第46号）	49
○放置自転車等の撤去および保管について（第47号）	49
○身体障害者福祉法による医師の指定について（第48号）	49
○秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第49号）	49
○アトリオン広場地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第50号）	50
○秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第51号）	50
○自転車等撤去保管手数料の徴収事務の委託について（第52号）	50
○平成21年度、平成22年度および平成23年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第53号）	50
○平成23年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第54号）	50
○平成23年度第7期国民健康保険税督促状の公示送達について（第55号）	50
○平成23年度介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第56号）	50
○秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収事務の委託について（第57号）	50
○差押調書謄本および配当計算書の公示送達について（第58号）	50
○平成24年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第59号）	51
○平成24年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第60号）	67
○行旅人死亡の取扱について（第61号）	93
○秋田市河辺戸島ふるさとセンターの指定管理者の指定について（第62号）	94
○市道路線の廃止について（第63号）	94
○市道路線の認定について（第64号）	94
○市道路線の区域決定および供用開始について（第65号）	94
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第66号）	95
○秋田市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第67号）	95
○秋田市保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第68号）	95
○秋田市川尻地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第69号）	95
○秋田市御所野交流センターの指定管理者の指定について（第70号）	95
○秋田公立美術工芸短期大学大学開放センターの使用料の徴収事務の委託について（第71号）	95
○平成24年度における地籍調査の指定について（第72号）	95
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第73号）	96
○秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者の指定について（第74号）	96
○雄和市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託につ	

いて（第75号）	96
○市道路線の区域変更および供用開始について（第76号）	96
○市道路線の区域変更について（第77号）	102
○市道路線の供用開始について（第78号）	102
○市道路線の供用廃止について（第79号）	103
○秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の指定管理者の指定について（第80号）	103
○包括外部監査契約の締結について（第81号）	103
○秋田市一般廃棄物処理実施計画について（第82号）	103
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第83号）	103
○秋田市雄和観光交流館使用料徴収業務の委託について（第84号）	103
○秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務の委託について（第85号）	103
○中央卸売市場および公設地方卸売市場の施設使用料等の徴収事務の委託について（第86号）	103
○秋田市新城区地区に発令した避難勧告の解除について（第87号）	104

教 委 告 示

○秋田市指定文化財の指定について（第 4 号）	104
○教育委員会定例会の招集について（第 5 号）	104
○教育委員会臨時会の招集について（第 6 号）	104

選 管 告 示

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第3号）	104
○投票区の変更について（第4号）	104
○農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の2分の1の数について（第5号）	105

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第4号）	105
----------------------	-----

上下水道局告示

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第7号）	105
○指定排水設備工事業者の廃止について（第8号）	105
○秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について（第9号）	105
○秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納事務の委託について（第10号）	105
○指定給水装置工事業者の指定について（第11号）	106

公 告

○入札参加希望者の公募について	106
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	107
○入札参加希望者の公募について	107
○土地区画整理法による仮換地指定通知の掲示について	108
○土地区画整理法による仮換地指定通知の掲示について	108
○秋田市森林整備計画の変更について	108
○農用地利用集積計画について	109
○開発行為に関する工事の完了について	109

○都市計画道路事業の事業計画変更の図書の写しの送付について	109
○農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想について	109
○差押財産の公売について	109

上下水道局公告

○入札参加希望者の公募について	110
-----------------	-----

土地開発公社公告

○土地開発公社理事会の招集について	111
-------------------	-----

条 例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 1 号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 報酬が月額および日額で定められている者の日額の報酬は、その月分を翌月の月額の報酬の支給日に支給する。

第 4 条中「副市長」の次に「(外国語指導助手にあっては、同条例別表第 1 の 8 級以下 3 級以上の職務にある者)」を加える。

別表第 2 教育委員の項から農業委員の項までを次のように改める。

教育委員	委員長	月額	81,000円
		日額	10,000円
	委員（教育長たる委員を除く。）	月額	67,000円
		日額	10,000円
選挙管理委員	委員長	月額	49,000円
		日額	10,000円
	委員	月額	36,000円
		日額	10,000円
公平委員	委員長	月額	5,000円
		日額	10,000円
	委員	月額	3,000円
		日額	10,000円
農業委員	会長	月額	32,000円
		日額	10,000円
	会長代理	月額	30,000円
		日額	10,000円
	委員	月額	29,000円
		日額	10,000円

別表第 2 識見を有する者のうちから選任された監査委員の項および市議会議員のうちから選任された監査委員の項を次のように改める。

識見を有する者のうちから選任された 監査委員	月額 198,000円 日額 10,000円
市議会議員のうちから選任された監査 委員	月額 27,000円 日額 10,000円

別表第 2 退職手当審査会委員の項の次に次のように加える。

公設地方卸売市場運営協議会委員	日額 7,000円
公設地方卸売市場取引委員会委員	日額 7,000円

別表第 2 社会教育委員（会議に出席した場合に限る。）の項の次に次のように加える。

外国語指導助手	月額 400,000 円以 内において任命 権者が定める額
---------	-------------------------------------

別表第 2 その他の非常勤の職員の項中「62,000 円以内」を「105,000 円以内」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 報酬が月額および日額で定められている者の報酬の額は、その者に係る月額の報酬額に勤務した日 1 日につき日額の報酬額を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前に廃止前の秋田市招致外国青年の給料および旅費に関する条例（昭和62年秋田市条例第20号）の規定により外国語指導助手に対して支給された給料および旅費は、それぞれ改正後の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の相当規定により支給された報酬および費用弁償とみなす。

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 2 号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 2 項の表第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

2	市税等賦課 徴収手当	日額 400円以内	市税および保険料の賦 課又は徴収の事務に従 事する職員
3	防疫等業務 手当	日額 290円以内	結核に関する業務又は 感染症もしくは狂犬病 に関する防疫作業に従 事する職員
4	斎場業務手 当	日額 300円以内	斎場業務に従事する職 員

第13条第 2 項の表第 7 号中

月額	8,000円以内	を
----	----------	---

日額	400円以内	に
----	--------	---

改め、同表第14号中

月額	4,300円以内	を
----	----------	---

日額	210円以内	に
----	--------	---

改める。

第29条の 2 中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 職員が通勤のため本市の行政財産を駐車場として使用する
場合の使用料

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市災害対策基本条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 3 号

秋田市災害対策基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

第 2 章 自助（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 共助（第 7 条―第 9 条）

第 4 章 公助

第 1 節 基本方針（第10条―第12条）

第 2 節 協働による災害対策の推進（第13条―第17条）

第 3 節 災害に強いまちづくりの推進（第18条―第25条）

第 5 章 雑則（第26条）

附則

平成23年 3 月に発生した東日本大震災は、多くの生命と財産を一瞬にして奪い、人々の暮らし、地域社会や都市機能に甚大な被害をもたらしました。この未曾有の大災害は、私たちに、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさをまざまざと知らしめました。

人は、自然災害の発生を完全に抑えることはできません。だからこそ、私たちは、災害による被害を最小限に食い止めるため、力を尽くさなければなりません。

災害から市民の生命と暮らしを守るためには、市が安全なまちづくりを目指した施策を講じ、地域ぐるみの防災に関する施策を推進するとともに、市に関わる全ての者の責務と役割を明らかにし、相互に連携し、協力しあっていくことが必要不可欠です。

ここに、市と市民との適切な役割分担の下、自助・共助・公助がバランス良く融合された、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市民、事業者、市その他市に関わるものの災害対策における責務および役割を明らかにするとともに、災害の予防、災害が発生した際の応急対策および災害の復旧に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、もって市民の生命、身体および財産を災害から保護することを

目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- (3) 災害時要援護者 高齢者、障がい者その他の災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとることに関し支援を要する者をいう。
- (4) 自主防災組織 法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。

(基本理念)

第3条 災害対策への取組は、次に掲げる理念を基本として、市民、事業者および市それぞれが連携を図りながら行われなければならない。

- (1) 市民および事業者（以下「市民等」という。）が、自己の責任により自らを災害から守るという自助の理念
- (2) 市民等が、地域において相互に助け合い、互いを災害から守るという共助の理念
- (3) 市が、市民等を守るための施策を推進するという公助の理念

(地域防災計画への反映)

第4条 秋田市防災会議（法第16条第1項の規定により設置した防災会議をいう。）は、秋田市地域防災計画を作成するに当たっては、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。

第2章 自助

(市民の自助)

第5条 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。

- (1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。
- (2) 家具の転倒および物品の落下の防止のための措置を講ずること。
- (3) 出火の防止のための措置を講ずること。
- (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備を行うこと。
- (5) 災害時に必要な飲料水、食料等の災害時に自らが必要とする物資の備蓄又は確保を図ること。
- (6) 避難場所および避難方法を確認すること。
- (7) 災害時の連絡先および連絡方法を確認すること。
- (8) 防災に関する情報を取得すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項

(事業者の自助)

第6条 事業者は、従業員および顧客（以下「従業員等」という。）の安全の確保のため、次に掲げる事項について、災害に備えるよう努めなければならない。

- (1) 事業活動で使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。
- (2) 事業活動で使用する物品等の転倒、落下等の防止のための措置を講ずること。
- (3) 出火の防止のための措置を講ずること。
- (4) 災害時の初期対応に必要な用具の準備を行うこと。
- (5) 災害時に必要な飲料水、食料等の災害時に従業員等が必要

とする物資の備蓄又は確保を図ること。

- (6) 避難経路、避難場所および避難方法についての確認および従業員等への周知を行うこと。
 - (7) 災害対策に関する知識および技術の従業員等への周知を行い、防災訓練を実施すること。
 - (8) 災害時における情報の取得および伝達の手段の確認および確保ならびに従業員等への周知を行うこと。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項
- 2 事業者は、災害時に事業を中断しないよう、又は中断した場合においてはできるだけ早期に事業を再開できるよう、体制の整備に努めなければならない。

第3章 共助

(市民の共助)

第7条 市民は、市が実施する災害対策に関する事業（以下「災害対策事業」という。）に協力しなければならない。

- 2 市民は、互いの生命、身体および財産を災害から守るため、自主防災組織を結成するよう努めなければならない。
- 3 市民は、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

(自主防災組織の責務)

第8条 自主防災組織は、地域住民、消防団、事業者等と協力し、地域における防災活動を実施するとともに、地域住民の安全確保に努めなければならない。

- 2 自主防災組織は、市が実施する災害対策事業に協力しなければならない。

(事業者の共助)

第9条 事業者は、市が実施する災害対策事業に協力しなければならない。

- 2 事業者は、自主防災組織が行う災害対策のための活動に協力するよう努めなければならない。

第4章 公助

第1節 基本方針

(市の責務)

第10条 市は、法第5条の規定に基づき、災害の予防、災害が発生した際の応急対策および災害の復旧に関する必要な対策を推進することにより、市民の生命、身体および財産を災害から守るとともに、安全を確保しなければならない。

(市の職員の責務)

第11条 市の職員は、市民の安全な生活を確保するため、防災に関する知識および技術を習得するとともに、地域における安全なまちづくりのための活動に積極的に参加しなければならない。

(基本方針)

第12条 市は、次に掲げる事項を基本として、災害対策を推進するものとする。

- (1) 市民等との協働により、災害対策を推進すること。
- (2) 災害時の備えを中心とした災害に強いまちづくりを推進すること。

第2節 協働による災害対策の推進

(自主防災組織の育成および支援)

第13条 市は、自主防災組織の育成のため、必要な助成および研修の実施ならびに自主的な防災に係る意識の啓発に努めなければならない。

- 2 市は、自主防災組織の活動の促進を図るため、自主防災組織の行う災害対策のための活動において指導的役割を担う人材の

育成その他必要な支援に努めなければならない。

（災害時要援護者への支援）

第14条 市は、災害時要援護者への情報の提供および避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めなければならない。

2 市は、前項に規定する体制の整備を行うため、災害時要援護者に係る秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第2条第2号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）のうち規則で定めるものについて、自主防災組織、民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員および地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体に対し提供し、必要な個人情報を共有させることができる。

3 前項に規定する個人情報の提供を受けたものは、当該情報を適正に管理しなければならない。

（知識の普及等）

第15条 市は、防災に関する知識の普及を積極的に推進するとともに、防災教育の充実を図り、市民の防災知識の向上および防災意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、関係機関と連携を図り、防災訓練を積極的に実施するよう努めなければならない。

（情報の提供）

第16条 市は、危険箇所、避難場所、避難所その他災害対策に係る施設等を表示した地図を作成し、災害対策に関する情報を市民に提供しなければならない。

2 市は、災害時における地震情報、気象情報等を早急かつ正確に把握し、市民が、市民サービスセンターその他の市の施設において情報を入手できる体制を整備しなければならない。

（ボランティア活動への支援等）

第17条 市は、災害が発生した場合におけるボランティアによる被災者への支援活動の円滑な実施を確保するため、平常時から幅広い組織づくりを推進するとともに、活動拠点および物資の提供その他必要な支援ならびに連絡調整を行う体制の確立に努めなければならない。

第3節 災害に強いまちづくりの推進

（応急医療体制の整備）

第18条 市は、あらかじめ災害時における応急医療体制を整備するとともに、災害時においては、市民等および医療機関と連携協力し、傷病者の救護に当たらなければならない。

（備蓄物資の整備）

第19条 市は、災害時に必要な備蓄物資の計画的な整備を行わなければならない。

（応急対策を行うための体制の確立）

第20条 市は、災害時においては、直ちに法第23条第1項の規定により設置する災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を中心とする応急対策を行うための体制を確立しなければならない。

（避難所の開設等）

第21条 市は、災害時において被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設し、運営しなければならない。

（施設又は設備の復旧）

第22条 市は、災害により電気、ガス、通信、交通その他の市民の生命又は社会生活の維持に必要な施設又は設備が被災したときは、各事業者に対し、速やかな復旧を要請するとともに、的確な情報提供を行うよう求めるものとする。

（復旧の推進）

第23条 市は、災害により市の区域内に甚大な被害が発生したときは、国、他の地方公共団体および関係機関と連携協力し、早期の復旧に努めなければならない。

2 市は、前項に規定する場合には、市民生活の円滑な再建を図り、都市機能の速やかな回復に資するため、早期に災害対策本部を中心とする復旧体制を確立しなければならない。

（防災に係る協定）

第24条 市は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体および事業者に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。

（他の地方公共団体への支援）

第25条 市は、前条の協定の有無にかかわらず、大規模な災害が発生した地方公共団体に対し、応急対策に関する必要な支援を行うものとする。

第5章 雑則

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

秋田市水防協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第4号

秋田市水防協議会条例の一部を改正する条例

秋田市水防協議会条例（昭和34年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条第1項」を「第34条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第5号

秋田市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

秋田市行政財産使用料条例（昭和51年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員（規則で定める職員に限る。）が通勤のため行政財産を駐車場として使用する場合は使用料は月単位で徴収するものとし、その額は別表の土地使用料の額を勘案して規則で定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田市土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 6 号

秋田市土地開発基金条例の一部を改正する条例

秋田市土地開発基金条例（昭和44年秋田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「35億円」を「15億円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 8 月31日から施行する。

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 7 号

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例

秋田市特別会計条例（昭和39年秋田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 秋田市公設地方卸売市場会計

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市地域振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 8 号

秋田市地域振興基金条例の一部を改正する条例

秋田市地域振興基金条例（平成 2 年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「推進」の次に「および民間団体の行う在宅福祉の向上、健康づくり等の事業の支援」を加える。

第 4 条中「計上して」の次に「、基金の設置の目的を達成するために要する経費に充てるほか」を加える。

第 5 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「福祉活動」を「保健福祉活動」に改め、同条第 3 号中「その他福祉のまちづくりの推進を図る」を「前 2 号に掲げるもののほか、基金の設置の目的を達成する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（秋田市ふれあい福祉基金条例の廃止）

2 秋田市ふれあい福祉基金条例（平成 4 年秋田市条例第 3 号）は、廃止する。

（秋田市ふれあい福祉基金条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の秋田市ふれあい福祉基金条例の規定により設置されていた秋田市ふれあい福祉基金に属する財産は、この条例の施行の日において、改正後の秋田市地域振興基金条例の規定による秋田市地域振興基金に属する財産とする。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 9 号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第82条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第 6 条の 7 を次のように改める。

第 6 条の 7 削除

附則第15条第 1 項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第25条第 1 項中「この条において」を「この項において」に、「」については「」がある場合には、特例損失金額（同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項および次項において「損失対象金額」という。）について、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条中第 4 項を削り、第 5 項を第 3 項とする。

附則に次の 1 条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第27条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第24条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、同号に規定する額に500円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第25条の規定の適用については、同条中「前条第 1 項第 1 号の額」とあるのは、「前条第 1 項第 1 号の額に500円を加算した額」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 6 条の 7 の改正規定および次項の規定 平成25年 1 月 1 日

(2) 第82条の改正規定および附則第15条第 1 項の改正規定ならびに附則第 3 項の規定 平成25年 4 月 1 日

（個人の市民税に関する経過措置）

2 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（改正前の秋田市市税条例第36条に規定する退職手当等をいう。）に係る改正前の秋田市市税条例附則第 6 条の 7 第 1 項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

3 平成25年 4 月 1 日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

秋田市暴力団排除条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第10号

秋田市暴力団排除条例

（目的）

第 1 条 この条例は、暴力団の排除について、基本理念を定め、ならびに市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、

暴力団の排除に係る施策に関し必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全および平穏を確保し、ならびに市民の経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活および事業者の事業活動に不当な影響を与えるものであることを認識し、暴力団を恐れないこと、暴力団を利用しないことおよび暴力団に対して資金を提供しないことを基本として、市、市民、事業者、秋田県警察、関係機関および関係団体の相互の連携協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、および実施するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、秋田県警察に対し、当該情報を提供するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除の活動に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業に関し暴力団が利益を得ることとならないよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民および事業者（以下「市民等」という。）は、暴力団の排除に資すると認める情報を得たときは、市に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

（市の事務および事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団が利益を得ることとならないよう、公共工事の入札に暴力団員および暴力団と密接な関係を有する者を参加させないことその他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

（啓発活動）

第7条 市は、市民等が暴力団の排除の必要性について理解を深めるとともに、暴力団の排除に関する社会的気運を醸成するため、市民等に対し、秋田県警察、関係機関および関係団体と連携し、暴力団の実態についての周知その他の啓発活動を行うものとする。

（行事からの暴力団の排除）

第8条 市が共催し、協賛し、又は後援する祭礼、興業その他の公共の場所に多数の者が一時的に集合する行事を主催するものは、当該行事の開催および運営に係る約款、規約等において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- (1) 当該行事の開催および運営に関し、暴力団員および暴力団と密接な関係を有する者を利用しないこと又は関与させないこと。
- (2) 暴力団員および暴力団と密接な関係を有する者であることを知りながら、その者に露店、屋台店その他これらに類する

店を出店させないこと。

（個人情報の収集および提供）

第9条 秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第2条第1号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）は、暴力団の排除のため必要な個人情報（同条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を必要かつ最小限の範囲内で収集するものとする。

2 実施機関は、暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報のうち必要と認めるものを警察署長に提供することができるものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、暴力団の排除に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第11号

秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設条例を廃止する条例

秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設条例（平成16年秋田市条例第80号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

秋田市民交流プラザ条例（平成16年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 きらめき広場等の使用料（第5条関係）

施設名	使 用 料		
	区 分	単 位	金 額
きらめき広場	全面	1 時間につき	6,000円
	1 区画		500円
音楽交流室	A		700円
	B		500円
	C		
	D		1,050円
	多目的ホール		全面
A 区画			2,300円
B 区画			1,800円
市民活動センター	洋室 A		
	洋室 B		550円
	洋室 C	全面	1,200円
		半面	600円
	和室		650円
	和室－ 1		300円

	和室－2	350円
	調理室	500円

備考

- 1 この表において「1区画」とは、きらめき広場を床面積50平方メートルごとに12区画に区切った場合の1の区画をいう。
- 2 この表において、「A区画」とは多目的ホールを2区画に区切った場合の床面積が230平方メートルの部分といい、「B区画」とはA区画以外の床面積が180平方メートルの部分という。
- 3 この表において、「和室－1」とは市民活動センターの和室を2室に区切った場合の床面積が30平方メートルの部分といい、「和室－2」とは和室－1以外の床面積が35平方メートルの部分という。
- 4 使用時間が1時間に満たないときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数があるときは当該端数を1時間に切り上げる。
- 5 専用使用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として使用する場合の使用料の額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の秋田市民交流プラザ条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田市障害福祉サービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第13号

秋田市障害福祉サービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市障害福祉サービスセンター条例（平成8年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

- 第4条第1号中「同条第5項」を「同条第6項」に改める。
- 第6条第2項中「第30条第2項」を「第30条第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第14号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

- 第2条中「別表第6」を「別表第7」に改める。
- 第5条第2項中「別表第2第61号」を「別表第3第61号」に、「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第6中「別表第5」を「別表第6」に改め、同表を別表第

7とする。

別表第5第3号のエ中「。第6号」を「。以下この号および第6号」に、「」および「」を「」、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（おおよび第6号において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）および「に改め、同号のお中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「および浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加え、同表第6号中「ならびに浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るもの」を「、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るものならびに浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の浮き蓋に係るもの」に改め、同表を別表第6とする。

別表第4を別表第5とし、別表第3を別表第4とし、別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 介護保険関係手数料（第2条関係）

事 務	名 称	金 額
(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査	介護老人保健施設の開設許可申請手数料	63,000円
(2) 介護保険法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の入所定員等の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査	介護老人保健施設の変更許可申請手数料	33,000円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第15号

秋田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市老人デイサービスセンター条例（平成3年秋田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「第42条の2第2項第1号」を「第42条の2第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第16号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項第1号および第2号中「2万7,138円」を「3万1,884円」に改め、同項第3号中「4万707円」を「4万7,826円」に改め、同項第4号中「5万4,276円」

を「6万3,768円」に改め、同項第5号中「5万8,619円」を「6万8,870円」に改め、同項第6号中「6万7,845円」を「7万9,710円」に改め、同項第7号中「8万1,414円」を「9万5,652円」に改め、同条第2項および第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の秋田市介護保険条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)
- 3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第16条第1項および第2項（同条第3項および第4項において準用する場合を含む。）に規定する第一号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、4万1,450円とする。
- 4 令附則第17条第1項および第2項（同条第3項および第4項において準用する場合を含む。）に規定する第一号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、5万2,928円とする。

秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第17号

秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

秋田市食品衛生法施行条例（平成12年秋田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2項第12号中「ふた」を「蓋」に改め、同項第21号中「充てんした」を「充填した」に改め、同表第4項第8号中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ト」を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第7号」に、「食品を」を「特定原材料を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第18号

秋田市児童館条例の一部を改正する条例

秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市中通児童館の項中「秋田市南通みその町3番27号」を「秋田市南通亀の町12番17号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市一般廃棄物処理施設整備基金条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第19号

秋田市一般廃棄物処理施設整備基金条例

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設の整備等の関連事業に要する経費に充てるため、秋田市一般廃棄物処理施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、一般廃棄物処理施設の設備等の関連事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例および秋田市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第20号

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例および秋田市屋外広告物条例の一部を改正する条例

(秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第1条 秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成8年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

(秋田市屋外広告物条例の一部改正)

第2条 秋田市屋外広告物条例（平成8年秋田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項第4号中「住所」の次に「(法定代理人が法人である場合においては、その名称、住所および役員の氏名)」を加える。

第21条の4第1項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第21号

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例

秋田市商工業振興条例（昭和42年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信関連事業所」を「流通関連施設、情報通信関連事業所、特定サービス施設」に改める。

第2条第1項第2号および第3号中「又は貿易関連施設」を「、貿易関連施設又は流通関連施設」に改め、同項第4号中「情報通信関連事業所」の次に「又は特定サービス施設」を加え、同号ア中「3,000万円」を「、常時使用する従業員の数から5を減じた数に50万円を乗じて計算した額（その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円）を3,000万円から減じた額」に改め、同項第5号中「情報通信関連事業所」の次に「又は特定サービス施設」を加え、同項第8号中「又は貿易関連施設」を「、貿易関連施設又は流通関連施設」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第22号

秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例を廃止する条例

秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例（平成16年秋田市条例第136号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第23号

秋田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

秋田市自転車等駐車場条例（平成元年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号イ中「午前7時から午後9時まで」を「午前9時から午後7時まで」に改める。

第6条第1項中「駐車場」の次に「（アトリオン広場地下自転車駐車場を除く。）」を加え、「定期使用し、又は自転車の冬期保管のため使用しよう」を「定期使用しよう」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、アトリオン広場地下自転車駐車場にあっては、無料とする。

第7条第2項中「および冬期保管」を削る。

別表第2の1の表中「1 秋田駅西地下自転車駐車場および秋田駅東自転車等駐車場の使用料」を削り、別表第2の2の表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にアトリオン広場地下自転車駐車場を一時使用している者に係る使用料の額およびその徴収方法については、なお従前の例による。

秋田市にぎわい交流館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第24号

秋田市にぎわい交流館条例の一部を改正する条例

秋田市にぎわい交流館条例（平成23年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 附属設備の利用料金（第4条関係）

品 名	単 位	利用料金
音響映像設備で規則で定めるもの	1 設備につき	8,000円の範囲内で規則で定める額
照明設備で規則で定めるもの		7,000円の範囲内で規則で定める額
舞台設備で規則で定めるもの		6,000円の範囲内で規則で定める額
その他附属設備で規則で定めるもの		10,000円の範囲内で規則で定める額

備考 この表の額は、市長が特に必要があると認める場合を除き、別表第1および別表第2に定める施設の利用時間の区分（1時間当たりの利用料金の額が定められている施設にあっては、1時間）ごとの額とする。

附 則

この条例は、平成24年7月21日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、同月5日から施行する。

秋田市短期大学運営基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第25号

秋田市短期大学運営基金条例の一部を改正する条例

秋田市短期大学運営基金条例（平成6年秋田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市短期大学運営等基金条例

第1条中「の健全な運営」を「等の健全な運営等」に、「秋田市短期大学運営基金」を「秋田市短期大学運営等基金」に改める。

第4条第1項および第5条中「の管理運営」を「等の管理運営ならびに施設および設備の整備」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第26号

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校給食共同調理場設置条例（昭和58年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秋田市立太平小学校、山谷小学校、太平中学校共同調理場の項中「秋田市立太平小学校、山谷小学校、太平中学校共同調理場」を「秋田市立太平小学校、太平中学校共同調理場」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市招致外国青年の給料および旅費に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第27号

秋田市招致外国青年の給料および旅費に関する条例を廃止する条例

秋田市招致外国青年の給料および旅費に関する条例（昭和62年秋田市条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第28号

秋田市立図書館条例の一部を改正する条例

秋田市立図書館条例（昭和57年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市美術作品等取得基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

秋田市美術作品等取得基金条例の一部を改正する条例

秋田市美術作品等取得基金条例（平成 9 年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「すぐれた」を「優れた」に、「を取得する」を「の取得等の」に改める。

第 5 条中「取得」の次に「および修復」を加え、「処分する」

を「、処分する」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第30号

秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する条例

秋田市立千秋美術館条例（平成元年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「美術館に」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第 1 項の規定に基づき、美術館に」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第31号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出しおよび 4 項を加える。

（指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等に関する経過措置）

7 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。附則第10項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第 1 条第 1 項の規定の改正により新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から附則第 9 項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第31条の 2 第 2 項第 9 号に定める基準に適合しないものの位置、構造および設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

(1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件および使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

(2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年 7 月 1 日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

8 新規対象のうち、第31条の 2 第 1 項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵および取扱いに係る技術上の基準については、同号イの規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。

9 新規対象のうち、第31条の 2 第 2 項第 1 号から第 8 号まで、第31条の 3 の 2（第 3 号を除く。）又は第31条の 4 第 2 項（第 1 号、第10号および第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造および設備に係る技術上の基準については、

これらの規定は、当該新規対象が附則第7項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

- 10 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防署長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第32号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「327,700人」を「319,100人」に、「144,900立方メートル」を「125,700立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第33号

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例

市立秋田総合病院使用料および手数料条例（昭和29年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考の5中「注5」を「注8」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第34号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第5項（附則第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第5項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国

税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第35号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第37条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

附則第6条の8の2第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同条を附則第6条の8の3とし、附則第6条の8の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号および第10項の条例で定める割合）
第6条の8の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

2 法附則第15条第10項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第6条の9の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第6条の10の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成22年度分又は平成23年度分」を「平成25年度又は平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地」を「平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第7条の見出しおよび同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は」を削り、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第7条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下この条において「改正法」という。）附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「」の規定」の次に「（改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

附則第8条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年

3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第24条の次に次の1条を加える。

第24条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目および地積ならびにその用途

イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積ならびにその用途

ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類および数量ならびにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号および第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第25条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第25条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項および次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第19条第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第20条第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第21条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適

用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第18条、附則第19条、附則第20条又は附則第21条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものおよびその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第26条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項もしくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第6条の5の2および附則第6条の5の3の規定の適用については、附則第6条の5の2第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第6条の5の3第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

2 改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）附則第26条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第6条の8の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。附則第6項および附則第7項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第6条の8の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 改正前の秋田市市税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第7条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）および第4項の規定は、改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分および平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例 附則第 7 条第 2 項	前項 平成21年度から 平成23年度まで の各年度分 10分の 8	附則第 7 条第 1 項 平成24年度分および平成25年度 分 10分の 9
旧条例 附則第 7 条第 4 項	0.8 平成21年度から 平成23年度まで の各年度分 第 1 項	0.9 平成24年度分および平成25年度 分 附則第 7 条第 1 項

7 改正法附則第 9 条第 1 項および前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 12 条	又は第 8 条の 2	もしくは第 8 条の 2 又は秋田市 市税条例の一部を改正する条例 （平成24年秋田市条例第35号。 以下「平成24年改正条例」とい う。）附則第 6 項の規定により なおその効力を有するものとし て読み替えて適用される平成24 年改正条例による改正前の秋田 市市税条例（以下「平成24年改 正前の条例」という。）附則第 7 条第 2 項もしくは第 4 項
	又は第 8 条の規 定	もしくは第 8 条又は平成24年改 正条例附則第 6 項の規定により なおその効力を有するものとし て読み替えて適用される平成24 年改正前の条例附則第 7 条第 2 項もしくは第 4 項の規定
附則第 13 条第 1 項	附則第 7 条	附則第 7 条又は平成24年改正条 例附則第 6 項の規定によりなお その効力を有するものとして読 み替えて適用される平成24年改 正前の条例附則第 7 条第 2 項も しくは第 4 項

規 則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 7 号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第40条の 3」を「第40条の 2」に改める。

第 6 条第 1 項の表福祉保健部の項中

介護・高齢福祉課	を
保護第一課	
保護第二課	

長寿福祉課	に
保護第一課	
保護第二課	
介護保険課	

改める。

第 9 条第 1 項管財課の項第 5 号中「貸付け」を「活用」に改める。

第10条企画調整課の項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、同項第11号中「行政審議委員会」を「庁議」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第10号を第12号とし、第 3 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) スポーツホームタウンの推進に関すること。

(4) 第29回国民文化祭に関すること。

第12条第 1 項生活総務課の項第 5 号中「（改築を除く。）」を削り、同項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第22号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第13条第 1 項福祉総務課の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第18号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 1 項障がい福祉課の項第 4 号を削り、同項第 5 号中「障害者自立支援法」の次に「（平成17年法律第123号）」を加え、「および」を「、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者および」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項中第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第10号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 1 項介護・高齢福祉課の項を次のように改める。

長寿福祉課

(1) 高齢者福祉に係る企画および調整に関すること。

(2) 高齢者福祉サービスに関すること。

(3) 地域包括ケアに関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 地域包括支援センターに関すること。

(5) 高齢者の生きがいづくりに関すること。

(6) エイジフレンドリーシティの推進に関すること。

(7) 老人デイサービスセンターに関すること。

(8) 老人いきいの家に関すること。

(9) 雄和ふれあいプラザに関すること。

(10) 河辺高齢者健康づくりセンターに関すること。

第13条第 1 項保護第二課の項の次に次のように加える。

介護保険課

(1) 介護保険に係る企画および調整に関すること。

(2) 秋田市介護保険事業財政調整基金の管理に関すること。

(3) 介護保険給付に関すること。

(4) 介護保険料の賦課に関すること。

(5) 介護保険料およびこれに伴う収入金の徴収ならびに収入整理等に関すること。

(6) 介護保険料の督促および滞納処分に関すること。

(7) 指定居宅サービス事業者の指定等に関すること。

(8) 介護老人保健施設の開設許可等に関すること。

(9) 老人居宅生活支援事業の届出等に関すること。

(10) 老人福祉施設の設置認可等に関すること。

(11) 要介護認定等に関すること。

(12) 介護認定審査会に関すること。

第13条の2 子ども総務課の項第12号中「部」を「課」に改め、同条子ども育成課の項に次の2号を加える。

(5) 子ども広場に関すること。

(6) 課の予算経理に関すること。

第13条の2 子ども健康課の項に次の1号を加える。

(4) 課の予算経理に関すること。

第13条の3 環境総務課の項中第11号を第16号とし、第10号を第15号とし、第9号を削り、第8号を第14号とし、同号の前に次の3号を加える。

(11) 環境教育および環境学習に関すること。

(12) 市民の環境活動に関すること。

(13) 自然環境の保全等に関すること。

第13条の3 環境総務課の項中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) スマートシティ・プロジェクトの推進に関すること。

第13条の3 環境総務課の項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 環境施策についての企画に関すること。

(5) 環境基本計画に関すること。

第13条の3 環境都市推進課の項中第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同号の次に次の2号を加える。

(3) 一般廃棄物処理業の許可に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 一般廃棄物処理業者の指導監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第13条の3 環境都市推進課の項中第7号から第9号までを削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 秋田市一般廃棄物処理施設整備基金の管理に関すること。

第13条の3 環境都市推進課の項中第13号を第11号とし、同条廃棄物対策課の項第1号中「一般廃棄物処理業および」および「(他の所管に属するものを除く。)」を削り、同項第2号中「一般廃棄物処理業者および」および「(他の所管に属するものを除く。)」を削る。

第14条商工労働課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第27号までを2号ずつ繰り上げ、同項第28号中「課」を「部（大森山動物園を除く。）」に改め、同号を同項第26号とし、同条観光物産課の項中第18号を削り、第17号を第18号とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「物産」の次に「および工芸品」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 秋田空港の利用の促進に関すること。

第14条の2 第1項農林総務課の項中第27号を削り、第26号を第27号とし、第20号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 六次産業化に関すること。

第14条の2 第1項農林総務課の項第31号中「(市場を除く。)」を削る。

第15条公園課の項第1号、第2号、第4号および第8号中「こと」の次に「(他の所管に属するものを除く。)」を加える。

第18条の2 事務局の項管理課の項第4号中「秋田市短期大学運営基金」を「秋田市短期大学運営等基金」に改める。

第25条第1項中第66号を削り、第67号を第66号とし、第68号から第97号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第2号中「第71号」を「第70号」に改め、同項第3号中「第74号から第97号まで」を「第73号から第96号まで」に改め、同項第4号中「第70号」を「第69号」に、「第72号から第97号まで」を「第71号から第96号まで」に改め、同条第3項中「第97号」を「第96号」に改める。

第29条中「(雄和火葬場を含む。)」を削る。

第30条の7 保健総務課の項第8号中「劇物販売業」を「劇物」に改める。

第33条から第34条の3までの規定中「福祉保健部介護・高齢福祉課」を「福祉保健部長寿福祉課」に改める。

第34条の5に次の1号を加える。

(6) 子ども未来センターの予算経理に関すること。

第36条中第9号を第14号とし、第8号の次に次の5号を加える。

(9) 大森山公園の公園施設の設置許可および管理許可に関すること。

(10) 大森山公園の公園地の占用許可、使用許可および使用料の徴収に関すること。

(11) 大森山公園の賃貸借契約に関すること。

(12) 大森山公園の維持管理に関すること。

(13) 大森山自然動物公園（仮称）整備構想の推進に関すること。

第37条中「(以下「市場」という。)」を削り、「市場に」を「中央卸売市場に」に改める。

第38条第1号中「市場」を「中央卸売市場」に改め、同条第2号中「市場施設」の次に「(中央卸売市場の市場施設に限る。以下同じ。)」を加え、同条第7号中「市場運営協議会」を「中央卸売市場運営協議会」に改め、同条第8号中「市場取引委員会」を「中央卸売市場取引委員会」に改め、同条第18号を次のように改める。

(18) 公設地方卸売市場に関すること。

第38条の次に次の1条を加える。

(公設地方卸売市場の分掌事務等)

第38条の2 秋田市公設地方卸売市場業務条例（平成23年秋田市条例第29号）の規定による公設地方卸売市場は、農林部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 公設地方卸売市場の施設の管理（指定管理者が行うものを除く。）に関すること。

第40条の3を削る。

第47条第1項の表中

「

4の2	市場長	市場
-----	-----	----

」を

「

4の2	市場長	中央卸売市場
-----	-----	--------

」に

改め、同条第2項の表第2号および第3号中「、市場」を削り、同表中

「

4の2	報道官	広報広聴課	上司の命を受けて、報道に関する事務を掌る。
-----	-----	-------	-----------------------

」を

「

4の2	報道官	広報広聴課	上司の命を受けて、報道に関する事務を掌る。
4の3	担当官	課所室等	上司の命を受けて、特定の課題に関する事務を掌る。

」に

改め、同表第 9 号中「園長補佐」を「副園長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市災害対策基本条例施行規則をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 8 号

秋田市災害対策基本条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秋田市災害対策基本条例（平成24年秋田市条例第 3 号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害時要援護者に係る個人情報)

第 2 条 条例第14条第 2 項に規定する規則で定めるものは、市内に居住する災害時要援護者（原則として 1 年以上の期間継続して医療機関に入院している者および福祉施設に入所している者を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものに係る氏名、住所、年齢および性別とする。

(1) 介護保険法（平成 9 年法律第123号）に規定する要介護状態区分が要介護 3 から要介護 5 までのいずれかに該当する旨の認定を受けている者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する視覚障害の障害の程度が 1 級であるもの又は聴覚障害もしくは肢体不自由の下肢もしくは体幹の機能障害の障害の程度が 1 級もしくは 2 級であるもの

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 9 号

秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設条例施行規則を廃止する規則

秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設条例施行規則（平成16年秋田市規則第55号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第10号

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表中「27,138円」を「31,884円」に、「40,707円」を

「47,826円」に、「54,276円」を「63,768円」に、「67,845円」を「79,710円」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第11号

秋田市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市屋外広告物条例施行規則（平成 9 年秋田市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第17条第 1 号中「が条例第21条の 4 第 1 項各号」を「(法人である場合にあっては、その役員) が条例第21条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号まで」に改め、同条第 3 号中「法定代理人」の次に「(法人である場合にあっては、その役員)」を加え、同条第 4 号中「登録申請者」の次に「又はその法定代理人」を加える。

第18条第 4 号中「書面」の次に「(法定代理人が法人である場合にあっては、これらの書面および登記事項証明書)」を加える。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の 3 の次に次の 1 号を加える。

(2)の 4 流通関連施設 流通関連業（道路貨物運送業、倉庫業その他の流通に関連する業種のうち市長が別に定めるものをいう。）において、秋田県の区域を越えた物流ネットワークを構築して行う事業の用に供する施設をいう。

第 2 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(3)の 2 特定サービス施設 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第 5 条第 5 項の規定に基づき主務大臣が同意した同条第 1 項の基本計画において集積を図ることとした業種に関連するサービスを行う事業の用に供する施設のうち市長が別に定めるものをいう。

第 2 条第 5 号中「情報通信関連事業所」を「流通関連施設、情報通信関連事業所、特定サービス施設」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号および第 3 号から第 5 号までの規定中「平成24年 3 月末日」を「平成26年 3 月末日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例施行規則を廃止する規則
をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第13号

秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例施行規則を廃止する
規則

秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例施行規則（平成17年秋田
市規則第51号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をこ
ここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第14号

秋田市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市自転車等駐車場条例施行規則（平成元年秋田市規則第23
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書中「（秋田駅西地下自転車駐車場および
秋田駅東自転車等駐車場に係るものに限る。次条において同じ。）」
および「（以下「東駐車場等定期使用者」という。）」を削り、同
条第 2 項中「又は冬期保管券」を削る。

第 3 条第 1 項中「東駐車場等定期使用者」を「前条第 2 項の規
定により定期使用券の交付を受けた者」に改める。

第 4 条の表60円券（11枚つづり）の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の秋田市自転車等駐車場条例施行規則の規定に基づき
発行された回数駐車券については、この規則の施行の日以後に
においても使用することができる。

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を
改正する規則

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則（平成16年秋
田市規則第100号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 号および第 2 号を削り、本則第 3 号中「農地法」の次
に「（昭和27年法律第229号）」を加え、「ならびに同法第 5 条第 3
項および第 5 項」を削り、同号を本則第 1 号とし、本則第 4 号中
「第 4 項」の次に「ならびに同条第 3 項および第 5 項において準
用する同法第 4 条第 3 項」を加え、同号を本則第 2 号とし、本則
第 5 号を本則第 3 号とし、本則第 6 号中「前各号および第 8 号」
を「前 3 号および第 6 号」に改め、同号を本則第 4 号とし、本則
第 7 号中「第 5 号」を「第 3 号」に改め、同号を本則第 5 号とし、
本則第 8 号中「第 3 号および第 4 号」を「第 1 号および第 2 号」
に改め、同号を本則第 6 号とし、本則中第 9 号を第 7 号とし、第
10号から第12号までを 2 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第16号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する
規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成 9 年秋田市規則
第64号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 項第 2 号中「第 7 条第 3 項」の次に「（法第22条第 4
項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第 4 号中「第15
条の 3」の次に「（法第22条第 4 項において準用する場合を含む。）」
を加え、同項第 5 号中「に定める毒物又は劇物の販売業者に対し」
を「（法第22条第 4 項および第 5 項において準用する場合を含む。）
に定める」に改め、同項第 8 号中「第19条第 3 項」の次に「（法
第22条第 4 項において準用する場合を含む。）」を加え、同項中第
16号を第19号とし、第12号から第15号までを 3 号ずつ繰り下げ、
第11号の次に次の 3 号を加える。

- (2) 法第22条第 1 項および第 2 項に定める業務上取扱者の届出
に関する事項
- (3) 法第22条第 3 項に定める事業の廃止等の届出に関する事項
- (4) 法第22条第 6 項に定める措置命令に関する事項

別表第10項第 2 号中「第 6 条第 1 項」の次に「および第 3 項」
を加え、同表第13項第 8 号中「第34条第 1 項」を「第34条」に改
める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則をここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成23年
秋田市条例第28号）の施行期日は、平成24年 4 月 1 日とする。

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規
則

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和50年秋田市規則第
31号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者（第 4 条―第17条）

第 2 節 仲卸業者（第18条－第27条）

第 3 節 売買参加者（第28条－第31条）

第 4 節 関連事業者（第32条－第35条）

第 3 章 売買取引および決済の方法（第36条－第77条）

第 4 章 卸売の業務に関する品質管理（第77条の 2）

第 5 章 市場施設の使用（第78条－第92条）

第 6 章 監督（第92条の 2）

第 7 章 市場運営協議会および市場取引委員会（第93条－第98条の 7）

第 8 章 雑則（第99条－第107条）

附則

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 3 条第 1 項を次のように改める。

条例第 5 条第 2 項に規定する規則で定める卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻は午前 8 時とし、販売終了時刻は午後 3 時とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これらの時刻を変更することができる。

第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

年 間 卸 売 金 額	保証金の額
30億円未満	120万円
30億円以上50億円未満	200万円
50億円以上	300万円

備考

- 1 年間卸売金額は、前事業年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）により算定するものとする。
- 2 年間卸売金額には、消費税額および地方消費税額を含むものとする。

第 5 条第 2 項中「次に掲げる」を「特別の法律により法人が発行する」に改め、同条第 3 項第 3 号中「前項第 1 号から第 3 号までに掲げる」を「前項に規定する」に改める。

第 7 条および第 8 条を次のように改める。

第 7 条および第 8 条 削除

第 9 条第 2 項を削る。

第11条中「又は記章」を削り、「もしくは」を「又は」に、「、市長に届出て」を「市長に届け出て、その」に改め、同条後段を削る。

第12条を次のように改める。

（販売担当者）

第12条 卸売業者は、市場において相対取引で物品を卸売しようとするときは、その販売担当者の氏名、住所および生年月日を記載した名簿を作成し、市長がその写しの提出を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第 2 項中「次の各号に掲げる報告書等」を「残高試算表」に改め、同項各号を削る。

第16条第 2 号中「法人である場合は、」を削り、「」が、法第17条第 1 項第 1 号に該当すること」を「次号において同じ。」が、破産者で復権を得ないもの」に、「法第17条第 1 項第 2 号に規定する禁錮」を「禁錮」に、「もしくは」を「、もしくは法の規定により」に改め、同条第 3 号中「（法人である場合は、その業務を執行する役員を含む。）」を削る。

第18条第 1 項中「第18条第 3 項」を「第18条第 2 項」に改め、

同条第 2 項第 1 号中「又は規約」を削り、同項第 4 号中「代表者および」を削り、同項第 6 号中「第18条第 4 項第 2 号」を「第18条第 3 項第 2 号」に改める。

第20条中「取扱品目の部類ごとに」を削る。

第21条の見出しを「（記章の着用）」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「仲卸しの業務に従事するときは、前項の仲卸業者章」を「卸売業者の行う卸売に参加するときは、市長が指定する記章」に改め、同項を同条とする。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第26条中「第18条第 4 項第 2 号」を「第18条第 3 項第 2 号」に、「届出なければならない」を「届け出なければならない」に改める。

第28条第 1 項中「第26条第 3 項」を「第26条第 2 項」に改め、同条第 2 項第 1 号中「又は規約」を削り、同項第 3 号中「履歴書」の次に「、写真」を加え、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「第26条第 4 項第 3 号」を「第26条第 3 項第 3 号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号を同項第 6 号とし、同条第 3 項第 3 号中「第26条第 4 項第 3 号」を「第26条第 3 項第 3 号」に改める。

第29条の見出し中「の交付」を削り、同条第 1 項中「および売買参加者章」を削り、同条第 2 項中「前項の」を「市長が指定する記章」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（売買参加者の承認の更新）

第29条の 2 条例第26条の 2 第 2 項の規定による承認の更新の申請は、売買参加者承認更新申請書に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 前条第 1 項の規定は、前項の承認の更新について準用する。

第30条中「第26条第 4 項第 1 号」を「第26条第 3 項第 1 号」に、「届出なければならない」を「届け出なければならない」に改める。

第31条中「、第11条および第22条」を「および第11条」に改め、同条後段を削る。

第32条第 1 項第 1 号中「冷蔵庫業、バナナ加工業、水産加工業、食品販売業、」を「花き関連資材販売業」に改め、同項第 2 号中「、金融業、」を削り、同条第 2 項中「別表第 2」を「、別表第 1」に改める。

第33条第 2 項第 1 号中「又は規約」を削り、同項第 3 号中「代表者および」を削る。

第37条第 3 項後段を削る。

第41条第 1 項本文中「重量」を「本数又は鉢数」に改め、同項ただし書中「重量に」を「本数又は鉢数に」に改め、「と市長が認めた」を削り、「重量以外」を「これら以外」に改め、同条第 2 項を削る。

第42条中「第36条第 1 項第 2 号」を「第36条第 1 項第 1 号」に、「別表第 3 に掲げるとおり」を「50パーセント」に改める。

第56条第 4 項を削る。

第67条第 1 項中「、販売原票を作成し、その写しを市長に提出しなければならない」を「販売原票を作成し、市長がその写しの提出を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない」に改め、同条第 2 項中「その写しを直ちに市長に提出しなければならない」を「市長がその写しの提出を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない」に改める。

第68条を次のように改める。

（売買仕切書）

第68条 卸売業者は、条例第55条第 1 項の売買仕切書について、

市長がその写しの提出を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

第68条の 2 を削る。

第73条を次のように改める。

第73条 削除

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第77条の 2 第 1 項中「、市場のすべての取扱品目の部類について」を削り、同項第 1 号ア中「、取扱品目」を削り、同項第 2 号アの(イ)中「腐敗に結びつく部位および物品ならびに」を削り、同号アの(ウ)中「とともに、低温倉庫および冷蔵庫での先入れ先出しに留意し、保管期間の短縮を図る」を削り、同項第 3 号アの(イ)を削り、同号アの(ウ)を同号アの(イ)とする。

第80条第 1 項中「施設使用料月額」を「市場使用料の月額」に改める。

第87条中「使用料相当額」を「市場使用料相当額」に改める。

第88条の見出しを「(市場使用料)」に改め、同条中「使用料は、別表第 4」を「市場使用料は、別表第 2」に改める。

第89条の見出しおよび同条第 1 項中「使用料」を「市場使用料」に改め、同条第 3 項中「使用料に円未満」を「市場使用料に 1 円未満」に改める。

第90条第 1 項中「の各号」を削り、「および電話」を「、電話」に改め、同項中第 7 号および第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、同条第 3 項中「ある」を「できる」に改める。

第91条の見出しを「(市場使用料の納期)」に改め、同条第 1 項中「使用料は、毎月末日」を「市場使用料は、毎月25日」に、「月分」を「翌月分」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第91条第 2 項中「使用料」を「市場使用料」に改め、同条第 3 項を削る。

第92条の見出しを「(市場使用料の減免の申請)」に改め、同条中「使用料の」を「市場使用料の」に、「使用料減免申請書」を「市場使用料減免申請書」に改める。

第98条の 6 を削り、第98条の 7 を第98条の 6 とし、第98条の 8 を第98条の 7 とする。

第100条の見出しを「(許可証等の返還)」に改め、同条中「又は承認書および記章」を「(仲卸業者であって、第23条第 3 項又は第24条第 3 項の規定による認可書の交付を受けたものにあつては、許可証および認可書) 又は承認証」に改める。

別表第 1 を削る。

別表第 2 乾物の項から雑穀の項までおよび鳥卵の項を削り、同表を別表第 1 とする。

別表第 3 を削る。

別表第 4 卸売業者市場使用料の項中「127円（花き部にあっては、159円）」を「159円」に改め、同表仲卸業者市場使用料の項中「636円（花き部にあっては、795円）」を「795円」に改め、同表買荷保管積込所使用料の項から倉庫使用料の項までを次のように改める。

買荷保管積込所使用料		1 平方メートルにつき	月額	265円
関連事業者	甲	1 平方メートルにつき	月額	1,166円
市場使用料	乙	1 平方メートルにつき	月額	848円

卸売業者事務所使用料	1 平方メートルにつき	月額	636円
仲卸業者事務所使用料	1 平方メートルにつき	月額	636円
倉庫使用料	1 平方メートルにつき	月額	795円

別表第 4 冷蔵庫使用料の項、バナナ加工所使用料の項、水産加工所使用料の項、青果共同加工センター使用料の項、事務室使用料の項、駐車場使用料の項、空地使用料の項および運輸施設使用料の項を削り、同表を別表第 2 とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の秋田市中央卸売市場業務条例施行規則別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後の市場施設の使用に係る市場使用料について適用し、同日前の市場施設の使用に係る市場使用料については、なお従前の例による。

秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則をここに公布する。
平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者（第 4 条―第 7 条）

第 2 節 仲卸業者（第 8 条―第15条）

第 3 節 売買参加者（第16条―第20条）

第 4 節 関連事業者（第21条―第24条）

第 3 章 売買取引および決済の方法（第25条―第47条）

第 4 章 卸売の業務に関する品質管理（第48条）

第 5 章 市場施設の使用（第49条―第63条）

第 6 章 監督（第64条）

第 7 章 市場運営協議会および市場取引委員会（第65条―第77条）

第 8 章 雑則（第78条―第87条）

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秋田市公設地方卸売市場業務条例（平成23年秋田市条例第29号。以下「条例」という。）第69条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱品目に係るその他の加工食料品)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定めるその他の加工食料品は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(販売開始時刻等)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項の規定により規則で定める卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻および販売終了時刻は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これらの時刻を変更することができる。

部 類	販売開始時刻	販売終了時刻
青果部	午前 4 時	午後 3 時

水産物部

午前 2 時

2 前項の販売開始時刻は、電鈴又は振鈴をもって知らせるものとする。

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者

(誓約書の提出)

第 4 条 卸売業者は、卸売の業務の許可を受けたときは、速やかに誓約書を市長に提出しなければならない。

(保証金の額)

第 5 条 条例第 8 条の規定により規則で定める保証金の額は、次のとおりとする。

年間卸売金額	保証金の額
50億円未満	200万円
50億円以上75億円未満	300万円
75億円以上100億円未満	400万円
100億円以上150億円未満	600万円
150億円以上200億円未満	800万円
200億円以上	1,000万円

備考

1 年間卸売金額は、前事業年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）により算定するものとする。

2 年間卸売金額には、消費税額および地方消費税額を含むものとする。

(残高試算表の提出)

第 6 条 卸売業者は、毎月末日現在における残高試算表を作成し、翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(報告事項)

第 7 条 卸売業者は、秋田県卸売市場条例（昭和46年秋田県条例第71号）第 8 条の規定による廃止の届出をするときは、遅滞なく、その旨を市長に報告しなければならない。

第 2 節 仲卸業者

(仲卸業務の承認の申請)

第 8 条 条例第13条第 3 項の規定による承認の申請は、仲卸業務承認申請書によるものとする。

2 前項の承認申請書には、当該申請書が法人である場合にあっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 貸借対照表および損益計算書
- (4) 事業計画書
- (5) 業務を執行する役員の履歴書、写真、住民票の写しおよび市町村長の発行する身分証明書
- (6) 業務を執行する役員が、条例第13条第 4 項第 2 号および第 4 号に規定する者に該当しないことを誓約する書面
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第 1 項の承認申請書には、当該申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴書、写真、住民票の写しおよび市町村長の発行する身分証明書
- (2) 資産調査
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認証および記章)

第 9 条 市長は、前条第 1 項の承認申請書を受理し、仲卸業務を

承認したときは、当該申請者に対し仲卸業者承認証を交付する。

2 仲卸業者は、卸売業者の行う卸売に参加するときは、市長が指定する記章を着用しなければならない。

(保証金の額)

第10条 条例第15条第 1 項の規定により規定で定める保証金の額は、取扱品目の部類ごとに20万円とする。

(事業の譲渡し等の承認の申請等)

第11条 条例第17条第 3 項の規定による承認の申請は、事業の譲渡しおよび譲受けに係る申請については仲卸業者の事業の譲渡しおよび譲受け承認申請書により、仲卸業者である法人の合併又は分割に係る申請については仲卸業者の合併・分割承認申請書によるものとする。

2 第 8 条第 2 項および第 3 項の規定は、前項の承認申請書の添付書類について準用する。

3 市長は、第 1 項の承認申請書を受理し、仲卸業者の事業の譲渡しおよび譲受け又は仲卸業者の合併もしくは分割を承認したときは、当該申請者に対し、仲卸業者の事業の譲渡しおよび譲受け承認書又は仲卸業者の合併・分割承認書を交付する。

(相続の承認の申請等)

第12条 条例第18条第 4 項の規定による承認の申請は、仲卸業務相続承認申請書によるものとする。

2 第 8 条第 2 項および第 3 項の規定は、前項の承認申請書の添付書類について準用する。

3 市長は、第 1 項の承認申請書を受理し、仲卸業務の相続を承認したときは、当該申請者に対し仲卸業務相続承認書を交付する。

(事業報告書等の提出)

第13条 条例第20条の規定による事業報告は、仲卸業者事業報告書によるものとする。

2 前項の事業報告書には、貸借対照表、損益計算書等の計算書類を添付しなければならない。

3 法人である仲卸業者は、第 1 項の事業報告書に総会の議事録を添付しなければならない。

4 仲卸業者は、仲卸業者月間売上高報告書を作成し、翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(届出事項)

第14条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 条例第13条第 4 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当することとなったとき。
- (2) 法人にあっては、定款を変更し、又は総会の決議があったとき。

(準用)

第15条 第 4 条の規定は、仲卸業者について準用する。

第 3 節 売買参加者

(売買参加者の承認の申請)

第16条 条例第21条第 3 項の規定による承認の申請は、売買参加者承認申請書によるものとする。

2 前項の承認申請書には、当該申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 貸借対照表および損益計算書
- (4) 代表者の履歴書、写真および市町村長の発行する身分証明書

(5) 申請者が条例第21条第4項第3号に規定する者に該当しないことを誓約する書面

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の承認申請書には、当該申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴書、写真、住民票の写しおよび市町村長の発行する身分証明書

(2) 資産調書

(3) 申請者が条例第21条第4項第3号に規定する者に該当しないことを誓約する書面

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（承認証および記章）

第17条 市長は、前条第1項の承認申請書を受理し、売買参加者を承認したときは、当該申請者に対し売買参加者承認証を交付する。

2 売買参加者は、卸売業者の行う卸売に参加するときは、市長が指定する記章を着用しなければならない。

（売買参加者の承認の更新の申請等）

第18条 条例第22条第2項の規定による承認の更新の申請は、売買参加者承認更新申請書に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 前条第1項の規定は、前項の承認の更新について準用する。

（届出事項）

第19条 売買参加者は、条例第21条第4項第1号又は第3号に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（準用）

第20条 第4条の規定は、売買参加者について準用する。

第4節 関連事業者

（関連事業者の業務）

第21条 条例第25条第1項に規定する規則で定める業務は、次の各号に掲げる関連事業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第1種関連事業者 冷蔵庫業、バナナ加工業、水産加工業、食品販売業その他市長が必要と認めるもの

(2) 第2種関連事業者 飲食店営業、理容業、金融業その他市長が必要と認めるもの

（関連事業者の承認の申請等）

第22条 条例第25条第2項の規定による承認の申請は、関連事業者承認申請書によるものとする。

2 前項の承認申請書には、当該申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 業務を執行する役員の履歴書、写真、住民票の写しおよび市町村長の発行する身分証明書

(4) 直近2年間の営業実績を記載した書類（申請する業種に限る。）

(5) 業務を執行する役員が条例第26条第1項第2号に規定する者に該当しないことを誓約する書面

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の承認申請書には、当該申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴書、写真、住民票の写しおよび市町村長の発行する身分証明書

(2) 資産調書

(3) 直近2年間の営業実績を記載した書類（申請する業種に限る。）

(4) 条例第26条第1項第2号に規定する者に該当しないことを誓約する書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、第1項の承認申請書を受理し、関連事業を承認したときは、当該申請書に対し関連事業者承認証を交付する。

（保証金の額）

第23条 条例第27条第3項の規定により規則で定める保証金の額は、関連事業者市場使用料の月額額の6倍とする。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項に規定する保証金の額を減額することができる。

（準用）

第24条 第4条および第14条の規定は、関連事業者について準用する。

2 第13条第4項の規定は、第1種関連事業者について準用する。

第3章 売買取引および決済の方法

（受託物品の即日販売等）

第25条 卸売業者は、当日の販売開始時刻までに受領した受託物品については、その日に上場して販売しなければならない。ただし、委託者の指示がある場合又は市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

2 市長は、必要があると認めるときは、貯蔵品の上場を勧告することができる。

（上場の順位）

第26条 物品の上場は、同種物品の市場到着順とする。ただし、受託契約約款に特別の定めがある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、同一品目に属する受託物品と自己の計算による物品とが同時に到着したときは、受託物品を先に上場しなければならない。

3 卸売業者は、前2項の規定にかかわらず、相当の理由があるときは、上場の順位を変更することができる。

（上場の単位）

第27条 卸売業者は、上場物品の単位を定めるとき、又は変更するときは、あらかじめ上場単位決定（変更）届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、取引の適正および効率的な流通の確保を図るため、必要があると認めたときは、卸売業者に対し、その変更を命ずることができる。

（卸売の方法）

第28条 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本によって行わなければならない。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、銘柄によることができる。

2 卸売業者は、見本又は銘柄による卸売をする場合は、販売開始前に卸売物品の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他卸売に必要な事項を卸売場に掲示しなければならない。

（物品の下見）

第29条 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をする場合は、その販売開始時刻前に、仲卸業者および売買参加者が当該物品の下見を十分にできるよう、卸売場に配列しなければならない。

2 仲卸業者および売買参加者は、現品又は見本の下見を行い、取引の適正化に努めなければならない。

（売買取引の単位）

第30条 売買取引の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難であるときは、重量以外の単位によることができる。
(せり売の方法)

第31条 せり人は、せり売をしようとする物品について、品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後でなければ、せり売を開始することができない。ただし、規格が統一され、数量がまとまっている荷口の物品で、効率的な取引の確保のため、市長が必要と認めるときは、市長が定める方法によることができる。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格（せり申込価格および落札価格等は、消費税額および地方消費税額を含まない価格とする。）を、3回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落とし人とする。ただし、呼び上げ回数は状況に応じ、これを減ずることができる。

3 せり人は、最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せんその他公正な方法によって、せり落とし人を決定しなければならない。

4 せり人は、せり落とし人を決定したときは、価格および数量ならびに氏名、商号又は番号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

第32条 入札は、卸売業者が入札しようとする物品について、品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、入札に参加する者（以下「入札者」という。）に対し、一定の入札書に入札者の番号、入札金額（入札価格および落札価格等は、消費税額および地方消費税額を含まない価格とする。）その他必要な事項を記載させて行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに行わなければならない。

3 落札者は、入札者のうち最高価格の入札をした者とする。

4 前条第3項および第4項の規定は、入札について準用する。

(入札の無効)

第33条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札者を確認し難いとき。

(2) 入札金額その他必要な記載事項が不明なとき。

(3) 同一人が2通以上の入札書により入札したとき。

(4) 入札に際し、不正又は不当な行為があったとき。

(5) 条例又はこの規則もしくはこれらに基づく指示に違反したとき。

2 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となった場合は、開札の際、その理由を明示し、当該入札が無効な旨を告知するとともに、再入札をしなければならない。

(異議の申立て)

第34条 せり売又は入札に参加した者が、そのせり落とし又は落札の決定について異議があるときは、直ちにその旨を市長に申し立てることができる。

2 前項の規定による申立ては、せり落とし又は落札後、直ちに行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。
(卸売の相手方の制限に係る許可の申請等)

第35条 条例第34条第2項の規定による許可の申請は、卸売の相手方の制限許可申請書によるものとする。

2 条例第34条第3項の規定による承認の申請は、卸売の相手方の制限承認申請書（市場間連携）によるものとする。

3 条例第34条第4項の規定による承認の申請は、卸売の相手方

の制限承認申請書（業者間連携）によるものとする。

4 条例第34条第5項の規定による届出は、卸売の相手方の制限届出書によるものとする。

5 条例第34条第6項の規定による届出は、卸売の相手方の制限届出書（市場間連携・業者間連携）によるものとする。

(卸売業者の届出事項)

第36条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 仲卸業者又は売買参加者が、買受代金の支払を怠ったとき。

(2) 卸売業者が、許可の取消しを受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなったとき。

(卸売業者以外の者からの買入れの許可)

第37条 条例第36条第2項第1号の市長の許可を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 卸売業者の取扱品目の部類に属する物品であって、通常の取引において卸売をしていないものがある場合

(2) 卸売業者の取扱品目の部類に属する物品であって、通常の取引において卸売のみによっては当該物品の買受けを制限することとなるものがある場合

(3) 卸売業者の取扱品目の部類に属する物品であって、市場外におけるその取引の状況等から、卸売業者が卸売をすることが価格の面で当該物品の買受けを制限することとなるものがある場合

(卸売業者以外の者からの買入れに係る許可の申請等)

第38条 条例第36条第3項の規定による許可の申請は、卸売業者以外の者からの買入れ許可申請書によるものとする。

2 条例第36条第4項の規定による承認の申請は、卸売業者以外の者からの買入れ（変更）承認申請書によるものとする。

3 条例第36条第6項の規定による届出は、仲卸業者の買入れ物品販売届出書によるものとする。

4 条例第36条第7項の規定による届出は、仲卸業者の買入れ物品販売届出書（市場間連携・業者間連携）によるものとする。
(販売原票等の作成)

第39条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票を作成し、市長がその写しの提出を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

2 卸売業者は、前項の販売原票に基づき売渡票を作成し、仲卸業者又は売買参加者に交付するとともに、市長がその写しの提出を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(卸売業者が卸売をすることができない場合の措置)

第40条 卸売業者は、その資格を失ったとき、業務を停止されたとき、又は売買を差し止められたときは、遅滞なく、未販売の受託物品についてその品目、数量、委託者その他受託に関する事項を市長に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の報告)

第41条 条例第39条第1項の規定による報告は、卸売予定数量等報告書によりせり取引開始時刻の1時間前までに行わなければならない。

2 条例第39条第2項の規定による報告は、毎開場日、販売終了後直ちに品目ごとの販売価格報告書および売上高日計報告書により行わなければならない。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第42条 条例第40条第2項の規定による公表は、品目ごとの卸売市況によるものとする。

(売買仕切書)

第43条 卸売業者は、条例第41条第1項の売買仕切書について、市長がその写しの提出を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（委託手数料の率の届出）

第44条 条例第42条第2項の規定による届出は、委託手数料の率を定め、又は変更しようとする日の30日前までに、委託手数料率届出書を市長に提出して行われなければならない。

2 前項の届出書には、当該届出に係る委託手数料の率を定め、又は変更する日以後1年間の事業計画書、予定貸借対照表、予定損益計算書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（委託手数料の率の対象）

第45条 条例第42条第3項に規定する規則で定める取扱品目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 野菜およびその加工品
- (2) 果実およびその加工品
- (3) 生鮮水産物およびその加工品
- (4) 加工食料品（前3号に掲げるものを除く。）

（卸売代金の変更）

第46条 条例第44条ただし書の正当な理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市場取引の経験から予見できない瑕疵があり、見本と現品の内容が著しく相違している場合
- (2) 委託者が故意又は過失により粗悪品を混入し、その選別が不十分と認められる場合
- (3) 表示された量目と内容が著しく相違している場合
- (4) せり人の故意又は過失により、見本と現品の内容が著しく相違している場合

2 卸売業者は、卸売をした当該物品の卸売代金を変更しようとする場合は、関係書類を提出して市長の確認を受け、第39条第1項の販売原票に理由を明示しなければならない。

（完納奨励金の交付の承認の申請）

第47条 条例第45条第2項の規定による承認の申請は、完納奨励金交付承認申請書によるものとする。

第4章 卸売の業務に関する品質管理

（物品の品質管理の方法）

第48条 条例第46条第1項の規定により規則で定める卸売の業務に係る物品の品質管理の方法は、市場の全ての取扱品目の部類について、当該卸売の業務に係る施設（卸売場、仲卸売場および買荷の売場をいう。）ごとに、次のとおりとする。

(1) 卸売場

ア 卸売業者は、取扱品目、施設の設定温度（温度管理機能を有する卸売場に限る。）および品質管理の責任者を定めて市長に届け出るとともに、品質管理の責任者名を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。当該届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

イ 卸売業者は、品質管理の責任者の責務に係る次に掲げる事項を定め、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (ア) トラックからの荷下ろし時の品質管理に関すること。
- (イ) 物品の鮮度および外観、容器の破損および衛生状態等の確認に関すること。
- (ウ) 搬入物品の品質が低下しない輸送温度の周知徹底に関すること。
- (エ) 輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示に関するこ

と。

- (オ) 施設の温度管理に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限る。）。
- (カ) 施設の温度の確認に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限る。）。
- (キ) 温度管理機能を有しない卸売場における高温時の品質管理に関すること。
- (ク) 物品の滞留時間の管理に関すること。
- (ケ) 卸売場内での物品の取扱いに関すること。
- (コ) 卸売場内の衛生的な利用に関すること。
- (サ) 取引後の速やかな物品の搬出に関すること。
- (シ) 施設等の清潔および衛生の保持に関すること。
- (ス) 通い容器を利用する場合の洗浄および殺菌の徹底に関すること。
- (セ) その他品質管理の徹底に関すること。

(2) 仲卸売場

ア 仲卸業者は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めなければならない。

- (ア) 店舗等の使用施設ごとに品質管理の責任者を定め、市長に届け出るとともに、仲卸売場の店舗の見やすい場所にその氏名を提示すること。当該届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。
- (イ) 腐敗に結びつく部位および物品ならびに混入した異物の除去により、物品の品質保持を図ること。
- (ウ) 物品の適正な温度管理を行うとともに、低温倉庫および冷蔵庫での先入れ先出しに留意し、保管期間の短縮を図ること。
- (エ) 施設、機械器具類等の清潔および衛生の保持を図ること。

(3) 買荷の売場

ア 売買参加者および買出人は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めるものとする。

- (ア) 物品の品質保持のため、施設における滞留時間の短縮を図ること。
- (イ) コールドチェーンが確保されるよう保冷・冷凍車両の利用を図ること。
- (ウ) 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みを行うこと。

2 卸売業者、仲卸業者、関連事業者その他市場内で搬送車両を所有する者は、電気を動力とする搬送車両等の利用に努めるものとする。

第5章 市場施設の使用

（市場施設の使用の指定等）

第49条 条例第47条第1項又は第2項の規定により、市場施設を使用しようとする者は、市場施設使用指定（許可）申請書を提出し、市長の指定又は許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の指定又は許可をしたときは、市場施設使用指定（許可）書を交付する。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の指定又は許可をした後であっても、その位置、面積、使用期間その他の使用条件を変更することができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、市場施設の一部について、適当な管理者を定めて、その管理を委託することができる。

5 第4条の規定は、第1項の許可を受けた者について準用する。（使用期間）

第50条 市場施設の使用期間は2年とし、市長が必要と認めるときは、これを更新することができる。

（保証金の額）

第51条 条例第47条第4項の規定により規則で定める保証金の額は、当該市場使用料の月額額の6倍とする。

（原状変更の承認の申請等）

第52条 使用者は、条例第49条第1項の承認を受けようとするときは、市場施設の原状変更承認申請書に設計図面、仕様書、費用見積書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市場施設に備付け以外の看板、装飾、広告等を設ける行為は、市場施設の原状に変更を加える行為とみなす。

3 市長が必要と認めるときは、条例第49条第1項の承認をした後であっても、当該使用者に対し指示をし、又は変更させ、もしくは除去を命ずることができる。

4 使用者は、条例第49条第1項の承認又は前項の規定による指示等を受けたときは、当該承認又は指示等に係る工事の完成後、遅滞なく市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

（工事の施行および賠償の免責）

第53条 市長は、市場の運営上、市場施設の改修を要すると認めるときは、いつでも工事を施行することができる。

2 前項の場合において、工事の施行により使用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

（市場施設の維持）

第54条 市長は、使用者に対し、市場施設の使用状況、保健衛生および災害予防について必要な措置を命じ、又はその使用を制限することができる。

2 市長は、使用者が前項の規定による命令に従わないときは、使用者に代わって当該措置を講ずることができる。この場合において、当該措置に係る費用は使用者の負担とする。

（火災の予防）

第55条 使用者は、火気の使用およびその取扱いに十分注意するほか、火災の予防について、常時必要な措置を講じておかなければならない。

（修繕費用の使用者負担）

第56条 使用者が指定又は許可を受けた市場施設のうち、点滅器、蛍光灯、扉、ガラスその他構造上重要でない部分の修繕等に要する費用は、使用者の負担とする。

（市場施設の返還）

第57条 条例第50条の規定により市場施設を返還しようとする者は、市場施設返還届出書を市長に提出し、当該市場施設の検査を受けなければならない。

（損害賠償）

第58条 条例第50条の規定により市場施設を返還すべき者が、市長が指定する期間内にこれを返還しないときは、その者は、返還期限の翌日から返還を完了する日までの市場使用料相当額（返還の遅延により市に損害が生じた場合にあっては、その損害額を加算した額）を賠償しなければならない。

（市場使用料の額）

第59条 条例第53条第1項の規定により規則で定める市場使用料の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

（市場使用料の計算方法）

第60条 条例第53条第1項の規定による市場使用料で、月の中途において使用を開始し、又は廃止した場合の市場使用料は、日割計算による。この場合における日割計算の方法は、当該市場

使用料の月額を30で除した額に、その月において使用した日数を乗ずるものとする。

2 市場施設の使用面積の計算単位は1平方メートルとし、1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算する。

3 市場使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（使用者の負担する費用）

第61条 条例第53条第2項の規定により市長が指定する費用は、次に掲げる市場施設に係る電気、ガス、水道、電話等（以下「電気等」という。）の費用とする。

(1) 卸売場

(2) 仲卸売場

(3) 関連事業者営業所

(4) 業者事務所

(5) 事務室

(6) 倉庫

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する施設

2 電気等の費用の計算は、計器による。ただし、これにより難しいときは、市長の認定によることができる。

3 市長は、使用者が電気等の費用を滞納したときは、その滞納に係る電気等の使用を停止することができる。

（市場使用料の納期）

第62条 月額による市場使用料は、毎月25日までにその翌月分を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 月額による市場使用料以外の市場使用料は、市長が指定する日までに納付しなければならない。

（市場使用料の減免の申請）

第63条 条例第54条の規定による市場使用料の減免を受けようとする者は、市場使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

第6章 監督

（立入検査員証）

第64条 条例第55条第1項の規定により立入検査をする職員は、同条第2項に規定する立入検査員証を携帯しなければならない。

第7章 市場運営協議会および市場取引委員会

（協議会の委員の任期）

第65条 条例第58条第1項に規定する秋田市公設地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（会長および副会長）

第66条 協議会に会長および副会長各1人を置き、協議会の委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（協議会の会議の招集）

第67条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

（協議会の会議）

第68条 協議会の会議は、協議会の委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 協議会の会議の議事は、出席した協議会の委員の過半数で決

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協議会の幹事）

第69条 協議会に幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、会務に従事する。

（会長への委任）

第70条 第65条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（委員会の委員の任期）

第71条 条例第59条第1項に規定する秋田市公設地方卸売市場取引委員会（以下「委員会」という。）の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（委員長および副委員長）

第72条 委員会に委員長および副委員長各1人を置き、委員会の委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（委員会の会議の招集）

第73条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等から発議があった場合は、速やかに委員会の会議を招集するものとする。

（委員会の会議）

第74条 委員会の会議は、委員会の委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の会議の議事は、出席した委員会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第75条 委員会は、取扱品目の部類ごとに、その専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の審議の経過および結果を委員会に報告するものとする。

5 専門部会は、部会長が必要に応じて招集する。

6 専門部会がその調査審議すべき事項について議決したときは、当該専門部会の議決をもって委員会の決定とする。

（委員会の幹事）

第76条 委員会に幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、委員長の命を受け、会務に従事する。

（委員長への委任）

第77条 第71条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第8章 雑則

（承認証の返還）

第78条 仲卸業者、売買参加者又は関連事業者は、その資格を失ったときは、交付を受けた承認証（仲卸業者であって、第11条第3項又は第12条第3項の規定による承認書の交付を受けたもの）にあっては、承認証および承認書を遅滞なく市長に返還しなければならない。

（市場施設の清掃等）

第79条 使用者は、条例第64条の規定により、清掃、廃棄物の適切な処理および消毒（以下「清掃等」という。）を行わなければならない。

2 使用者は、常に物品、容器その他の物件を整理し、通路その他に放置してはならない。

3 通路、排水路その他共通の使用場所および設備で市長が指定するものについては、これらを使用する使用者（以下「関係使用者」という。）が共同して清掃等を行わなければならない。

4 関係使用者は、清掃等に関する責任者および費用の負担方法等を定め、市長に届け出なければならない。

5 市長は、必要があると認めるときは、清掃等に関し、その区分および費用の負担を指示することができる。

（臨時の休業又は営業）

第80条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は、やむを得ない理由により、開場日に臨時に休業し、又は休日に臨時に営業しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、その期日および理由を記載した臨時休業（営業）承認申請書を市長に提出しなければならない。

（使用人の届出）

第81条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は、その業務に関して使用人を雇用したときは、その氏名および住所その他必要な事項を市長に届け出なければならない。

（入場の制限等）

第82条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その入場を制限し、又は退去を命ずるものとする。

- (1) 市場内において暴行、脅迫その他市場の秩序を乱す行為を行う者
- (2) 市場内において他人の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある者
- (3) 感染性の疾病のある者

（掲示事項）

第83条 次に掲げる事項は、市場内に掲示する。

- (1) 条例第4条第2項の規定により、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないとき。
- (2) 条例第5条第1項ただし書の規定により、開場の時間を臨時に変更したとき。
- (3) 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、もしくは再開したとき、又は卸売の業務を停止し、もしくは廃業したとき。
- (4) 仲卸業者、売買参加者又は関連事業者の承認をしたとき、又はその承認を取り消したとき、もしくは業務の停止を命じたとき。
- (5) 条例第17条第1項および第2項の規定により、仲卸業者の事業を譲渡しおよび譲受けならびに合併又は分割の承認をしたとき。
- (6) 条例第18条第1項の規定により、仲卸しの業務の相続を承認したとき。
- (7) 条例第37条および第38条の規定により、売買を差し止めたとき、又は物品の搬入もしくは所持を禁止し、もしくはその撤去を命じたとき。
- (8) 条例第57条第1項から第6項までの規定による処分をしたとき。
- (9) 条例第60条第1項および第2項の規定により、他の卸売業者に卸売の業務を行わせ、又は自ら卸売の業務を行うとき。

(10) 市場に関する法令ならびに条例、この規則および規程等が変更したとき。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
(開場日等の変更の通知)

第84条 卸売業者は、前条第 1 号又は第 2 号の規定による掲示があったときは、直ちにその旨を業務取扱上必要と認める者に通知しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の販売開始時刻等)

第85条 条例第66条の規定により市場の管理を指定管理者に行わせる場合の卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻および販売終了時刻については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第 3 条第 1 項に規定する販売開始時刻および販売終了時刻を変更することができる。

(申請書等の様式)

第86条 この規則において規定する申請書等の様式は、別に定める。

(委任)

第87条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

部 類	品 目
青果部	冷凍野菜および野菜ならびに冷凍果実および果実の加工品で市長が特に認めたもの
水産物部	水産物の調理加工品類、練製品類、佃煮類、干し物類その他加工品類で市長が特に認めたもの

別表第 2 (第59条関係)

種 別	金 額
卸売業者市場使用料	卸売金額（消費税額および地方消費税額を含む。）の1000分の2.5に相当する額および卸売場の面積 1 平方メートルにつき月額96円
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が条例第36条第 2 項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額（消費税額および地方消費税額を含む。）の1000分の2.5および仲卸売場の面積 1 平方メートルにつき月額483円
買荷保管積込所使用料	1 平方メートルにつき月額101円
関連事業者市場使用料	甲 (A) 1 平方メートルにつき月額966円
	(B) 1 平方メートルにつき月額805円
	乙 1 平方メートルにつき月額644円
	丙 1 平方メートルにつき月額563円
卸売業者事務所使用料	1 平方メートルにつき月額402円
仲卸業者事務所使用料	1 平方メートルにつき月額402円
倉庫使用料	甲 1 平方メートルにつき月額483円
	乙 1 平方メートルにつき月額402円
	丙 1 平方メートルにつき月額247円

水産加工所使用料	1 平方メートルにつき月額483円
青果共同加工センター使用料	1 平方メートルにつき月額483円
事務室使用料	1 平方メートルにつき月額241円
会議室使用料	1 回（3 時間以内）につき402円
駐車場使用料	1 平方メートルにつき月額50円
空地使用料	1 平方メートルにつき月額24円
電話設備使用料	1 基につき月額362円
暖房使用料	1 平方メートルにつき月額48円
運輸施設使用料	1 平方メートルにつき月額322円

備考 卸売金額および販売金額に係る市場使用料以外の市場使用料については、消費税額および地方消費税額を別途徴収するものとする。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「(税務手当を除く。)」を削る。

第 8 条を削る。

第 8 条の 2 中「前 2 条」を「前条」に、「これらの規定中」を「同条中」に改め、同条を第 8 条とし、第 8 条の 3 を第 8 条の 2 とし、第 8 条の 4 を第 8 条の 3 とする。

別表第 2 中

税務手当	市税の賦課又は徴収を主たる業務とする課所室に所属する職員で、市税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職員	月額 8,000円
防疫等業務手当	結核に関する診療、その補助および受付の業務従事者又は在宅結核患者の家庭を訪問して行う療養および看護の指導業務従事者（保健所に勤務する職員に限る。）	日額 290円
	感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第 6 条第 1 項の感染症のうち別に定めるものに限る。以下同じ。）の患者およびその疑いのある患者の救護作業従事者又は感染症の病原体に汚染されたものおよび汚染された疑いのあるものの処理作業従事者	
	狂犬病の予防注射又は狂犬病にかかった犬、その疑いのある犬およびこれらの犬にかまれ	専ら従事する者 月額 7,000円
	その他	日額

を

	た犬の捕獲、殺処分および死体の検案の業務従事者	の者	290円
葬祭手当	斎場における火葬業務従事者（庁務員を除く。）	月額	6,000円
	葬祭業務従事者および斎場の庁務員	月額	4,500円

市税等賦課徴収手当	市税ならびに後期高齢者医療保険料および介護保険料の賦課又は徴収に関する事務に従事する職員	日額	400円
防疫等業務手当	結核に関する診療、その補助および受付の業務従事者又は在宅結核患者の家庭を訪問して行う療養および看護の指導業務従事者（保健所に勤務する職員に限る。）	日額	290円
	感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項の感染症のうち別に定めるものに限る。以下同じ。）の患者およびその疑いのある患者の救護作業従事者又は感染症の病原体に汚染されたものおよび汚染された疑いのあるものの処理作業従事者		
	狂犬病の予防注射又は狂犬病にかかった犬、その疑いのある犬およびこれらの犬にかまれた犬の捕獲、殺処分および死体の検案の業務従事者		
斎場業務手当	斎場における火葬業務従事者	日額	300円

社会福祉現業業務従事者	月額	8,000円
-------------	----	--------

社会福祉現業業務従事者	日額	400円
-------------	----	------

動物飼育業務従事者	月額	4,300円
-----------	----	--------

動物飼育業務従事者	日額	210円
-----------	----	------

改める。

別表第3中

月額 94,000円	を	月額94,000円（理事にあっては、88,100円）	に、
---------------	---	----------------------------	----

月額 62,300円	を	月額62,300円（参事（選挙管理委員会事務局、監査委員事務局および農業委員会事務局の参事を除く。）および主席専門検査員にあっては、57,100円）	に、
---------------	---	--	----

課長（相当職を含む。）	月額	58,900円	を
-------------	----	---------	---

課長（相当職を含む。）	月額58,900円（参事にあっては、54,000円）	に、
-------------	----------------------------	----

参事	月額	58,900円	を
----	----	---------	---

参事	月額	54,000円	に
----	----	---------	---

改める。

別表第4行政職給料表(1)の項を次のように改める。

行政職給料表(1)	職務の級8級の職員	100分の20（理事にあっては、100分の19.75）
	職務の級7級の職員	100分の15
	職務の級6級の職員	100分の14.5（参事（選挙管理委員会事務局、監査委員事務局および農業委員会事務局の参事を除く。）および主席専門検査員にあっては、100分の14.25）
	職務の級5級の職員	100分の14
	職務の級4級の職員	100分の10.2
	職務の級3級の職員	100分の5.2

別表第4医療職給料表(2)の項および医療職給料表(3)の項を次のように改める。

医療職 給料表 (2)	職務の級 6 級の職員		100分の15
	職務の級 5 級の職員	課長、技師 長、検査長 および薬剤 師長	100分の14.5
		参事	100分の14.25
		その他の職 員	100分の14
	職務の級 4 級の職員		100分の10.2
職務の級 3 級の職員		100分の5.2	
医療職 給料表 (3)	職務の級 7 級の職員		100分の15
	職務の級 6 級の職員		100分の 14.5（看護師 長および副参事にあっ ては、100分の14）
	職務の級 5 級の職員およ び職務の級 4 級の職員		100分の10.2
	職務の級 3 級の職員		100分の5.2

附 則
（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）別表第2のイの表の適用を受けていた職員で職務の級が5級であったものであって、施行日以後も引き続き改正後の秋田市職員給与条例施行規則別表第4の医療職給料表(2)の項職務の級5級の職員の項その他の職員の項の適用を受けるもののうち、市長が別に定めるものに対する同項の規定の適用については、同項中「100分の14」とあるのは、「100分の15」とする。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第8中

薬 剤 師	大 学 卒		5	3
		0	5	8

薬 剤 師	大学 6 卒		2	3
		0	2	5
大 学 卒			5	3
		0	5	8

改める。

別表第15中

薬 剤 師	大 学 卒	2 級 1 号俸
-------	-------	----------

薬 剤 師	大学 6 卒	2 級 15号俸
	大 学 卒	2 級 1 号俸

改める。

別表第18のアの表中

58	57
58	58
58	58
58	58
59	58
59	58
59	59
59	59
60	59
60	59
60	60
60	60
61	

改め、

別表第18のエの表中

86	85
86	86
86	86
87	86
87	86
87	87
88	87
88	87
88	87
89	88
89	88
89	88
90	88
90	89
90	89
91	89
91	90
91	90
92	90
92	91
92	91
93	91
93	92
93	92
93	92
94	93
94	93
94	93
94	93
94	93
95	94
95	94
95	94
95	94
96	95
96	95
96	95
96	95
97	96
97	96
97	96
98	96
98	97
98	97
99	98
99	98

改め、

別表第18のオの表中

54	53
54	54
54	54
55	54
55	54
55	55

56	55
56	55
56	55
57	56
57	56
57	56
57	56
58	57
58	57
58	57
58	58
59	58
59	58
59	59
59	59
60	59

改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第22号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、秋田市政行政財産使用料条例（昭和51年秋田市条例第24号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項および第 4 条の規定に基づき、職員が通勤のため行政財産を駐車場として使用する場合の使用料（以下「駐車場使用料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の範囲)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定める職員は、次に掲げる職員（任用の事情を考慮して別に定める職員を除く。）とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員
- (2) 地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職に属する職員
- (3) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条および第 2 条に規定する職員

(駐車場使用料の額)

第 3 条 駐車場使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

施 設 の 名 称	駐車場使用料の 額(月額)
八橋別館	1,100円
環境部庁舎	1,000円
道路維持課管理棟	500円

河辺市民サービスセンター	400円
雄和市民サービスセンター	500円
斎場	400円
太平地域センター	200円
外旭川地域センター	700円
上新城地域センター	200円
御野場地域センター	800円
上北手地域センター	300円
下北手地域センター	400円
金足地域センター	200円
飯島地区コミュニティセンター	800円
栖山地区コミュニティセンター	1,300円
勝平地区コミュニティセンター	900円
南地区コミュニティセンター	800円
外旭川地区コミュニティセンター	700円
將軍野地区コミュニティセンター	1,100円
大住地区コミュニティセンター	1,000円
浜田地区コミュニティセンター	400円
八橋地区コミュニティセンター	1,500円
下新城地区コミュニティセンター	200円
豊岩地区コミュニティセンター	200円
下浜地区コミュニティセンター	400円
岩見三内連絡所	200円
大正寺連絡所	200円
平和公園	900円
ふれあい交流館かわべ	300円
河辺総合福祉交流センター	400円
母子生活支援施設土崎ポートハイム	1,000円
土崎保育所	1,000円
手形第一保育所	1,500円
岩見三内保育所	200円
新波保育所	100円
川添保育所	200円
雄和中央保育所	100円
総合環境センター	200円
向浜事業所	300円
大森山動物園	400円
千秋公園	2,000円
一つ森公園	400円
花木観光農園	100円
秋田公立美術工芸短期大学	900円
秋田消防署新屋分署	700円
秋田消防署勝平出張所	900円
秋田消防署牛島出張所	1,700円
土崎消防署將軍野出張所	1,100円
土崎消防署飯島出張所	400円
土崎消防署外旭川出張所	1,200円
城東消防署	2,100円
城東消防署広面出張所	2,000円
秋田南消防署	1,200円
河辺消防署	600円
河辺消防署雄和分署	500円
河辺学校給食センター	600円
雄和学校給食センター	500円

教育研究所	1,300円
太平山自然学習センター	200円
東部公民館	1,400円
南部公民館	1,200円
北部公民館	300円
中央図書館明徳館	2,000円
土崎図書館	1,000円
八橋陸上競技場	1,500円
八橋硬式野球場	1,600円
八橋球技場	1,700円
秋田市立体育館	1,000円
茨島体育館	1,300円
雄和 B & G 海洋センター	100円
保戸野小学校	1,800円
明德小学校	1,200円
築山小学校	1,200円
旭北小学校	1,600円
中通小学校	1,900円
旭南小学校	1,400円
牛島小学校	1,200円
川尻小学校	1,600円
旭川小学校	1,000円
土崎小学校	1,000円
港北小学校	900円
土崎南小学校	1,100円
高清水小学校	900円
広面小学校	1,300円
勝平小学校	1,000円
太平小学校	200円
外旭川小学校	1,100円
飯島小学校	800円
下新城小学校	200円
上新城小学校	200円
浜田小学校	400円
豊岩小学校	200円
仁井田小学校	1,000円
四ツ小屋小学校	300円
上北手小学校	300円
下北手小学校	400円
下浜小学校	200円
金足西小学校	200円
八橋小学校	1,500円
東小学校	1,800円
泉小学校	1,700円
大住小学校	1,100円
桜小学校	1,100円
飯島南小学校	900円
寺内小学校	1,200円
御所野小学校	1,100円
岩見三内小学校	200円
河辺小学校	200円
戸島小学校	400円
川添小学校	200円
種平小学校	100円

戸米川小学校	100円
大正寺小学校	100円
秋田東中学校	1,500円
秋田南中学校	1,600円
山王中学校	1,700円
土崎中学校	900円
秋田西中学校	900円
太平中学校	200円
外旭川中学校	400円
秋田北中学校	500円
豊岩中学校	200円
城南中学校	900円
下北手中学校	500円
下浜中学校	200円
城東中学校	1,700円
泉中学校	1,700円
将軍野中学校	1,200円
御野場中学校	500円
勝平中学校	800円
飯島中学校	900円
桜中学校	1,000円
御所野学院中学校	1,100円
岩見三内中学校	200円
河辺中学校	500円
雄和中学校	500円
秋田商業高等学校	1,000円
御所野学院高等学校	1,100円
秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院	900円

備考 使用期間が 1 月に満たない場合の駐車場使用料は、当該使用期間を 1 月とみなして計算する。

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第23号

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年秋田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第10条第 1 項第 5 号」を「第10条第 1 項第 4 号」に改める。

別表第 1 の備考の 1 中「および同法附則第 5 条の 4 第 6 項」を「、同法附則第 5 条の 4 第 6 項および同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改め、同表の備考の 2 中「」の規定」の次に「ならびに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年 7 月15日厚生労働省雇児発0715第 1 号）」を加え、同表の備考の 2 の(1)中「ならびに第 2 項第 1 号」を「(同条第 2 項第 1 号)に、」、第92条第 1 項ならびに」を「に規定する寄附金に限る。）、第92条第 1 項および」に改め、同表の備考の 2 の(2)中「第41条の 3 の 2 第 4 項」を「第41条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項」に改め、同表の備考の 5 中「、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部」を削り、「第 6 条第 2 項」を

「第7条第1項」に、「児童デイサービス（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービス）」を「児童発達支援（児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）もしくは医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援）」に、「入所している」を「入所し、又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している」に改め、同表の備考の5の表中「児童デイサービス」を「児童発達支援もしくは医療型児童発達支援」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- （経過措置）

- 改正後の秋田市保育の実施に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の備考の1の規定は、平成23年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成22年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。
- 改正後の規則別表第1の備考の2の規定は、平成23年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成22年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第24号

秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則

秋田市介護保険法施行細則（平成12年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条および第8条を次のように改める。

（申請および届出）

第7条 次の表の左欄に掲げる法の規定に基づく申請および届出は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類により行うものとする。

番号	左 欄	右 欄
(1)	法第70条第1項、法第79条第1項、法第86条第1項、法第94条第1項および法第115条の2第1項	指定居宅サービス事業者等指定・許可申請書
(2)	法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、法第79条の2第1項、法第86条の2第1項および法第94条の2第1項	指定居宅サービス事業者等指定・許可更新申請書
(3)	法第71条第1項ただし書および法第72条第1項ただし書（これらの規定を法第115条の11において準用する場合を含む。）	指定を不要とする旨の届出書
(4)	法第75条第1項、法第78条の5第1項、法第82条第1項、法第89条、法第99条第1項、法第115条の5第1項、法第115条の15第1項および法第	変更届出書

	115条の25第1項	
(5)	法第75条第1項、法第78条の5第1項、法第82条第1項、法第99条第1項、法第115条の5第1項、法第115条の15第1項および法第115条の25第1項	再開届出書
(6)	法第75条第2項、法第78条の5第2項、法第82条第2項、法第99条第2項、法第115条の5第2項、法第115条の15第2項および法第115条の25第2項	廃止・休止届出書
(7)	法第78条の2第1項および法第115条の12第1項	指定地域密着型サービス事業者等指定申請書
(8)	法第78条の8および法第91条	指定辞退届出書
(9)	法第78条の12および法第115条の21において準用する法第70条の2第1項	指定地域密着型サービス事業者等指定更新申請書
(10)	法第94条第2項	介護老人保健施設開設許可事項変更申請書
(11)	法第95条第1項および第2項	介護老人保健施設管理者承認申請書
(12)	法第98条第1項第4号	介護老人保健施設広告事項許可申請書
(13)	法第105条において準用する医療法（昭和23年法律第205号）第9条第2項	介護老人保健施設開設者死亡・失踪届出書
(14)	法第105条において準用する医療法第15条第3項	介護老人保健施設エックス線装置設置届出書
(15)	法第115条の22第1項	指定介護予防支援事業者指定申請書
(16)	法第115条の31において準用する法第70条の2第1項	指定介護予防支援事業者指定更新申請書
(17)	法第115条の32第2項および第4項	業務管理体制届出書
(18)	法第115条の32第3項	業務管理体制変更届出書
(19)	法第115条の46第3項	地域包括支援センター設置届出書
(20)	法第115条の46第7項において準用する法第69条の14第2項	地域包括支援センター変更届出書

（指定等の揭示）

第8条 前条の表第1号、第7号および第15号の左欄に掲げる法の規定に基づく指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に揭示するものとする。

第9条から第11条までを削る。

第12条中「第7条第1項の申請に係る指定、第8条の申請に係る指定の更新又は前3条の」を「第7条の規定による申請に係る

指定もしくは指定の更新又は」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、第 7 条の規定による申請に係る許可又は許可の更新について準用する。

第12条を第 9 条とする。

第13条を削り、第14条を第10条とする。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

秋田市病院事業の財務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第25号

秋田市病院事業の財務の特例に関する規則の一部を改正する規則

秋田市病院事業の財務の特例に関する規則（昭和42年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の 1 条を加える。

（指定代理納付者による納付の取扱い）

第18条の 2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 第 6 項の規定による承認をしたときは、納入義務者にその旨を証する書面を交付しなければならない。

2 地方自治法第231条の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者から前項の承認に係る収入が納付された場合にあっては、前項の書面を次条の規定による領収書とみなす。

第80条中「第 8 条第 1 項」を「第15条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 2 日から施行する。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第26号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）および障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般

相談支援事業者および指定特定相談支援事業者ならびに指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請等）

第 2 条 障害者自立支援法および児童福祉法の規定に基づく次に掲げる申請又は届出は、別に定める様式に市長が必要と認める書類を添えてしなければならない。

- (1) 障害者自立支援法第36条第 1 項（同法第41条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定又は指定の更新の申請
- (2) 障害者自立支援法第37条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請
- (3) 障害者自立支援法第38条第 1 項（同法第41条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による指定障害者支援施設の指定又は指定の更新の申請
- (4) 障害者自立支援法第39条第 1 項の規定による指定障害者支援施設の指定の変更の申請
- (5) 障害者自立支援法第46条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業者の変更又は再開の届出
- (6) 障害者自立支援法第46条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業者の廃止又は休止の届出
- (7) 障害者自立支援法第46条第 3 項の規定による指定障害者支援施設の変更の届出
- (8) 障害者自立支援法第47条の規定による指定障害者支援施設の指定の辞退の届出
- (9) 障害者自立支援法第51条の19第 1 項（同法第51条の21第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による指定一般相談支援事業者の指定又は指定の更新の申請
- (10) 障害者自立支援法第51条の20第 1 項（同法第51条の21第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による指定特定相談支援事業者の指定又は指定の更新の申請
- (11) 障害者自立支援法第51条の25第 1 項の規定による指定一般相談支援事業者の変更又は再開の届出
- (12) 障害者自立支援法第51条の25第 2 項の規定による指定一般相談支援事業者の廃止又は休止の届出
- (13) 障害者自立支援法第51条の25第 3 項の規定による指定特定相談支援事業者の変更又は再開の届出
- (14) 障害者自立支援法第51条の25第 4 項の規定による指定特定相談支援事業者の廃止又は休止の届出
- (15) 障害者自立支援法第51条の31第 2 項の規定による指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出
- (16) 障害者自立支援法第51条の31第 3 項の規定による指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出
- (17) 児童福祉法第24条の28第 1 項（同法第24条の29第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による指定障害児相談支援事業者の指定又は指定の更新の申請
- (18) 児童福祉法第24条の32第 1 項の規定による指定障害児相談支援事業者の変更又は再開の届出
- (19) 児童福祉法第24条の32第 2 項の規定による指定障害児相談支援事業者の廃止又は休止の届出
- (20) 児童福祉法第24条の38第 2 項の規定による指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出
- (21) 児童福祉法第24条の38第 3 項の規定による指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出（指定の掲示）

第3条 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者もしくは指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

（情報提供）

第4条 市長は、第2条の規定による申請に係る指定、指定の更新もしくは指定の変更をしたとき、又は同条の規定による届出があったときは、秋田県知事、秋田県国民健康保険団体連合会理事長その他の関係機関の長に対して、当該指定又は届出に係る事業所又は施設に関する次に掲げる事項の情報を提供することができる。

- (1) 事業所又は施設の名称および所在地
- (2) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者もしくは指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名および住所
- (3) サービスの種類
- (4) 指定、指定の更新もしくは指定の変更又は届出（以下「指定等」という。）の年月日
- (5) 指定等に係るサービスの開始予定年月日又は施設の開設予定年月日
- (6) 事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（公示）

第5条 障害者自立支援法第51条および第51条の30ならびに児童福祉法第24条の37の規定による公示は、前条第1号から第4号までおよび第6号に掲げる事項について行うものとする。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第27号

秋田市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

秋田市障害者自立支援法施行細則（平成18年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条第17項第2号」を「第5条第22項」に、「第31条各号に掲げる」を「第31条に規定する」に改める。

第4条の表以外の部分を次のように改める。

法第31条の規定により介護給付費等の支給の特例として市町村が定める額は、法第29条第3項第1号に掲げる額又は法第30条第3項各号に定める額を合計した額に、次の表の左欄に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

第4条の表第1号中「100分の100」を「零」に改め、同表第2号中「100分の97」を「100分の3」に改め、同表第3号中「100分の95」を「100分の5」に改め、同表第4号中「100分の93」を「100分の7」に改め、同表第5号中「100分の99」を「100分の1」に改める。

第6条の見出し中「サービス利用計画作成費」を「計画相談支援給付費」に改め、同条中「第32条の3第1項」を「第34条の54第1項」に、「サービス利用計画作成費」を「計画相談支援給付費」に改める。

第7条の見出し中「高額障害福祉サービス費」を「高額障害福祉サービス等給付費」に改め、同条中「第34条第1項」を「第65条の9の2第1項」に、「高額障害福祉サービス費」を「高額障害福祉サービス等給付費」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（特例地域相談支援給付費の支給の可否の通知）

第9条の2 市長は、省令第34条の53第1項の規定により申請書が提出されたときは、特例地域相談支援給付費の支給の可否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

第15条の表中

番号	左欄	右欄
(1)	省令第7条第1項および省令第34条の3第1項	（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
(2)	政令第10条第3項	障害程度区分認定通知書
(3)	法第22条第1項および第8条	（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
(4)	法第22条第1項および第8条	却下決定通知書
(5)	法第22条第5項	障害福祉サービス受給者証
(6)	省令第17条および省令第34条の3第4項	（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書
(7)	政令第13条	障害程度区分変更認定通知書
(8)	省令第18条第1項および省令第34条の5第1項	（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書
(9)	法第25条第1項	支給決定取消通知書
(10)	省令第22条第1項	申請内容変更届出書
(11)	省令第23条第1項	受給者証再交付申請書
(12)	省令第31条第1項、省令第34条の4第1項および省令第64条の3第1項	（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 基準該当療養介護医療費）支給申請書
(13)	第2条、第9条および第13条	（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 基準

を

		該当療養介護医療費）支給（不支給）決定通知書
(14)	省令第32条の3第1項	サービス利用計画作成対象障害者等認定申請書
(15)	省令第32条の3第3項および第6条	サービス利用計画作成対象障害者等認定通知書
(16)	省令第32条の4第2項	サービス利用計画作成対象障害者等認定取消通知書
(17)	省令第34条第1項	高額障害福祉サービス費支給申請書
(18)	第7条	高額障害福祉サービス費支給（不支給）決定通知書

番号	左欄	右欄
(1)	省令第7条第1項および省令第34条の3第1項	（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
(2)	政令第10条第3項	障害程度区分認定通知書
(3)	法第22条第1項および法第51条の7第1項ならびに第8条	（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
(4)	法第22条第1項および法第51条の7第1項ならびに第8条	却下決定通知書
(5)	法第22条第8項	障害福祉サービス受給者証
(6)	省令第17条、省令第34条の3第4項および省令第34条の44	（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書
(7)	政令第13条	障害程度区分変更認定通知書
(8)	省令第18条第1項、省令第34条の5第1項および省令第34条の45第1項	（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書
(9)	法第25条第1項および法第51条の10第1項	支給決定取消通知書
(10)	省令第22条第1項および省令第34条の48第1項	申請内容変更届出書

(11)	省令第23条第1項および省令第34条の50第1項	受給者証再交付申請書
(12)	省令第31条第1項、省令第34条の4第1項、省令第34条の53第1項および省令第64条の3第1項	（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費 基準該当療養介護医療費）支給申請書
(13)	第2条、第9条、第9条の2および第13条	（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費 基準該当療養介護医療費）支給（不支給）決定通知書
(14)	省令第34条の54第1項	計画相談支援給付費支給申請書
(15)	省令第34条の54第2項および第6条	計画相談支援給付費支給（不支給）決定通知書
(16)	省令第34条の55第2項	計画相談支援給付費支給取消通知書
(17)	省令第65条の9の2第1項	高額障害福祉サービス等給付費支給申請書
(18)	第7条	高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第28号

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（障害児通所給付費等の額の特例）

第7条の2 市長は、法第21条の5の11の規定に基づき、通所給付決定保護者（法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の申請によって、法第21条の5の11に規定する障害児通所給付費等の支給について特例を定めるものとする。

2 前項の申請をする者は、利用者負担額減額・免除申請書（以下「申請書」という。）に省令第18条の25各号に規定する災害その他の特別の事情があることにより、障害児通所支援に要する費用（以下「利用者負担額」という。）を負担することが困難であることを証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 利用者負担額を負担することが困難であることを証明すべき書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるもの

とする。

- (1) 省令第18条の25第1号に該当する場合 り災証明書、所得証明書、災害に係る保険金の受領証その他の省令第18条の25第1号に該当することを証明する書類
- (2) 省令第18条の25第2号に該当する場合 医師の診断書、生命保険金の受領証、所得証明書その他の省令第18条の25第2号に該当することを証明する書類
- (3) 省令第18条の25第3号に該当する場合 登記事項証明書、所得証明書、雇用保険受給資格者証その他の省令第18条の25第3号に該当することを証明する書類
- (4) 省令第18条の25第4号に該当する場合 り災証明書、所得証明書その他の省令第18条の25第4号に該当することを証明する書類

4 市長は、申請書の提出を受けた場合においては、実態調査、聴取り調査その他の方法（以下「実態調査等」という。）により申請書の内容を調査し、申請者の属する世帯の所得状況を総合的に判断して特例を定め、申請者に係る利用者負担額の減免の承認又は不承認の決定をするものとする。

5 市長は、前項の総合的な判断をするに当たって必要があると認めるときは、申請者に対して、当該申請者又はその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の所得証明書等の提出を求めることができる。

6 市長は、第1項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を却下し、利用者負担額減額・免除却下通知書により、申請者に通知しなければならない。

- (1) 申請者が申請書の補正又は実態調査等に応じないとき。
- (2) 申請者が前項に規定する所得証明書等の提出の求めに応じないとき。

7 市長は、第4項の規定により減免の承認又は不承認の決定をしたときは、利用者負担額減額・免除決定通知書により、申請者に通知しなければならない。

8 第4項の規定により利用者負担額の減免を受けた者は、当該減免に係る省令第18条の25各号に規定する災害その他の特別の事情が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

9 市長は、利用者負担額の減免を受けた者がその事情が消滅した場合に直ちにすべき申告を怠ったとき、又は虚偽の申請書もしくは第3項各号に定める書類を提出して減免を受けたことが明らかになったときは、減免を取り消すことができる。

10 市長は、前項の規定により減免を取り消すときは、利用者負担額減額・免除取消通知書により、速やかに当該減免を受けた者に通知しなければならない。

第7条の3 法第21条の5の11の規定により障害児通所給付費等の支給の特例として市町村が定める額は、法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額又は法第21条の5の4第2項各号に定める額を合計した額に、次の表の左欄に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 次のいずれかに該当する者	零
ア 省令第18条の25第1号に該当する者のうち、通所給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財又はその他の財産につき災害により受けた損害金額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を	

除く。以下同じ。）がその住宅、家財又はその他の財産の価格の2分の1以上の額であるもので、通所給付決定保護者および当該通所給付決定保護者と生計を一にする者（以下「保護者等」という。）の前年（合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。ただし、地方税法第292条第1項第6号に規定する退職手当等、所得税法（昭和40年法律第33号）第9条第1項に掲げる所得、同法第35条第3項に規定する公的年金等および雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定に基づく給付金その他これらに類する給付金にあっては、その全額をいう。以下同じ。）が確定していないときは、前々年。以下同じ。）中の合計所得金額の合算額（以下この条において「合算所得金額」という。）が500万円以下であるもの

イ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が1,000万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が皆無となったもの

ウ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が300万円を超え400万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1以下であるもの

エ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が300万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の3分の1以下であるもの

(2) 次のいずれかに該当する者（前号に該当する者を除く。）

100分の3

ア 省令第18条の25第1号に該当する者のうち、通所給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財又はその他の財産につき災害により受けた損害金額がその住宅、家財又はその他の財産の価格の2分の1以上の額であるもので、保護者等の前年中の合算所得金額が500万円を超え750万円以下であるもの

イ 省令第18条の25第1号に該当する者のうち、通所給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財又はその他の財産につき災害により受けた損害金額がその住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の3以上2分の1未満の額であるもので、

保護者等の前年中の合算所得金額が500万円以下であるもの ウ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が400万円を超え550万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1以下であるもの エ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が300万円を超え400万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1を超え3分の1以下であるもの オ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が300万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の3分の1を超え2分の1以下であるもの			の合算所得金額が300万円を超え400万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の3分の1を超え2分の1以下であるもの カ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が300万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の2分の1を超え3分の2以下であるもの	
(3) 次のいずれかに該当する者（前2号に該当する者を除く。） ア 省令第18条の25第1号に該当する者のうち、通所給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財又はその他の財産につき災害により受けた損害金額がその住宅、家財又はその他の財産の価額の2分の1以上の額であるもので、保護者等の前年中の合算所得金額が750万円を超え1,000万円以下であるもの イ 省令第18条の25第1号に該当する者のうち、通所給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財又はその他の財産につき災害により受けた損害金額がその住宅、家財又はその他の財産の価額の10分の3以上2分の1未満の額であるもので、保護者等の前年中の合算所得金額が500万円を超え750万円以下であるもの ウ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が550万円を超え750万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1以下であるもの エ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が400万円を超え550万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1を超え3分の1以下であるもの オ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中	100分の5		(4) 次のいずれかに該当する者（前3号に該当する者を除く。） ア 省令第18条の25第1号に該当する者のうち、通所給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅、家財又はその他の財産につき災害により受けた損害金額がその住宅、家財又はその他の財産の価額の10分の3以上2分の1未満の額であるもので、保護者等の前年中の合算所得金額が750万円を超え1,000万円以下であるもの イ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が750万円を超え1,000万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1以下であるもの ウ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が550万円を超え750万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1を超え3分の1以下であるもの エ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が400万円を超え550万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の3分の1を超え2分の1以下であるもの オ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が400万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の2分の1を超え3分の2以下であるもの	100分の7
エ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が400万円を超え550万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1を超え3分の1以下であるもの オ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中			(5) 次のいずれかに該当する者（前各号に該当する者を除く。） ア 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が750万円を超え1,000万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の4分の1を超え3分の1以下であるもの イ 省令第18条の25第2号から第4号まで	100分の1

に該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が550万円を超え750万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の3分の1を超え2分の1以下であるもの

ウ 省令第18条の25第2号から第4号までに該当する者のうち、保護者等の前年中の合算所得金額が550万円以下で、当該年の合算所得金額の見込額が前年中の合算所得金額の2分の1を超え3分の2以下であるもの

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（書類の提出）

第15条 次の表の左欄に掲げる法および省令の規定に基づく申告書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左欄	右欄
(1)	省令第18条の5	特例障害児通所給付費支給申請書
(2)	省令第18条の6第1項	障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
(3)	省令第18条の6第7項	申請内容変更届出書
(4)	省令第18条の6第10項	通所受給者証再交付申請書
(5)	省令第18条の11	（障害児通所給付費 特例障害児通所給付費）支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
(6)	法第21条の5の7第1項	却下決定通知書
(7)	法第21条の5の7第9項	通所受給者証
(8)	省令第18条の21	（障害児通所給付費 特例障害児通所給付費）支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書
(9)	省令第18条の22第1項	（障害児通所給付費 特例障害児通所給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書
(10)	省令第18条の24第1項	支給決定取消通知書
(11)	省令第18条の26第1項および省令第25条の17第1項	高額障害児（通所 入所）給付費支給申請書
(12)	省令第25条の26の3第1項	障害児相談支援給付費支給申請書
(13)	省令第25条の26の3第3項	障害児相談支援給付費支給決定通知書
(14)	省令第25条の26の4第2項	障害児相談支援給付費支給取消通知書

別表第2の備考の3中「第63条の4」を「第63条の2」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

教 委 規 則

秋田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

秋田市教委規則第2号

秋田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会会議規則（昭和31年秋田市教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第20条を第25条とし、第3章中第19条を第24条とし、第18条を第23条とする。

第17条第1号および第3号中「及び」を「および」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「及び」を「および」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

（7）教育長等の報告の要旨

第17条を第22条とし、第16条を第21条とし、第15条を第20条とし、第2章中第14条を第19条とし、第13条を第18条とし、第12条を第17条とする。

第11条ただし書中「但し」を「ただし」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、議題に対する異議の有無を諮り、異議のないときは、直ちに議決の旨を宣告することができる。

第11条を第16条とし、第7条から第10条までを5条ずつ繰り下げ、第6条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

第11条 委員長は、その席において、議題について随時発言することができる。

第5条中「原則」を「、原則」に、「但し」を「ただし」に、「はかり」を「諮り」に、「または」を「又は」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

（4）教育長等の報告

第5条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

第9条 次に掲げる事項について審議し、又は報告を受ける場合は、法第13条第6項ただし書の規定により秘密会とすることができる。

（1）任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項

（2）訴訟、調停、不服申立て等に関する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項

（4）教育予算等の議会の議決を経るべき議案についての意見その他の議会又は市長に対する意見の申出に関する事項

（5）前各号に掲げるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項

第4条第2項中「委員長」の次に「（委員長にあっては、委員長職務代行者）」を加え、「また」を「、また」に改め、第1章中同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

第7条 委員長は、議案、報告等の説明等のため、必要に応じて

関係職員を出席させることができる。

第3条第1項中「会議の」を「法第13条第1項の規定による会議の」に、「及び日時、」を「および日時ならびに」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「この」を「、この」に改め、同条第2項中「及び日時、」を「および日時ならびに」に改め、同条を第5条とする。

第2条中「、請求」を「請求」に、「招集する」を「、臨時会を開催する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 定例会は、毎月第4木曜日とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による委員長の選挙は、会議に諮って無記名投票又は指名推薦により行うものとする。

2 無記名投票の方法を用いる場合においては、有効投票の最多数を得た者（その者が2人以上あるときは、これらの者のうちからくじで定めるもの）をもって当選人とする。

3 指名推薦の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるかどうかを会議に諮り、出席委員全員の同意をもって当選人とする。

第3条 法第12条第4項の規定による委員長職務代行者の指定は、委員長の推薦に基づき、委員会が行うものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月16日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

秋田市教委規則第3号

秋田市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会傍聴人規則（昭和27年秋田市教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「次の」を「、次の」に改め、同条第1号中「傍聴席の立入歩行は」を「会議中は、」に、「こと」を「こと。」に改め、同条第2号および第3号を削り、同条第4号中「こと」を「こと。」に改め、同号を同条第2号とし、同条第5号中「こと」を「こと。」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 傍聴人は、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を受けたときは、この限りでない。

本則に次の1条を加える。

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月16日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

秋田市教委規則第4号

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「県教育委員会の同意を得た」を「教育委員会が県教育委員会に届け出た」に改め、同条第2項中「毎年12月1日までに」を「教育委員会が」に、「について県教育委員会と協議し、同意を得るべき学年ごと」を「を行う場合において、その求めに応じ、学年ごとの」に、「学級ごと」を「学級ごとの」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月16日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

秋田市教委規則第5号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則（平成11年秋田市教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「県教育委員会の同意を得た」を「教育委員会が県教育委員会に届け出た」に改め、同条第2項中「毎年12月1日までに」を「教育委員会が」に、「について県教育委員会と協議し、同意を得るべき学年ごと」を「を行う場合において、その求めに応じ、学年ごとの」に、「学級ごと」を「学級ごとの」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

中学校の各教科、道徳、特別活動および総合的な学習の時間の年間標準時数

教科等		第1学年	第2学年	第3学年
		年間時間数	年間時間数	年間時間数
教科	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
外国語		140	140	140
道徳		35	35	35
特別活動		35	35	35
総合的な学習の時間		50	70	70
年間総授業時数		1,015	1,015	1,015

備考

1 この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

3 各学年においては、教科の授業時数から70を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充て

ることができる。ただし、各学年において、教科の授業時数から減ずる授業時数は、1教科当たり35を限度とする。

4 表現科については、選択教科として、この表の授業時数外で年間30単位時間実施する。

別表第2（第6条関係）

高等学校の各教科・科目および標準単位数

教科等		標準 単位数	1 年	2 年	3 年	備考
国語	国語総合	4	5			
	現代文	4		2～3	2～3	
	古典	4		2～3	3	
	国語表現Ⅱ	2			②	
地理 歴史	世界史A	2			②	
	世界史B	4		③	③	
	日本史A	2			②	
	日本史B	4		③	③	
	地理A	2			②	
	地理B	4		③	③	
公民	現代社会	2	2		③	
	倫理	2			②	
数学	数学Ⅰ	3	3			
	数学Ⅱ	4		4	③	
	数学Ⅲ	3			③	
	数学A	2	2			
	数学B	2		2	②	
	数学C	2			②	
理科	理科総合B	2				
	科学と人間生活	2	2			
	物理Ⅰ	3		③	③	
	物理基礎	2				
	物理Ⅱ	3			③	
	物理	4				
	化学Ⅰ	3		③	③	
	化学基礎	2				
	化学Ⅱ	3			③	
	化学	4				
	生物Ⅰ	3		③	③	
	生物基礎	2				
	生物Ⅱ	3			③	
	生物	4				
保健 体育	体育	7～8	3	2～3	2	
	保健	2	1	1		
	生涯体育	2				
芸術	音楽Ⅰ	2	①	①		
	音楽Ⅱ	2			③	
	美術Ⅰ	2	①	①		
	美術Ⅱ	2			③	
	書道Ⅰ	2	①	①		
外国語	オーラル・コミュニケーションⅠ	2	2			
	英語Ⅰ	3	4			
	英語Ⅱ	4		4	③	

	リーディング	4			4	
	ライティング	4		2	2	
家庭	家庭基礎	2	2			
情報	情報A	2	2			
表現			①	①		
総合的な学習の時間（郷土学）			①	①	2	
ホームルーム活動			1	1	1	
単位数総計			32	32	32	

備考 ○は選択科目とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

秋田市教委規則第6号

秋田市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市スポーツ施設管理運営規則（平成16年秋田市教委規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市雄和B＆G海洋センターの項中「午後7時30分」を「午後4時30分」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市古川町街区公園グラウンド管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月16日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

秋田市教委規則第7号

秋田市古川町街区公園グラウンド管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市古川町街区公園グラウンド管理運営規則（平成23年秋田市教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市土崎市民グラウンド管理運営規則

第1条中「古川町街区公園内のグラウンド」を「土崎市民グラウンド」に改める。

第3条第1項中「提出し、」の次に「使用料の納付と同時に」を加え、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年3月27日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

秋田市上下水道局管理規程第3号

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局分課および処務規程（昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項総務課の項中第29号を第30号とし、第13号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 災害対策計画に関すること。

第3条第1項維持管理課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「上下水道」を「上下水道統合型」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項浄水課の項第1号中「配水場」を「配水場等」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局水洗便所改造資金助成規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年3月28日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

秋田市上下水道局管理規程第4号

秋田市上下水道局水洗便所改造資金助成規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局水洗便所改造資金助成規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

題名中「改造」を「改造等」に改める。

第1条中「第2条第8号の規定による処理区域」の次に「、秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）第3条および別表第1の規定による区域ならびに秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号）第4条第1項に規定する処理区域」を加え、「および既設の浄化槽を水洗便所に改造しようとする者に対する水洗便所改造資金」を「、既設の浄化槽（個別排水処理施設を除く。以下同じ。）を水洗便所に改造しようとする者又は雑排水のみを排水するための排水設備を設置しようとする者に対する水洗便所改造等資金」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道等 公共下水道および農業集落排水施設をいう。
- (2) 個別排水処理施設 秋田市個別排水処理施設条例第2条第2項第1号に規定する個別排水処理施設をいう。
- (3) 水洗便所 污水管が公共下水道等又は個別排水処理施設に連結された水洗便所をいう。

第3条を次のように改める。

（融資あっせんおよび助成の対象）

第3条 公共下水道等に係る資金の融資あっせんの対象は、供用開始の公示の日から3年以内に既設のくみ取便所（官公署および会社その他の法人等へ供するものを除く。以下この条において同じ。）を水洗便所に改造しようとする者又は既設の浄化槽（官公署および会社その他の法人等へ供するものを除く。以下この条件において同じ。）を水洗便所に改造しようとする者とする。

2 個別排水処理施設に係る資金の融資あっせんの対象は、秋田市個別排水処理施設条例第7条の規定に基づく個別排水処理施設の設置の通知を受けた日から1年以内（ただし、管理者が特

別の理由があると認める場合は、この限りでない。）の者であって、既設のくみ取便所を水洗便所に改造しようとするもの又は既設の浄化槽を水洗便所に改造しようとするものとする。

3 資金の助成の対象は、前2項に掲げる者又は公共下水道等の供用開始の公示の日から3年以内に雑排水のみを排水するための排水設備を設置しようとする者とする。

第4条中ただし書を削り、同条第1号中「市で公示した」を削り、同条第3号中「又は秋田市公共下水道事業分担金」を「、秋田市公共下水道事業分担金、秋田市農業集落排水事業分担金又は個別排水処理施設整備事業分担金」に改める。

第5条第1号中「50万円」を「70万円」に、「40万円」を「60万円」に、「200万円」を「300万円」に改め、同条第2号中「既設の浄化槽」を「公共下水道等に係る既設の浄化槽」に改め、「25万円」を「30万円」に、「20万円」を「25万円」に、「100万円」を「125万円」に改め、同条第3号中「公共下水道に下水」を「公共下水道等又は個別排水処理施設に汚水」に、「水洗便所に改造する工事」の次に「又は雑排水のみを排水するための排水設備を設置する工事」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 個別排水処理施設に係る既設の浄化槽を水洗便所に改造する工事に係る資金の融資あっせんの額は、工事に要した費用の範囲内において、1戸50万円以内とし、1戸1件とする。ただし、貸家、アパート等で浄化槽の数が2以上ある場合は、浄化槽1につき25万円以内とし、125万円を限度とする。

第6条中「改造し、又は既設の浄化槽を水洗便所に改造する工事」を「改造する工事、既設の浄化槽を水洗便所に改造する工事又は雑排水のみを排水するための排水設備を設置する工事」に、「第3号」を「第4号」に、「2万円」を「4万円」に、「10万円」を「20万円」に改める。

第7条第1項中「又は排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付申請書」を「、排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付申請書、農業集落排水設備等計画承認・水洗便所改造資金助成金交付申請書（様式第2号）又は個別排水設備工事承認・水洗便所改造資金助成金交付申請書（様式第3号）」に改め、同条第2項中「。以下「条例」という。」を削り、「計画確認の申請」の次に「、秋田市農業集落排水施設条例第7条第1項に基づく排水設備等の新設等に関する計画承認の申請又は秋田市個別排水処理施設条例第10条第1項に基づく排水設備の新設等に関する工事承認の申請」を加える。

第8条第1項中「様式第2号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「様式第3号」を「様式第5号」に改め、同条第3項中「排水設備工事計画確認決定・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書」を「排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書、農業集落排水設備等計画承認・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書（様式第6号）又は個別排水設備工事承認・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書（様式第7号）」に改め、同条第4項中「様式第4号」を「様式第8号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（標準処理期間）

第8条の2 管理者は、第7条の規定による申請があったときは、申請書が到達した日から起算して7日以内に前条の決定をするものとする。

第9条第1項中「前条」を「第8条」に改める。

第10条第1項中「条例第4条第1項」を「秋田市下水道条例第4条第1項、秋田市農業集落排水施設条例第11条第1項又は秋

田市個別排水処理施設条例第13条第1項に、「様式第5号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「条例第4条第1項」を「秋田市下水道条例第4条第1項、秋田市農業集落排水施設条例第11条第1項又は秋田市個別排水処理施設条例第13条第1項」に改める。

第11条第2項を次のように改める。

2 融資を受けた額は、毎月均等償還の方法により次の期間内に償還するものとする。

- (1) 既設のくみ取便所を水洗便所に改造する工事に対し融資を受けた月の翌月から70月
- (2) 公共下水道等に係る既設の浄化槽を水洗便所に改造する

工事に対し融資を受けた月の翌月から30月

(3) 個別排水処理施設に係る既設の浄化槽を水洗便所に改造する工事（貸家、アパート等で浄化槽の数が2以上ある場合を除く。）に対し融資を受けた月の翌月から50月

(4) 前号に規定する工事以外の個別排水処理施設に係る既設の浄化槽を水洗便所に改造する工事に対し融資を受けた月の翌月から30月

第11条第3項中「延滞した場合は」を「融資を受けた者が前項の償還を延滞した場合は、」に改める。

様式第5号を様式第9号とし、様式第4号を様式第8号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

様式第6号（第8条関係）

農業集落排水設備等計画承認・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書

--	--	--	--	--	--	--

申請者 住 所
氏 名

記

承認番号	第 号	承認年月日	平成 年 月 日
設置場所	秋田市		
施工業者	電話番号		
責任技術者			
工事種別	☐ 新設 ☐ その他（ ） ☐ 改造（便槽 槽） ☐ 浄化槽切替（浄化槽 槽）		
所有区分	☐ 個人 ☐ 自宅 ☐ 貸家 ☐ 借家 （ 戸） ☐ 会社等 ☐ アパート ☐ 建売 ☐ その他（ ） （ 世帯）		
使用水区分	☐ 水道水 ☐ 井戸水等 ☐ 併用（ ）		
助成制度区分	☐ 助成金 円 ☐ 融資 円 ☐ 補助金		
工事予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		

上記の計画を承認したので通知します。

上記の計画について助成金を（交付する・交付しない）ことと決定したので通知します。

平成 年 月 日

秋田市上下水道事業管理者 印

様式第7号（8条関係）

個別排水設備工事承認・水洗便所改造資金助成金交付決定通知書

平成 年 月 日

--	--	--	--	--	--	--

申請者 住 所
氏 名

秋田市上下水道事業管理者 印

下記の計画を承認したので通知します。

下記の計画について助成金を（交付する・交付しない）ことと決定したので通知します。

工 事 の 種 類		1. 新設	2. 改造	3. 修理	4. 撤去
承 認 番 号		平成 年度 第 号			
設 置 場 所		秋田市			
工 事 施工業者	住 所				
	氏名又は名称				
	責 任 技 術 者				
工 事 期 間	着工予定年月日	平成 年 月 日			
	完成予定年月日	平成 年 月 日			
助 成 制 度 区 分		☐ 助成金 円 ☐ 融資 円			
指 示 事 項					
備 考					

注：工事完了後 5 日以内に排水設備工事完了届出書を提出してください。

様式第 3 号を様式第 5 号とし、様式第 2 号を様式第 4 号とし、
様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 2 号（第 7 条関係）

農業集落排水設備等計画承認・水洗便所改造資金助成金交付申請書										
						平成 年 月 日				
(宛先) 秋田市上下水道事業管理者										
						申請者 住 所				
						(委任者)				
						フリガナ				
						氏 名	印			
						電話番号				
農業集落排水設備等計画 を次のとおり申請します。										
水洗便所改造資金助成金交付										
また、次の施工業者へ排水設備工事に関する一切を委任します。										
承 認 番 号	※ 第 号				承 認 年 月 日	※ 平成 年 月 日				
設 置 場 所	秋田市					住所コード				
施 工 業 者 (受任者)	印				責 任 技 術 者	印				
業者コード			電話番号							
工 事 種 別	☐ 新 設 ☐ その他 () ☐ 改 造 (便槽 槽) ☐ 浄化槽切替 (浄化槽 槽)									
所 有 区 分	☐ 個 人 ☐ 自 宅 ☐ 貸 家 ☐ 借 家 (戸) ☐ 会社等 ☐ アパート ☐ 建 売 ☐ その他 () (世帯)									
使 用 水 区 分	☐ 水道水 ☐ 井戸水等 ☐ 併用 (・)									
補 助 金 交 付	☐ 助成金 円 ☐ 融資 円 ☐ 補助金									
工 事 予 定 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで									
(注) ※印の欄は、記入しないで下さい。										
排水設備工事同意欄（この欄は、申請者と建物又は土地の所有者が異なる場合に記入して下さい。）										
住 所					氏 名		所 有 区 分			
					印		☐ 建物 ☐ 土地			
					印		☐ 建物 ☐ 土地			

様式第3号（7条関係）

個別排水設備工事承認・水洗便所改造資金助成金交付申請書

平成 年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

--	--	--	--	--	--	--

申請者 住 所

(委任者)

フリガナ

氏名又は名称

電話番号

印

個別排水設備工事を次のとおり申請します。

水洗便所改造資金助成金交付

また、次の施工業者へ排水設備工事に関する一切を委任します。

承 認 番 号				※ 第 号				承 認 年 月 日				※ 平成 年 月 日			
工事の種類				1. 新設 2. 改造 3. 修理 4. 撤去											
設置場所				秋田市								住所コード			
使用者		住所													
		氏名又は名称		印 (TEL)											
施工業者		住所		印 (TEL)											
		氏名又は 名称													
業者コード		責任技術者		印											
放 流 先				1. 国道・県道 2. 市道側溝 3. 川、沢、せき 4. その他 ()											
所 有 区 分				☐ 個 人		☐ 自 宅		☐ 貸 家		☐ 借 家		(戸)			
				☐ 会社等		☐ アパート		☐ 建 売		☐ その他 ()		(世帯)			
使 用 水 区 分				☐ 水道水 ☐ 井戸水等 ☐ 併用 (.)											
助 成 制 度 区 分				☐ 助成金 円 ☐ 融資 円											
工 事 予 定 期 間				平成 年 月 日から平成 年 月 日まで											

(注) ※印の欄は、記入しないで下さい。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
(秋田市個別排水処理施設水洗便所改造資金融資あっせん規程の廃止)
- 2 秋田市個別排水処理施設水洗便所改造資金融資あっせん規程(平成22年秋田市上下水道局管理規程第8号)は廃止する。ただし、この規程の施行前に受理した申請に係る融資又は助成については、なお従前の例による。
(融資あっせんの額等の特例)
- 3 供用開始の公示の日が平成24年4月1日以降の農業集落排水施設に係る融資あっせんの対象、額および償還についての改正後の秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程(以下「新規程」という。)第3条第1項、第5条第2号ならびに第11条第2項第1号および第2号の規定の適用については、当分の間、同規程第3条第1項中「官公署および会社その他の法人等に供するものを除く。」とあるのは「官公署および会社その他の法人等に供するものを除く。ただし、町内会所有の公民館、集会所等で営利を目的としないものについては、この限りでない。

と、同規程第5条第2号中「30万円」とあるのは「50万円」と、同規程第11条第2項中「毎月均等償還」とあるのは「毎年均等償還」と、同項第1号中「融資を受けた月の翌月から70月」とあるのは「融資を受けた年又は融資を受けた年の翌年から10年」と、同項第2号中「融資を受けた月の翌月から30月」とあるのは「融資を受けた年又は融資を受けた年の翌年から10年」とする。

- 4 前項の融資あっせんの対象に係る新規程第7条第1項の申請は、当分の間、同項の規定にかかわらず、水洗便所改造資金融資あっせん申請書（特例用）によるものとする。
（経過措置）
- 5 この規程の施行の際現に公共下水道等の供用開始の公示をしている処理区域は、平成24年4月1日に供用開始の公示をしたものとみなして、新規程第3条の規定を適用する。
- 6 この規程の施行の際現に秋田市個別排水処理施設条例第7条の規定に基づく個別排水処理施設の設置の通知を受けている者は、平成24年4月1日に当該通知を受けたものとみなす。
- 7 前項の規定により平成24年4月1日に秋田市個別排水処理施設条例第7条の規定に基づく個別排水処理施設の設置の通知を

受けたものとみなされた者について新規程第3条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「1年以内」とあるのは、「3年以内」と読み替えるものとする。

8 新規程の規定は、この規程の施行の日以後に受理した申請に係る融資又は助成について適用し、同日前に受理した申請に係る融資又は助成については、なお従前の例による。

訓令

秋田市訓令第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第43号を第44号とし、第24号から第42号までを1号ずつ繰り下げ、同条第23号中「園長補佐」を「副園長」に改め、同号を同条第24号とし、同条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

㉔ 担当官 組織規則第47条第2項に規定する担当官をいう。

第3条第1項の表部長の項中「市場および」を削り、同表課長の項中「報道官」の次に「、担当官」を加え、同条第6項中「、市場長とともに不在のときは市場の次長が」を削る。

第10条の2の見出しを「(所長および市場長専決事項)」に改め、同条中「市場長および所長は」を「所長および市場長は」に改め、同条市場長および所長共通専決事項の項中「市場長および所長共通専決事項」を「所長共通専決事項」に改め、同条福祉事務所長専決事項の項第2号を削り、同条市場長専決事項の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 公設地方卸売市場の管理に関すること。

第10条の5中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条障がい福祉課長専決事項の項に次のように加える。
長寿福祉課長専決事項

(1) 地域支援事業における在宅サービスの利用の決定等に関すること。

(2) 老人デイサービスセンターの管理に関すること。

(3) 老人いきいの家の管理に関すること。

(4) 雄和ふれあいプラザの管理に関すること。

(5) 河辺高齢者健康づくりセンターの管理に関すること。

介護保険課長専決事項

(1) 要介護認定等に関すること。

(2) 保険給付の決定に関すること。

(3) 介護保険料の徴収猶予に関すること。

(4) 介護保険料の徴収嘱託および受託に関すること。

第11条介護・高齢福祉課長専決事項の項を削り、同条子ども総務課長専決事項の項第3号中「貸付審査」を「貸付け」に改め、同条子ども育成課長専決事項の項に次の1号を加える。

(4) 子ども広場の管理および使用許可に関すること。

第11条港湾貿易振興課長専決事項の項に次のように加える。

大森山動物園長専決事項

(1) 大森山公園の公園地の占用許可および使用許可に関すること。

(2) 大森山公園の公園施設の設置等の許可に関すること。

第11条農林総務課長専決事項の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同条中央卸売市場市場管理室長専決事項の項第2号中「売買取引の単位の承認および」を削り、同条公園課長専決事項の項第2号中「こと」の次に「(他の所管に属するものを除く。)」を加える。

第11条の4中「第2条第27号から第30号まで」を「第2条第28号から第31号まで」に改める。

第12条中「第2条第31号から第39号まで」を「第2条第32号から第40号まで」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年 4 月1日から施行する。

秋田市訓令第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市民生活部、福祉保健部、子ども未来部、都市整備部、会計課」を「商工部、農林部、会計課、秋田公立美術工芸短期大学」に改め、同条第2号中「環境部、商工部、農林部、建設部、秋田公立美術工芸短期大学」を「市民生活部、福祉保健部、子ども未来部、環境部、建設部、都市整備部」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年 4 月1日から施行する。

秋田市訓令第4号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表の表第9号中「介護・高齢福祉課長」を「介護保険課長」に改め、同表第13号中

「生活総務課長 2」を「生活総務課長 1」

に改め、同表第19号中

「介護・高齢福祉課長 1」を「長寿福祉課長 1
介護保険課長 1」

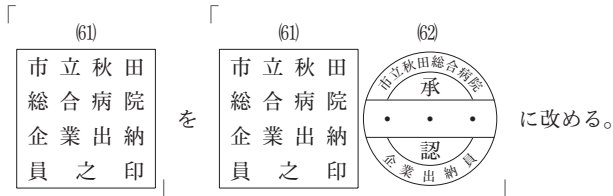
に改め、同表第27号中

「	文書法制課長	2		「	文書法制課長	2
	市民税課長	1			市民税課長	1
	生活総務課長	1			生活総務課長	1
	市民課長	2			市民課長	2
	介護・高齢福祉課長	1			長寿福祉課長	1
	市立秋田総合病院総務課長	1			介護保険課長	1
	各市民サービスセンター所長	各 1	を		市立秋田総合病院総務課長	1
	駅東サービスセンター所長	1			各市民サービスセンター所長	各 1
	御野場地域センター所長	1			駅東サービスセンター所長	1
	各連絡所長	各 1			御野場地域センター所長	1
	市場管理室長	1			各連絡所長	各 1
					市場管理室長	1

に改め、同表中第64号を第65号とし、第63号を第64号とし、第62号を第63号とし、第61号の次に次のように加える。

〔62〕	市立秋田総合病院企業出納員承認印	かい書	直径20ミリメートル	ゴム印	市立秋田総合病院事業収入の指定代理納付者による納付の承認に関する文書	企業出納員	2
------	------------------	-----	------------	-----	------------------------------------	-------	---

別表の公印のひな形中〔64〕を〔65〕とし、〔63〕を〔64〕とし、〔62〕を〔63〕とし、



附 則

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第 1 号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3 月27日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の表第 1 号および第 2 号中「50万円以上」を「予定価格が50万円を超えるもの」に、「50万円未満」を「予定価格が50万円以下」に改め、同表第 3 号中「3,000万円未満」を「予定価格が3,000万円未満」に、「130万円未満」を「予定価格が130万円以下」に改め、同表第 4 号中「1,000万円未満」を「予定価

格が1,000万円未満」に、「50万円未満」を「予定価格が50万円以下」に改め、同表中

〔5〕 前各号に掲げる契約以外の契約	50万円以上		50万円未満
--------------------	--------	--	--------

を

〔5〕 物品の賃借に関する契約		予定価格（年額換算）が40万円を超えるもの	予定価格（年額換算）が40万円以下
〔6〕 前各号に掲げる契約以外の契約	予定価格が50万円を超えるもの		予定価格が50万円以下

に

改める。

別表 2 の 3 の表第 1 号中「50万円以上」を「予定価格が50万円を超えるもの」に、「50万円未満」を「予定価格が50万円以下」に改め、同表中

〔5〕 前各号に掲げる契約以外の契約		50万円以上	50万円未満
--------------------	--	--------	--------

を

〔5〕 物品の賃借に関する契約		予定価格（年額換算）が40万円を超えるもの	予定価格（年額換算）が40万円以下
〔6〕 前各号に掲げる契約以外の契約		予定価格が50万円を超えるもの	予定価格が50万円以下

に

に改める。

附 則

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

告 示

秋田市告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年 3 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 都市計画の種類および名称
秋田都市計画道路 3・4・45号上北手雄和線
- 都市計画を変更した区域
秋田市御所野地藏田三丁目、御所野湯本六丁目、四ツ小屋末戸松本字地藏田、字坂ノ上、字柳田、字向田、字島田、字古川敷および雄和田草川字高野地内
- 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の許可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称
名ケ沢自治会
- 2 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
(1) 自治会共有資産及び施設等の維持管理
(2) 自然保護、生活環境の整備
(3) 教育・文化の啓発と向上
(4) 秩序と融和の尊重
(5) 住民相互の福利の増進
(6) その他の目的を達成するために必要なこと。
- 3 区域
本会の区域は、秋田市下浜名ケ沢内の字曲田、字坂本、字浦田、字ヨモキ田、字兵屋敷、字大田代、字入道沢を区域とする。
- 4 主たる事務所
本会の事務所は、秋田市下浜名ケ沢字浦田123番地に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所
遠 藤 善 弘
秋田市下浜名ケ沢字浦田87番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日
平成24年 3 月 1 日

秋田市告示第35号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市子ども広場における子ども広場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 3 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名
秋田市南通亀の町 1 番25号
特定非営利活動法人 子育て・高齢者介護サポートばっけの会
理事長 松 村 康 子

秋田市告示第36号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成24年 3 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 4 7 5
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護事業所いいじま 秋田市飯島字飯島水尻436番地
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	株式会社ケアマネジメント三四郎 秋田市飯島字飯島水尻436番地 代表取締役 保 坂 進 秋田市飯島字飯島水尻206番地
指定の年月日	平成24年 3 月 1 日
地域密着型サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第37号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年 3 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第67号	佐野調剤薬局	秋田市保戸野通町 4 番15号	平成24年 2 月13日

秋田市告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称
秋田市田尻町内会
- 2 規約に定める目的
本会は、田尻区域の住民が平等かつ自由な立場にたち、次に掲げる共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。
(1) 回覧板の回付等地域内の住民相互の連絡に関すること。
(2) 地域の美化、清掃等の環境整備に関すること。
(3) 田尻町内会館等の維持管理に関すること。
(4) 会員相互の親睦、研修および文化教養の向上に関すること。
(5) 資産の運用および管理に関すること。
(6) 災害による被害の防止、軽減および犯罪の防止に関する防災・防犯活動に関すること。
(7) その他目的を達成するために必要なこと。
- 3 区域
本会の区域は、秋田市河辺三内字田尻上野田、同字田尻下野田、同字田尻中野、同字上野の全域とする。
- 4 主たる事務所
本会の事務所は、秋田市河辺三内字田尻下野田49番地 1 に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所
田 口 一 俊
秋田市河辺三内字田尻下野田66番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行

者の選任の有無
なし

7 代理人の有無
なし

8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日
平成24年 3 月 7 日

秋田市告示第39号

次の債権差押調書（謄本）は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該債権差押調書（謄本）は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。
平成24年 3 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
茨城県つくば市天久保2丁目7番地4
サンクチュアリーコープⅡ202号
平 山 涼

2 送達する書類
債権差押調書（謄本） 1 通

秋田市告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年 3 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
コ ス モ ス 薬 局	秋田市仁井田新田一丁目1番40号	平成24年 1月1日
佐 野 調 剤 薬 局	秋田市保戸野通町4番15号	平成24年 2月13日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
コ ス モ ス 薬 局	秋田市仁井田路見町9番32号	平成23年 12月28日
佐 野 調 剤 薬 局	秋田市保戸野通町3番31号	平成24年 2月12日

秋田市告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のと

り指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年 3 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
金 沢 拓 郎	金沢整骨院	秋田市広面字鍋沼 49番地5	平成24年 2月7日

秋田市告示第42号

平成24年 3 月 7 日、行旅死亡人を取り扱ったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年 3 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 本籍、住所および氏名
不詳
- 2 性別
男性
- 3 人相、体格、特徴等
身長157センチ、左大腿部骨内にステンレス製のロットを装着
- 4 発見年月日
平成24年 3 月 6 日
- 5 死亡場所又は発見場所
秋田市飯島字飯島水尻409番地1
- 6 死亡年月日
平成24年 3 月 6 日
- 7 処置
平成24年 3 月 7 日まで秋田臨港警察署で調査したが、身元が判明しないため、平成24年 3 月 7 日に死体を引き取り、同日午後2時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。
- 8 連絡先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室
電話番号 018-866-2090

秋田市告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年 3 月12日

秋田市長 穂 積 志

指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
有料老人ホーム 拓稜ハウス割山	秋田市新屋朝日町13番25号	平成24年 1月15日
コ ス モ ス 薬 局	秋田市仁井田新田一丁目1番40号	平成24年 1月1日

佐 野 調 剤 薬 局	秋田市保戸野通町 4 番15号	平成24年 2 月13日
-------------	-----------------	-----------------

秋田市告示第44号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第 2 球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 3 月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市八橋南一丁目 8 番 2 号
社団法人 秋田市シルバー人材センター
理事長 高 橋 善 健
- 2 委託期間
平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

秋田市告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 3 月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1
財団法人 秋田市総合振興公社
理事長 多 田 正 明
- 2 委託期間
平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

秋田市告示第46号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第 1 項の規定に基づき、平成24年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳、家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成24年 3 月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間 平成24年 4 月 1 日から同年 5 月31日まで
(ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。)
- 2 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資 産 税 課	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第47号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 3 月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2 台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1 台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成24年 2 月10日から同月20日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後 7 時まで
イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号
(秋田駅東自転車等駐車場内)
秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成24年 3 月27日から同年 9 月27日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問合せ先
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部交通政策課 電話866－2035
秋田市東通仲町 4 番 3 号
秋田市自転車等保管所 電話834－6497

秋田市告示第48号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第 3 号）第 5 条の規定により告示する。

平成24年 3 月15日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
栗崎 博	中通総合病院	内科 糖尿病内科	肢体不自由 呼吸器機能障害 じん臓機能障害

秋田市告示第49号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 3 月15日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名

秋田市山王三丁目 1 番 7 号
株式会社友愛ビルサービス
代表取締役 小畑 悟

秋田市告示第50号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、アトリオン広場地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 3 月15日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名

秋田市山王三丁目 1 番 7 号

株式会社友愛ビルサービス

代表取締役 小畑 悟

秋田市告示第51号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 3 月15日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋村 孝志

秋田市告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 3 月15日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋村 孝志

秋田市告示第53号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 3 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成21年度、平成22年度および平成23年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第54号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 3 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市南通築地 7 番25号

塚本 英樹

2 送達すべき書類の名称

平成23年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第55号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 3 月19日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成23年度第 7 期国民健康保険税督促状

秋田市告示第56号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 3 月21日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成23年度介護保険料納入通知書

平成23年度介護保険料督促状

秋田市告示第57号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 3 月21日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市河辺神内字堂坂 2 番地 1

株式会社秋田県食肉流通公社

代表取締役社長 中嶋 章

2 委託した期間

平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

秋田市告示第58号

次の差押調書謄本および配当計算書は、本人の住所又は居所が

明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求書通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
渡辺 栄吉
秋田市泉南三丁目22番 7 号
- 2 送達する書類
差押調書謄本
配当計算書

秋田市告示第59号

平成24年 3 月 7 日の「平成24年 2 月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成24年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

平成23年度秋田市一般会計補正予算（第12号）

平成23年度秋田市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313,963千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131,266,297千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 5 条 市債の変更は、「第 5 表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 42,904,997	千円 161,173	千円 43,066,170
	1 市民税	18,312,035	△237,136	18,074,899
	2 固定資産税	20,837,274	64,957	20,902,231
	4 市たばこ税	1,811,335	332,376	2,143,711
	7 入湯税	31,505	△2,070	29,435
	8 事業所税	1,413,225	3,046	1,416,271
2 地方譲与税		993,373	62,889	1,056,262
	1 地方揮発油譲与税	267,573	16,961	284,534
	2 自動車重量譲与税	670,006	30,290	700,296
	3 特別とん譲与税	24,089	12,329	36,418
	4 航空機燃料譲与税	31,705	3,309	35,014
3 利子割交付金		91,215	21,494	112,709
	1 利子割交付金	91,215	21,494	112,709
4 配当割交付金		22,057	15,790	37,847
	1 配当割交付金	22,057	15,790	37,847

5 株式等譲渡所得割交付金		10,012	△1,020	8,992
	1 株式等譲渡所得割交付金	10,012	△1,020	8,992
6 地方消費税交付金		3,139,481	121,134	3,260,615
	1 地方消費税交付金	3,139,481	121,134	3,260,615
7 ゴルフ場利用税交付金		65,378	△1,320	64,058
	1 ゴルフ場利用税交付金	65,378	△1,320	64,058
8 自動車取得税交付金		134,491	18,298	152,789
	1 自動車取得税交付金	134,491	18,298	152,789
10 地方特例交付金		477,498	△37,601	439,897
	1 地方特例交付金	477,498	△37,601	439,897
11 地方交付税		23,993,562	11,525	24,005,087
	1 地方交付税	23,993,562	11,525	24,005,087
13 分担金及び負担金		1,151,153	22,260	1,173,413
	2 負担金	1,148,338	22,260	1,170,598
14 使用料及び手数料		2,141,366	△7,576	2,133,790
	2 手数料	848,795	△7,576	841,219
15 国庫支出金		21,026,712	△442,361	20,584,351
	1 国庫負担金	15,220,248	△432,188	14,788,060
	2 国庫補助金	5,697,121	△10,173	5,686,948
16 県支出金		7,254,467	△133,828	7,120,639
	1 県負担金	2,786,764	△18,467	2,768,297
	2 県補助金	3,910,088	△102,594	3,807,494
	3 委託金	557,615	△12,767	544,848
17 財産収入		235,033	12,669	247,702
	1 財産運用収入	187,840	12,669	200,509
18 寄附金		4,234	146	4,380
	1 寄附金	4,234	146	4,380

19 繰 入 金		4,586,389	22,389	4,608,778
	1 特別会計繰入金	97,955	21,801	119,756
	2 基本繰入金	4,488,434	588	4,489,022
21 諸 収 入		6,276,711	149,002	6,425,713
	1 延滞金、加算金及び過料	19,674	10,327	30,001
	5 雑入	886,738	138,675	1,025,413
22 市債		15,150,400	318,900	15,469,300
	1 市債	15,150,400	318,900	15,469,300
歳 入 合 計		130,952,334	313,963	131,266,297

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 20,260,280	千円 1,928,833	千円 22,189,113
	1 総務管理費	18,055,000	2,067,727	20,122,727
	2 徴税費	1,170,188	△26,950	1,143,238
	3 戸籍住民基本台帳費	567,552	△16,763	550,789
	4 選挙費	284,191	△71,319	212,872
	5 統計調査費	87,955	△24,079	63,876
	6 監査委員費	95,394	217	95,611
3 民 生 費		41,359,937	△481,383	40,878,554
	1 社会福祉費	17,933,205	296,674	18,229,879
	2 児童福祉費	14,208,019	△1,106,222	13,101,797
	3 生活保護費	9,148,556	326,749	9,475,305
	4 国民年金費	62,807	1,416	64,223
4 衛 生 費		11,983,773	△260,035	11,723,738
	1 環境衛生費	1,212,733	△15,526	1,197,207
	2 保健所費	2,629,900	△139,764	2,490,136
	3 清掃費	6,557,024	△100,806	6,456,218

	5 上水道費	204,764	2,619	207,383
	6 食肉衛生検査所費	161,490	△6,558	154,932
6 農林水産業費		2,258,210	△34,655	2,223,555
	1 農業費	1,170,682	12,723	1,183,405
	2 農業集落排水費	544,244	△15,608	528,636
	3 林業費	543,284	△31,770	511,514
7 商 工 費		6,500,596	△146,402	6,354,194
	1 商工費	6,500,596	△146,402	6,354,194
8 土 木 費		16,239,465	△178,515	16,060,950
	5 都市計画費	4,635,168	△180,879	4,454,289
	6 下水道費	4,970,286	0	4,970,286
	7 住宅費	527,003	2,364	529,367
9 消 防 費		3,784,370	△109,528	3,674,842
	1 消防費	3,784,370	△109,528	3,674,842
10 教 育 費		11,244,719	△174,146	11,070,573
	1 教育総務費	2,094,605	△59,617	2,034,988
	2 小学校費	2,678,065	△38,792	2,639,273
	3 中学校費	2,055,823	△17,378	2,038,445
	4 高等学校費	804,343	△10,095	794,248
	5 社会教育費	2,195,638	△26,272	2,169,366
	6 保健体育費	583,521	125	583,646
	7 専修学校費	110,658	△5,932	104,726
	8 短期大学費	722,066	△16,185	705,881
12 公 債 費		15,747,319	△230,206	15,517,113
	1 公債費	15,747,319	△230,206	15,517,113
歳 出 合 計		130,952,334	313,963	131,266,297

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	焼却施設更新事業	6,775,941	平成21年度	571,900	5,001,005	平成21年度	571,900
				平成22年度	2,034,415		平成22年度	2,034,415
				平成23年度	2,394,690		平成23年度	2,394,690
				平成24年度	1,774,936		平成24年度	
		し尿処理施設更新事業	1,031,502	平成23年度	279,093	884,611	平成23年度	194,436
				平成24年度	752,409		平成24年度	690,175
9 消防費	1 消防費	土崎消防署本署改築事業	1,418,749	平成23年度	266,112	1,354,287	平成23年度	122,982
				平成24年度	1,018,149		平成24年度	1,086,817
				平成25年度	134,488		平成25年度	144,488
10 教育費	3 中学校費	雄和中学校増改築等事業	1,365,867	平成23年度	622,705	1,308,875	平成23年度	481,174
				平成24年度	743,162		平成24年度	827,701

第3表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金 額
2 総 務 費	3 戸籍住民基本台帳費	各種証明書自動交付システム運用経費	12,978
		住民情報システム改修事業	109,116
		住民基本台帳ネットワークシステム改修事業	40,404
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良施設等整備事業負担金	15,879
8 土 木 費	1 土木管理費	県施行急傾斜地崩壊対策事業負担金	7,080
	2 道路橋りょう費	電線共同溝整備事業	36,000
		橋りょう整備事業	10,950
		人にやさしい歩道づくり事業	30,000
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	11,826
		地方道路交付金事業	575,912
		緑化重点地区整備事業	72,800
		公園遊具施設長寿命化等整備事業	12,100
10 教 育 費	3 中学校費	秋田南中学校大規模改造事業	152,859
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	16,000

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	1 総務管理費	中心市街地にぎわい創出事業	28,176	63,000	91,176
3 民 生 費	2 児童福祉費	児童福祉施設整備費補助金	124,783	4,200	128,983

8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路改良事業	26,200	25,500	51,700
		幹線道路整備事業	8,400	11,600	20,000
10 教 育 費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	26,702	22,534	49,236

第4表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
情 報 発 信 コ ー ナ ー 運 営 業 務 委 託 経 費	平成23年度～平成24年度	17,974
収 納 支 援 シ ス テ ム 関 係 経 費	平成23年度～平成24年度	2,293
秋 田 駅 周 辺 に ぎ わ い づ く り 推 進 事 業	平成23年度～平成24年度	41,626
障 が い 者 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成23年度～平成24年度	78,625
夜 間 休 日 応 急 診 療 所 関 係 経 費	平成23年度～平成24年度	67,684
健 康 管 理 関 連 事 業 委 託 経 費 等	平成23年度～平成24年度	454,676
児 童 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成23年度～平成24年度	204,880
母 子 保 健 関 連 事 業 委 託 経 費 等	平成23年度～平成24年度	264,745
あきたスマートシティ・プロジェクト推進事業	平成23年度～平成24年度	51,989
指 定 ご み 袋 交 換 業 務 委 託 経 費	平成23年度～平成24年度	16,611
離 職 者 緊 急 雇 用 相 談 支 援 業 務 委 託 経 費	平成23年度～平成24年度	10,215
ま ち あ る き 観 光 推 進 事 業	平成23年度～平成24年度	5,588
観 光 情 報 ホ ー ム ペ ー ジ 充 実 経 費	平成23年度～平成24年度	1,821
観 光 ア ド バ イ ザ ー 活 用 事 業	平成23年度～平成24年度	4,714
コ ン ベ ン シ ョ ン 誘 致 推 進 事 業	平成23年度～平成24年度	2,867
外 国 人 旅 行 者 受 入 体 制 整 備 事 業	平成23年度～平成24年度	20,390
ま ち な か デ ザ イ ン 調 査 経 費	平成23年度～平成24年度	12,850
地 方 道 路 交 付 金 事 業	平成23年度～平成24年度	316,507
短期大学サテライトセンター運営業務委託経費	平成23年度～平成24年度	5,851
市民スポーツ活動普及振興業務委託経費	平成23年度～平成24年度	19,273
美 術 館 施 設 整 備 等 経 費	平成23年度～平成24年度	47,769
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 2 3 年 度 設 定 地 籍 調 査 室 分)	平成23年度～平成24年度	50

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
老人福祉関連サービス委託経費等	13,197	16,921	30,118
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成23年度設定市民税課分)	11,546	111	11,657
同上 (平成23年度設定環境総務課分)	1,944,240	3,701	1,947,941
同上 (平成23年度設定農林総務課分)	3,130	4,285	7,415
同上 (平成23年度設定建設総務課分)	485,177	19,850	505,027

第5表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	3,514,500	216,500	3,731,000			
清 掃 費	1,779,500	△50,800	1,728,700			
土 地 区 画 整 理 費	737,100	△1,700	735,400			
公 園 整 備 費	124,200	△28,600	95,600			
消 防 費	324,400	△87,400	237,000			
小 学 校 費	441,900	10,600	452,500			
中 学 校 費	516,600	△11,300	505,300			
臨 時 財 政 対 策 債	5,446,800	271,600	5,718,400			
計	15,150,400	318,900	15,469,300			

平成23年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）

平成23年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46,080千円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,188,412千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 330,400	千円 △3,720	千円 326,680
	1 国庫補助金	330,400	△3,720	326,680
4 繰入金		866,600	△7,360	859,240
	1 繰入金	866,600	△7,360	859,240

5 繰越金		35,000	△35,000	0
	1 繰越金	35,000	△35,000	0
歳 入 合 計		1,234,492	△46,080	1,188,412

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 1,231,992	千円 △46,080	千円 1,185,912
	1 土地区画整理費	1,231,992	△46,080	1,185,912
歳 出 合 計		1,234,492	△46,080	1,188,412

平成23年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）
平成23年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ882千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158,291千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 2,983	千円 882	千円 3,865
	2 財産売払収入	4	633	637
	3 分収林収入	2	249	251
歳 入 合 計		157,409	882	158,291

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 諸支出金		千円 1,036	千円 882	千円 1,918
	1 分収交付金	1,036	882	1,918
歳 出 合 計		157,409	882	158,291

平成23年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第3号）
平成23年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,801千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,605千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算

補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 52,456	千円 17,769	千円 70,225
	1 使用料	34,690	17,537	52,227
	2 手数料	17,766	232	17,998
3 繰越金		3,694	4,032	7,726
	1 繰越金	3,694	4,032	7,726
歳 入	合 計	89,804	21,801	111,605

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 51,404	千円 21,801	千円 73,205
	2 繰出金	13,992	21,801	35,793
歳 出	合 計	89,804	21,801	111,605

平成23年度秋田市中心卸売市場会計補正予算（第1号）
平成23年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,214千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ570,953千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		千円 13,501	千円 5,214	千円 18,715
	1 繰越金	13,501	5,214	18,715
歳 入	合 計	565,739	5,214	570,953

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 394,283	千円 5,214	千円 399,497
	1 総務管理費	394,283	5,214	399,497
歳 出	合 計	565,739	5,214	570,953

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 23 年 度 設 定)	平成23年度～平成24年度	74,417

平成23年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）

平成23年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
排 泄 物 有 効 活 用 事 業	平成23年度～平成24年度	6,000

平成23年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

平成23年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350,657

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,382,722千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 5,946,552	千円 △14,777	千円 5,931,775
	1 国民健康保険税	5,946,552	△14,777	5,931,775
3 国庫支出金		7,843,226	△753,245	7,089,981
	1 国庫負担金	5,353,262	△274,438	5,078,824
	2 国庫補助金	2,489,964	△478,807	2,011,157
4 療養給付費交付金		1,900,882	△248,201	1,652,681
	1 療養給付費交付金	1,900,882	△248,201	1,652,681
5 前期高齢者交付金		8,458,684	△35,652	8,423,032
	1 前期高齢者交付金	8,458,684	△35,652	8,423,032
6 県支出金		1,429,704	19,435	1,449,139
	1 県負担金	238,611	27,866	266,477
	2 県補助金	1,191,093	△8,431	1,182,662
7 共同事業交付金		4,443,629	130,139	4,573,768

	1 共同事業交付金	4,443,629	130,139	4,573,768
8 財産収入		271	413	684
	1 財産運用収入	271	413	684
9 繰入金		1,990,550	166,201	2,156,751
	1 一般会計繰入金	1,990,550	166,201	2,156,751
10 繰越金		6,133	1,086,344	1,092,477
	1 繰越金	6,133	1,086,344	1,092,477
歳入合計		32,032,065	350,657	32,382,722

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 22,225,860	千円 △466,855	千円 21,759,005
	1 療養諸費	19,888,579	△545,825	19,342,754
	2 高額療養費	2,226,046	71,400	2,297,446
	4 出産育児諸費	84,883	6,720	91,603
	5 葬祭諸費	26,350	850	27,200
3 後期高齢者支援金等		3,230,630	5,085	3,235,715
	1 後期高齢者支援金等	3,230,630	5,085	3,235,715
5 老人保健拠出金		36,022	△35,785	237
	1 老人保健拠出金	36,022	△35,785	237
6 介護納付金		1,490,006	△2,484	1,487,522
	1 介護納付金	1,490,006	△2,484	1,487,522
7 共同事業拠出金		4,380,705	387,499	4,768,204
	1 共同事業拠出金	4,380,705	387,499	4,768,204
8 保健事業費		249,149	△12,178	236,971
	1 特定健康診査等事業費	162,849	△13,105	149,744
	2 保健事業費	86,300	927	87,227
9 基金積立金		271	200,413	200,684

	1 基金積立金	271	200,413	200,684
11 諸支出金		23,828	274,962	298,790
	1 償還金及び還付加算金	23,827	274,962	298,789
歳 出	合 計	32,032,065	350,657	32,382,722

平成23年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）
平成23年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109,189千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,331,091千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		千円 4,041,520	千円 △189,733	千円 3,851,787
	1 介護保険料	4,041,520	△189,733	3,851,787
3 国庫支出金		5,603,787	219,101	5,822,888
	1 国庫負担金	4,297,594	22,570	4,320,164
	2 国庫補助金	1,306,193	196,531	1,502,724
4 支払基金交付金		7,122,912	△81,276	7,041,636
	1 支払基金交付金	7,122,912	△81,276	7,041,636
5 県支出金		3,455,315	△74,048	3,381,267
	1 県負担金	3,393,874	△74,048	3,319,826
6 財産収入		1	1,069	1,070
	1 基金運用収入	1	1,069	1,070
7 繰入金		4,178,299	△108,393	4,069,906
	1 一般会計繰入金	3,419,389	△33,861	3,385,528
	2 基金繰入金	758,910	△74,532	684,378
8 繰越金		38,442	124,091	162,533
	1 繰越金	38,442	124,091	162,533
歳 入	合 計	24,440,280	△109,189	24,331,091

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 23,666,065	千円 △270,920	千円 23,395,145
	1 介護サービス等諸費	21,293,435	△521,396	20,772,039
	2 介護予防サービス等諸費	885,760	82,394	968,154
	3 高額介護サービス等費	447,839	157,338	605,177
	4 特定入所者介護サービス等費	1,002,986	11,376	1,014,362
	5 その他諸費	36,045	△632	35,413
3 財政安定化基金拠出金		1	△1	0
	1 財政安定化基金拠出金	1	△1	0
5 基金積立金		1	139,566	139,567
	1 基金積立金	1	139,566	139,567
7 諸支出金		38,448	22,166	60,614
	1 償還金及び還付加算金	38,448	22,166	60,614
歳 出 合 計		24,440,280	△109,189	24,331,091

第2表 債務負担行為補正
(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
介護保険関連サービス委託経費等	8,522	217,565	226,087

平成23年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
平成23年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,459千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,947,378千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,318,417	千円 6,013	千円 2,324,430
	1 後期高齢者医療保険料	2,318,417	6,013	2,324,430
3 繰入金		570,841	16,446	587,287
	1 一般会計繰入金	570,841	16,446	587,287

歳 入 合 計	2,924,919	22,459	2,947,378
---------	-----------	--------	-----------

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 2,849,969	千円 22,459	千円 2,872,428
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,849,969	22,459	2,872,428
歳 出 合 計		2,924,919	22,459	2,947,378

平成23年度秋田市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成23年度秋田市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度秋田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 年 間 患 者 数	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)
入 院	135,786人	△7,681人	128,105人
外 来	288,408人	6,728人	295,136人

(3) 一日平均患者数

入 院	371人	△20人	351人
外 来	1,182人	28人	1,210人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	9,438,424 千円	△238,294 千円	9,200,130 千円
第1項 医 業 収 益	8,675,943 千円	△238,498 千円	8,437,445 千円
第2項 医 業 外 収 益	762,480 千円	204 千円	762,684 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	9,459,475 千円	△321,309 千円	9,138,166 千円
第1項 医 業 費 用	9,293,187 千円	△315,420 千円	8,977,767 千円
第2項 医 業 外 費 用	135,374 千円	△5,889 千円	129,485 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「406,072千円」を「402,144千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「286千円」を「278千円」に、過年度分損益勘定留保資金「405,786千円」を「401,866千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
-------	-------------	-------------	-----

収 入

第1款 資 本 的 収 入	678,316 千円	△115,440 千円	562,876 千円
第1項 企 業 債	255,000 千円	△124,800 千円	130,200 千円
第4項 補 助 金	— 千円	9,360 千円	9,360 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,084,388 千円	△119,368 千円	965,020 千円
第1項 建設改良費	314,179 千円	△119,368 千円	194,811 千円

（債務負担行為）

第5条 予算第5条に定めた限度額を次のとおり変更する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
限 度 額	594,704 千円	252,175 千円	846,879 千円

（企業債）

第6条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
限 度 額	255,000 千円	△124,800 千円	130,200 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	5,222,519 千円	△152,735 千円	5,069,784 千円

平成23年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成23年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)
(1) 給 水 戸 数	144,281戸	799戸	145,080戸
(2) 年間総配水量	38,596,323 m ³	△669,198 m ³	37,927,125 m ³

(3) 一日平均配水量	105,454 m ³	△1,828 m ³	103,626 m ³		千円	千円	千円
(4) 主要な建設改良事業				第3項 国庫補助金返還金	—	11,508	11,508
(イ) 配水管整備工事					千円	千円	千円
配水管布設	4,510 m	235 m	4,745 m	(他会計からの補助金)			
配水管布設替	15,487 m	661 m	16,148 m	第5条 予算第9条中「70,427千円」を「75,480千円」に改める。			
(収益的収入及び支出)				(利益剰余金の処分)			
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。				第6条 予算第10条中当年度未処分利益剰余金「433,394千円」を「463,611千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。			
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)		(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入				(1) 減 債 積 立 金	433,394 千円	30,217 千円	463,611 千円
第1款 水道事業収益	7,167,606 千円	△95,439 千円	7,072,167 千円	平成23年度秋田市下水道事業会計補正予算(第2号)			
第1項 営業収益	7,080,415 千円	△103,433 千円	6,976,982 千円	(総 則)			
第2項 営業外収益	87,189 千円	7,994 千円	95,183 千円	第1条 平成23年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。			
支 出				(業務の予定量)			
第1款 水道事業費用	6,637,305 千円	△294,353 千円	6,342,952 千円	第2条 平成23年度秋田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。			
第1項 営業費用	5,926,933 千円	△284,423 千円	5,642,510 千円		(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)
第2項 営業外費用	699,472 千円	△9,930 千円	689,542 千円	(1) 排 水 戸 数	111,262 戸	△602 戸	110,660 戸
(資本的収入及び支出)				(2) 年間総処理水量	39,969,058 m ³	1,991,925 m ³	41,960,983 m ³
第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,298,116千円」を「3,156,791千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「89,289千円」を「79,765千円」に、減債積立金「449,775千円」を「767,923千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,758,001千円」を「1,990,538千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,001,051千円」を「318,565千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。				(3) 一日平均処理水量	109,205 m ³	5,442 m ³	114,647 m ³
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)	(4) 主要な建設改良事業			
収 入				(イ) 管 渠 建 設			
第1款 資本的収入	2,231,269 千円	1,403 千円	2,232,672 千円	管 渠 布 設	7,917 m	683 m	8,600 m
第2項 出 資 金	134,337 千円	△2,434 千円	131,903 千円	管 渠 布 設 替	1,888 m	△144 m	1,744 m
第3項 補 助 金	409,602 千円	△36,425 千円	373,177 千円	(収益的収入及び支出)			
第4項 固定資産売却代金	1 千円	9 千円	10 千円	第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			
第5項 負担金及び寄附金	240,429 千円	40,253 千円	280,682 千円	(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
支 出				収 入			
第1款 資本的支出	5,529,385 千円	△139,922 千円	5,389,463 千円	第1款 下水道事業収益	9,274,509 千円	11,568 千円	9,286,077 千円
第1項 建設改良費	3,766,592 千円	△151,537 千円	3,615,055 千円	第1項 営業収益	7,367,058 千円	31,093 千円	7,398,151 千円
第2項 企業債償還金	1,762,793	107	1,762,900	第2項 営業外収益	1,907,449 千円	△20,684 千円	1,886,765 千円
				第3項 特別利益	2 千円	1,159 千円	1,161 千円
				支 出			
				第1款 下水道事業費用	9,023,541 千円	△411,614 千円	8,611,927 千円
				第1項 営業費用	6,799,394 千円	△386,353 千円	6,413,041 千円
				第2項 営業外費用	2,214,200 千円	△25,261 千円	2,188,939 千円
				(資本的収入及び支出)			

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,958,242千円」を「4,274,161千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「5,244千円」を「8,068千円」に、減債積立金「355,247千円」を「517,374千円」に、過年度分損益勘定留保資金「476,024千円」を「567,377千円」に、当年度分損益勘定留保資金「3,121,727千円」を「3,181,342千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	4,660,843	△524,941	4,135,902
	千円	千円	千円
第1項 企業債	2,625,400	△398,300	2,227,100
	千円	千円	千円
第2項 出資金	862,352	△609	861,743
	千円	千円	千円
第3項 補助金	1,089,300	△103,800	985,500
	千円	千円	千円
第4項 負担金	83,790	△22,630	61,160
	千円	千円	千円
第5項 固定資産売却代金	1	398	399
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 資本的支出	8,619,085	△209,022	8,410,063
	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	3,085,219	△220,346	2,864,873
	千円	千円	千円
第2項 企業債償還金	5,533,866	11,324	5,545,190
	千円	千円	千円
(企業債)			

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
限 度 額	2,625,400	△398,300	2,227,100
	千円	千円	千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「1,905,534千円」を「1,882,330千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第7条 予算第10条中当年度末処分利益剰余金「245,724千円」を「666,081千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
(1) 減 債 積 立 金	245,724	420,357	666,081
	千円	千円	千円

平成23年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成23年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成23年度秋田市農業集落排水事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)
(1) 排 水 戸 数			
(農業集落排水)	2,888戸	88戸	2,976戸
(個別排水処理)	229戸	△23戸	206戸
(計)	3,117戸	65戸	3,182戸
(2) 年間総処理水量			
(農業集落排水)	1,007,004m³	83,873m³	1,090,877m³
(個別排水処理)	47,185m³	△36m³	47,149m³
(計)	1,054,189m³	83,837m³	1,138,026m³
(3) 一日平均処理水量			
(農業集落排水)	2,751m³	229m³	2,980m³
(計)	2,880m³	229m³	3,109m³
(4) 主要な建設改良事業			
イ 個別排水処理施設建設			
特定地域生活排水	20基	△10基	10基
処 理 施 設 整 備			
(収益的収入及び支出)			

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 農業集落排水事業収益	577,655	△2,179	575,476
	千円	千円	千円
第1項 営業収益	158,195	△14,328	143,867
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	419,459	12,071	431,530
	千円	千円	千円
第3項 特別利益	1	78	79
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理事業収益	14,778	5,748	20,526
	千円	千円	千円
第1項 営業収益	7,539	249	7,788
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	7,239	5,499	12,738
	千円	千円	千円

支 出			
第1款 農業集落排水事業費用	565,915	△12,182	553,733
	千円	千円	千円
第1項 営業費用	434,808	△7,970	426,838
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	130,606	△4,212	126,394
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理事業費用	21,200	△589	20,611
	千円	千円	千円
第1項 営業費用	18,149	△440	17,709
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	2,951	△149	2,802
	千円	千円	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「177,557千円」を「170,087千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,319千円、過年度分損益勘定留保資金134,605千円及び当年度分損益勘定留保

資金37,633千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,872千円、減債積立金13,133千円、過年度分損益勘定留保資金139,145千円及び当年度分損益勘定留保資金7,937千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 農業集落排水事業資本的収入	507,173 千円	△11,586 千円	495,587 千円
第1項 企業債	321,000 千円	△15,700 千円	305,300 千円
第2項 出 資 金	100,056 千円	△2,629 千円	97,427 千円
第3項 補 助 金	51,050 千円	45 千円	51,095 千円
第4項 負 担 金	19,396 千円	6,698 千円	26,094 千円
第2款 個別排水処理事業資本的収入	41,554 千円	△23,443 千円	18,111 千円
第1項 企業債	10,600 千円	△4,700 千円	5,900 千円
第2項 出 資 金	22,396 千円	△14,399 千円	7,997 千円
第3項 補 助 金	6,400 千円	△3,200 千円	3,200 千円
第4項 負 担 金	2,158 千円	△1,144 千円	1,014 千円
支 出			
第1款 農業集落排水事業資本的支出	683,266 千円	△18,975 千円	664,291 千円
第1項 建設改良費	426,692 千円	△19,023 千円	407,669 千円
第2項 企業債償還金	256,452 千円	131 千円	256,583 千円
第3項 投 資	122 千円	△83 千円	39 千円
第2款 個別排水処理事業資本的支出	43,018 千円	△23,524 千円	19,494 千円
第1項 建設改良費	41,295 千円	△23,524 千円	17,771 千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
限 度 額	331,600	△20,400	311,200

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 41,933,307
	1 市民税	18,290,675

千円 千円 千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。
(既決 補正 計)
(予定額 予定額)
(1) 職 員 給 与 費 69,138 △4,879 64,259
千円 千円 千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「420,831千円」を「422,251千円」に改める。

秋田市告示第60号

平成24年3月21日の「平成24年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成24年3月22日

秋田市長 穂 積 志

平成24年度秋田市一般会計予算

平成24年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,130,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

	2 固定資産税	19,655,345
	3 軽自動車税	499,820
	4 市たばこ税	2,030,094
	5 鉱産税	10,800
	6 特別土地保有税	1
	7 入湯税	31,009
	8 事業所税	1,415,563
2 地方譲与税		988,368
	1 地方揮発油譲与税	269,981
	2 自動車重量譲与税	651,246
	3 地方道路譲与税	1
	4 特別とん譲与税	36,418
	5 航空機燃料譲与税	30,722
3 利子割交付金		79,357
	1 利子割交付金	79,357
4 配当割交付金		24,417
	1 配当割交付金	24,417
5 株式等譲渡所得割交付金		9,391
	1 株式等譲渡所得割交付金	9,391
6 地方消費税交付金		3,233,724
	1 地方消費税交付金	3,233,724
7 ゴルフ場利用税交付金		60,990
	1 ゴルフ場利用税交付金	60,990
8 自動車取得税交付金		144,847
	1 自動車取得税交付金	144,847
9 国有提供施設等所在市助成交付金		8,021
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	8,021

10 地方特例交付金		144,600
	1 地方特例交付金	144,600
11 地方交付税		23,970,000
	1 地方交付税	23,970,000
12 交通安全対策特別交付金		106,000
	1 交通安全対策特別交付金	106,000
13 分担金及び負担金		1,263,557
	1 分担金	2,750
	2 負担金	1,260,807
14 使用料及び手数料		2,333,813
	1 使用料	1,278,852
	2 手数料	1,054,961
15 国庫支出金		17,324,480
	1 国庫負担金	14,669,409
	2 国庫補助金	2,573,907
	3 委託金	81,164
16 県支出金		5,846,565
	1 県負担金	2,912,988
	2 県補助金	2,405,639
	3 委託金	527,938
17 財産収入		264,276
	1 財産運用収入	195,187
	2 財産売払収入	69,089
18 寄附金		4
	1 寄附金	4
19 繰入金		5,125,758
	1 特別会計繰入金	131,719

	2 基金繰入金	4,994,039
20 繰越金		590,000
	1 繰越金	590,000
21 諸収入		6,526,525
	1 延滞金、加算金及び過料	30,001
	2 市預金利子	3,833
	3 貸付金元利収入	5,303,185
	4 受託事業収入	35,431
	5 雑入	1,154,075
22 市債		11,152,000
	1 市債	11,152,000
歳 入	合 計	121,130,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 780,605
	1 議会費	780,605
2 総務費		14,545,207
	1 総務管理費	12,755,607
	2 徴税費	1,122,692
	3 戸籍住民基本台帳費	400,482
	4 選挙費	111,528
	5 統計調査費	60,356
	6 監査委員費	94,542
3 民生費		41,069,040
	1 社会福祉費	18,214,005
	2 児童福祉費	13,079,672
	3 生活保護費	9,708,544

	4 国民年金費	64,469
	5 災害救助費	2,350
4 衛 生 費		8,942,925
	1 環境衛生費	550,964
	2 保健所費	1,644,340
	3 清掃費	4,671,162
	4 病院費	1,183,580
	5 上水道費	193,153
	6 食肉衛生検査所費	155,825
	7 母子衛生費	543,901
5 労 働 費		423,059
	1 労働諸費	423,059
6 農林水産業費		1,959,828
	1 農業費	1,079,249
	2 農業集落排水費	564,507
	3 林業費	316,072
7 商 工 費		7,296,027
	1 商工費	7,296,027
8 土 木 費		13,792,154
	1 土木管理費	336,158
	2 道路橋りょう費	3,472,398
	3 河川費	144,206
	4 港湾費	174,458
	5 都市計画費	4,218,362
	6 下水道費	4,907,231
	7 住宅費	539,341
9 消 防 費		4,670,481

	1 消防費	4,670,481
10 教 育 費		11,924,285
	1 教育総務費	2,068,459
	2 小学校費	2,394,998
	3 中学校費	2,284,618
	4 高等学校費	879,769
	5 社会教育費	2,252,684
	6 保健体育費	500,911
	7 専修学校費	108,673
	8 短期大学費	706,024
	9 大学費	728,149
11 災害復旧費		18,529
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	18,525
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公 債 費		15,627,859
	1 公債費	15,627,859
13 諸 支 出 金		1
	1 雑支出	1
14 予 備 費		80,000
	1 予備費	80,000
歳 出 合 計		121,130,000

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋 り ょ う 整 備 事 業	300,000	平成24年度	200,000
				平成25年度	100,000

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
固 定 資 産 土 地 評 価 替 業 務 委 託 経 費	平成24年度～平成26年度	41,723
南部市民サービスセンター（仮称）整備事業	平成24年度～平成26年度	8,748
農 業 経 営 基 盤 強 化 資 金 利 子 補 給	平成24年度～平成48年度	2,863
産 業 活 力 創 造 資 金 利 子 補 給	平成24年度～平成29年度	7,008
中 心 市 街 地 出 店 促 進 資 金 利 子 補 給	平成24年度～平成29年度	11,900
中 小 製 造 業 設 備 投 資 資 金 利 子 補 給	平成24年度～平成31年度	40,004
中 小 企 業 用 地 取 得 資 金 利 子 補 給 （ 平 成 2 4 年 度 設 定 ）	平成24年度～平成27年度	1,707
コ ン ベ ン シ ョ ン 誘 致 推 進 事 業 （ 平 成 2 4 年 度 設 定 ）	平成24年度～平成27年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円を乗じて得た額
バ ス 交 通 総 合 改 善 事 業	平成24年度～平成25年度	98,817
桜 小 学 校 仮 設 校 舎 借 上 経 費	平成24年度～平成34年度	60,340

第4表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総 務 費	423,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
児 童 福 祉 費	47,600			
環 境 衛 生 費	76,400			
清 掃 費	439,800			
農 業 費	140,000			
林 業 費	61,100			
道 路 橋 り ょ う 費	660,000			
土 地 区 画 整 理 費	826,500			
街 路 事 業 費	325,500			
公 園 整 備 費	96,800			
住 宅 費	39,500			
災 害 対 策 費	20,200			
消 防 費	1,138,100			

小 学 校 費	76,400		
中 学 校 費	682,800		
高 等 学 校 費	53,800		
社 会 教 育 費	311,800		
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,000		
臨 時 財 政 対 策 債	5,727,000		
計	11,152,000		

平成24年度秋田市土地区画整理会計予算

平成24年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,369,540千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 395,000
	1 国庫補助金	395,000
2 換地清算金		1
	1 換地清算金	1
3 財産収入		2,471
	1 財産売払収入	2,471
4 繰入金		952,068
	1 繰入金	952,068
5 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
歳 入	合 計	1,369,540

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1,367,040

	1 土地区画整理費	1,367,040
2 公 債 費		1,500
	1 公債費	1,500
3 予 備 費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,369,540

平成24年度秋田市市有林会計予算

平成24年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,429千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 支 出 金		千円 6,801
	1 県補助金	6,801
2 財 産 収 入		5,400
	1 財産運用収入	2,965
	2 財産売払収入	2,433
	3 分収林収入	2
3 繰 入 金		84,630
	1 繰入金	84,630
4 繰 越 金		20,300
	1 繰越金	20,300
5 諸 収 入		1,898
	1 雑入	1,898
6 市 債		18,400
	1 市債	18,400

歳 入 合 計	137,429
---------	---------

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 28,837
	1 総務管理費	28,837
2 事 業 費		36,316
	1 造林事業費	36,316
3 公 債 費		71,060
	1 公債費	71,060
4 諸支出金		1,016
	1 分収交付金	1,016
5 予 備 費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		137,429

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
造 林 事 業 費	18,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	18,400			

平成24年度秋田市市営墓地会計予算

平成24年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,821千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 51,775

	1 使用料	33,519
	2 手数料	18,256
2 繰入金		15,000
	1 繰入金	15,000
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		45
	1 雑入	45
歳 入 合 計		66,821

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 50,721
	1 総務管理費	37,326
	2 繰出金	13,395
2 事業費		15,000
	1 事業費	15,000
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		66,821

平成24年度秋田市中央卸売市場会計予算

平成24年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,873千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 19,052
	1 使用料	19,052
2 繰 入 金		48,046
	1 繰入金	48,046
3 繰 越 金		10,591
	1 繰越金	10,591
4 諸 収 入		15,184
	1 貸付金元利収入	15,004
	2 雑入	180
歳 入 合 計		92,873

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 54,971
	1 総務管理費	54,971
2 公 債 費		37,802
	1 公債費	37,802
3 予 備 費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		92,873

平成24年度秋田市公設地方卸売市場会計予算

平成24年度秋田市の公設地方卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ321,335千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 174,730
	1 使用料	174,729
	2 手数料	1
2 国庫支出金		4,140
	1 国庫補助金	4,140
3 繰 入 金		77,396
	1 繰入金	77,396
4 諸 収 入		65,069
	1 貸付金元利収入	65,020
	2 雑入	49
歳 入 合 計		321,335

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 183,139
	1 総務管理費	183,139
2 事 業 費		12,421
	1 地方卸売市場施設整備費	12,421
3 公 債 費		125,375
	1 公債費	125,375
4 予 備 費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		321,335

平成24年度秋田市大森山動物園会計予算

平成24年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ463,377千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 91,985
	1 使用料	91,985
2 寄 附 金		1
	1 寄附金	1
3 繰 入 金		362,198
	1 繰入金	362,198
4 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
5 諸 収 入		9,192
	1 雑入	9,192
歳 入 合 計		463,377

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 373,545
	1 総務管理費	373,545
2 事 業 費		39,801
	1 動物園施設整備費	39,801
3 公 債 費		49,931
	1 公債費	49,931
4 予 備 費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		463,377

平成24年度秋田市廃棄物発電会計予算

平成24年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,012千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 発 電 収 入		千円 201,011
	1 発電収入	201,011
2 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	201,012

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 15,909
	1 総務管理費	15,909
2 繰 出 金		118,324
	1 一般会計繰出金	118,324
3 公 債 費		66,779
	1 公債費	66,779
歳 出	合 計	201,012

平成24年度秋田市国民健康保険事業会計予算

平成24年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,159,814千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 5,823,144
	1 国民健康保険税	5,823,144
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1

3 国庫支出金		7,765,806
	1 国庫負担金	5,260,857
	2 国庫補助金	2,504,949
4 療養給付費交付金		1,651,237
	1 療養給付費交付金	1,651,237
5 前期高齢者交付金		8,426,806
	1 前期高齢者交付金	8,426,806
6 県支出金		1,819,680
	1 県負担金	271,190
	2 県補助金	1,548,490
7 共同事業交付金		4,517,742
	1 共同事業交付金	4,517,742
8 財産収入		276
	1 財産運用収入	276
9 繰入金		2,146,525
	1 一般会計繰入金	2,146,525
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		8,596
	1 延滞金、加算金及び過料	3,640
	2 預金利子	1
	3 雑入	4,955
歳 出 合 計		32,159,814

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 168,236
	1 総務管理費	70,699

	2 徴税費	94,971
	3 運営協議会費	224
	4 収納率向上特別対策事業費	2,342
2 保険給付費		21,780,597
	1 療養諸費	19,341,141
	2 高額療養費	2,331,885
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	77,319
	5 葬祭諸費	30,250
3 後期高齢者支援金等		3,609,381
	1 後期高齢者支援金等	3,609,381
4 前期高齢者納付金等		4,241
	1 前期高齢者納付金等	4,241
5 老人保健拠出金		1,211
	1 老人保健拠出金	1,211
6 介護納付金		1,564,905
	1 介護納付金	1,564,905
7 共同事業拠出金		4,519,792
	1 共同事業拠出金	4,519,792
8 保健事業費		265,986
	1 特別健康診査等事業費	172,605
	2 保健事業費	93,381
9 基金積立金		276
	1 基金積立金	276
10 公 債 費		10,000
	1 公債費	10,000
11 諸 支 出 金		35,189

	1 償還金及び還付加算金	35,188
	2 一部負担金	1
12 予 備 費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		32,159,814

平成24年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

平成24年度秋田市の母子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,842千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（市債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 7,115
	1 繰 入 金	7,115
2 繰 越 金		23,655
	1 繰 越 金	23,655
3 諸 収 入		40,642
	1 貸付金元利収入	40,641
	2 雑入	1
4 市 債		10,430
	1 市債	10,430
歳 入 合 計		81,842

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 81,342
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	81,342
2 公 債 費		500

	1 公債費	500
歳 出	合 計	81,842

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母子寡婦福祉資金貸付事業費	10,430	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条第2項、同法施行令第42条の規定による。
計	10,430			

平成24年度秋田市介護保険事業会計予算

平成24年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,417,315千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		千円 5,260,030
	1 介護保険料	5,260,030
2 手 数 料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		5,893,141
	1 国庫負担金	4,525,909
	2 国庫補助金	1,367,232
4 支払基金交付金		7,190,664
	1 支払基金交付金	7,190,664
5 県支出金		3,567,701
	1 県負担金	3,501,588
	2 県補助金	66,113
6 財産収入		1

	1 基金運用収入	1
7 繰入金		3,500,278
	1 一般会計繰入金	3,500,277
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		5,496
	1 繰越金	5,496
9 諸収入		3
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2
歳 入 合 計		25,417,315

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 314,612
	1 総務管理費	314,612
2 保険給付費		24,700,000
	1 介護サービス等諸費	21,718,092
	2 介護予防サービス等諸費	1,051,741
	3 高額介護サービス等費	792,239
	4 特定入所者介護サービス等費	1,101,336
	5 その他諸費	36,592
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		365,199
	1 介護予防事業費	92,241
	2 包括的支援事業・任意事業費	272,958
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1

6 公 債 費		2,000
	1 公債費	2,000
7 諸 支 出 金		5,502
	1 償還金及び還付加算金	5,502
8 予 備 費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		25,417,315

平成24年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算
平成24年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,221,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,516,968
	1 後期高齢者医療保険料	2,516,968
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰 入 金		670,314
	1 一般会計繰入金	670,314
4 繰 越 金		23,800
	1 繰越金	23,800
5 諸 収 入		10,260
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	10,257
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
歳 入 合 計		3,221,343

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 62,013
	1 総務管理費	19,418
	2 徴収費	42,595
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,138,873
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,138,873
3 公 債 費		200
	1 公債費	200
4 諸 支 出 金		10,257
	1 償還金及び還付加算金	10,257
5 予 備 費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		3,221,343

平成24年度秋田市病院事業会計予算
(総 則)

第1条 平成24年度秋田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 病 床 数 | 458床 |
| (2) 年 間 患 者 数 | |
| 入 院 | 133,771人 |
| 外 来 | 296,205人 |
| (3) 一 日 平 均 患 者 数 | |
| 入 院 | 366人 |
| 外 来 | 1,209人 |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 非常用発電機設備整備工事 | 一式 |
| 医 療 機 械 購 入 | 10品目 |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|-----------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 病 院 事 業 収 益 | 9,481,357千円 |
| 第1項 医 業 収 益 | 8,719,890千円 |
| 第2項 医 業 外 収 益 | 761,466千円 |
| 第3項 特 別 利 益 | 1千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 病 院 事 業 費 用 | 9,471,766千円 |
| 第1項 医 業 費 用 | 9,311,047千円 |
| 第2項 医 業 外 費 用 | 141,789千円 |

- | | |
|-------------|----------|
| 第3項 特 別 損 失 | 16,930千円 |
| 第4項 予 備 費 | 2,000千円 |

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額370,931千円は
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額511千円及び
過年度分損益勘定留保資金370,420千円で補てんするものとする。)

- | | |
|-----------------|-------------|
| 収 入 | |
| 第1款 資 本 的 収 入 | 870,101千円 |
| 第1項 企 業 債 | 481,600千円 |
| 第2項 出 資 金 | 388,500千円 |
| 第3項 固定資産売却代金 | 1千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資 本 的 支 出 | 1,241,032千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 550,564千円 |
| 第2項 企 業 債 償 還 金 | 690,468千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法
は、次のとおりと定める。

- | | |
|-------|---|
| 起債の目的 | 建設改良費 |
| 限 度 額 | 481,600千円 |
| 起債の方法 | 証書借入 |
| 利 率 | 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り
入れる場合、利率の見直しを行った後において
は、当該見直し後の利率) |
| 償還の方法 | 政府資金の場合はその融資条件による。銀行 |

その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 5,392,092千円

(2) 交 際 費 500千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、148,426千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,500,000千円と定める。

平成24年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 145,862戸

(2) 年間総配水量 37,681,061㎥

(3) 一日平均配水量 103,235㎥

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 配水管整備工事

配 水 管 布 設 6,550m

配 水 管 布 設 替 12,910m

(ロ) 施設改良工事

河辺地域送水施設整備 一式

手形山配水施設整備 一式

外旭川・手形山幹線送配水管整備 一式

外旭川幹線配水管整備 250m

土崎環状線配水管整備 900m

御所野配水場非常用発電機整備 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益 7,054,484千円

第1項 営 業 収 益 6,941,634千円

第2項 営 業 外 収 益 112,848千円

第3項 特 別 利 益 2千円

支 出

第1款 水 道 事 業 費 用 6,587,435千円

第1項 営 業 費 用 5,919,605千円

第2項 営 業 外 費 用 650,930千円

第3項 特 別 損 失 15,100千円

第4項 予 備 費 1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,970,266千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,582千円、減債積立金463,611千円、過年度分損益勘定留保資金1,718,642

千円及び当年度分損益勘定留保資金703,431千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入 1,810,648千円

第1項 企 業 債 1,224,500千円

第2項 出 資 金 130,971千円

第3項 補 助 金 254,250千円

第4項 固定資産売却代金 1千円

第5項 負担金及び寄附金 200,926千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 4,780,914千円

第1項 建 設 改 良 費 3,200,295千円

第2項 企 業 債 償 還 金 1,580,619千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項 期 間 限 度 額

老朽給水管解消に係る資金融資あっせん利子補給 平成24年度から29年度まで 58千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良費

限 度 額 1,224,500千円

起債の方法 証書借入

利 率 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,365,020千円

(2) 交 際 費 50千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、62,182千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度末処分利益剰余金374,847千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 374,847千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類 名 称 数 量

構 築 物 等 潟上市水道施設（金足 4 地区） 一式		水洗便所改造	平成24年度から	
平成24年度秋田市下水道事業会計予算		資金利子補給	30年度まで	8,100千円
（総 則）		水洗便所改造	平成24年度から	
第 1 条 平成24年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。		資金損失補償	30年度まで	10,500千円
（業務の予定量）		（企業債）		
第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。		第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。		
(1) 排 水 戸 数 112,914戸		起債の目的	建設改良費及び企業債償還金	
(2) 年間総処理水量 42,024,090㎡		限 度 額	2,003,900千円	
(3) 一日平均処理水量 115,134㎡		起債の方法	証書借入	
(4) 主要な建設改良事業		利 率	5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
(イ) 管 渠 建 設		償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	
管 渠 布 設 10,838m		（一時借入金）		
管 渠 布 設 替 1,442m		第 7 条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。		
(ロ) ポンプ場建設		（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）		
牛島ポンプ場施設整備 一式		第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。		
(ハ) 処 理 場 建 設		(1) 職 員 給 与 費	817,856千円	
八橋終末処理場施設整備 一式		（他会計からの補助金）		
(ニ) 特定環境保全公共下水道		第 9 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,856,909千円である。		
仁別浄化センター施設整備 一式		（利益剰余金の処分）		
（収益的収入及び支出）		第10条 当年度末処分利益剰余金252,978千円は、次のとおり処分するものと定める。		
第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。		(1) 減 債 積 立 金	252,978千円	
収 入		平成24年度秋田市農業集落排水事業会計予算		
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益 9,257,640千円		（総 則）		
第 1 項 営 業 収 益 7,385,250千円		第 1 条 平成24年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。		
第 2 項 営 業 外 収 益 1,872,388千円		（業務の予定量）		
第 3 項 特 別 利 益 2千円		第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。		
支 出		(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用 8,990,170千円		(1) 排 水 戸 数 2,982戸	221戸	3,203戸
第 1 項 営 業 費 用 6,881,241千円		(2) 年間総処理水量 1,089,885㎡	50,719㎡	1,140,604㎡
第 2 項 営 業 外 費 用 2,096,278千円		(3) 一日平均処理水量 2,986㎡	139㎡	3,125㎡
第 3 項 特 別 損 失 10,101千円		(4) 主要な建設改良事業		
第 4 項 予 備 費 2,550千円		(イ) 農 業 集 落 排 水 建 設		
（資本的収入及び支出）		金足地区農業集落排水施設整備 一式		
第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める		(ロ) 農業集落排水建設改良		
（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,369,427千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,492千円、減債積立金666,081千円、過年度分損益勘定留保資金215,147千円及び当年度分損益勘定留保資金3,473,707千円で補てんするものとする。）		雄和新波地区農業集落排水施設機能強化 一式		
収 入		(ハ) 個別排水処理施設建設		
第 1 款 資 本 的 収 入 3,831,330千円		特定地域生活排水処理施設整備 一式		
第 1 項 企 業 債 2,003,900千円		（収益的収入及び支出）		
第 2 項 出 資 金 805,233千円		第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。		
第 3 項 補 助 金 936,300千円		収 入		
第 4 項 負 担 金 85,896千円				
第 5 項 固定資産売却代金 1千円				
支 出				
第 1 款 資 本 的 支 出 8,200,757千円				
第 1 項 建 設 改 良 費 2,670,287千円				
第 2 項 企 業 債 償 還 金 5,530,470千円				
（債務負担行為）				
第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。				
事 項	期 間	限 度 額		

第1款 農業集落排水事業収益	585,307千円
第1項 営 業 収 益	145,052千円
第2項 営 業 外 収 益	440,254千円
第3項 特 別 利 益	1千円
第2款 個別排水処理事業収益	22,132千円
第1項 営 業 収 益	8,168千円
第2項 営 業 外 収 益	13,962千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出

第1款 農業集落排水事業費用	579,792千円
第1項 営 業 費 用	453,295千円
第2項 営 業 外 費 用	125,947千円
第3項 特 別 損 失	50千円
第4項 予 備 費	500千円
第2款 個別排水処理事業費用	22,231千円
第1項 営 業 費 用	19,222千円
第2項 営 業 外 費 用	2,907千円
第3項 特 別 損 失	2千円
第4項 予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額188,478千円は
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,409千円及
び過年度分損益勘定留保資金182,069千円で補てんするものと
する。)

収 入

第1款 農業集落排水事業資本的収入	641,806千円
第1項 企 業 債	253,900千円
第2項 出 資 金	104,550千円
第3項 補 助 金	242,500千円
第4項 負 担 金	25,466千円
第5項 基 金 繰 入 金	15,390千円
第2款 個別排水処理事業資本的収入	27,792千円
第1項 企 業 債	11,100千円
第2項 出 資 金	10,242千円
第3項 補 助 金	4,800千円
第4項 負 担 金	1,650千円

支 出

第1款 農業集落排水事業資本的支出	828,758千円
第1項 建 設 改 良 費	560,393千円
第2項 企 業 債 償 還 金	268,266千円
第3項 投 資	99千円
第2款 個別排水処理事業資本的支出	29,318千円
第1項 建 設 改 良 費	27,089千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,229千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県 支 出 金		千円 7,120,639	千円 78,435	千円 7,199,074

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給	平成24年度から 30年度まで	1,080千円
水洗便所改造 資金損失補償	平成24年度から 30年度まで	1,400千円
水洗便所改造 資金利子補給	平成24年度から 30年度まで	270千円
水洗便所改造 資金損失補償	平成24年度から 30年度まで	350千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	265,000千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 72,336千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、448,757千円である。

平成23年度秋田市一般会計補正予算（第13号）

平成23年度秋田市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131,380,877千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(市債の補正)

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

	2 県補助金	3,807,494	78,435	3,885,929
19 繰入金		4,608,778	26,145	4,634,923
	2 基金繰入金	4,489,022	26,145	4,515,167
22 市債		15,469,300	10,000	15,479,300
	1 市債	15,469,300	10,000	15,479,300
歳入合計		131,266,297	114,580	131,380,877

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		千円 2,223,555	千円 114,580	千円 2,338,135
	1 農業費	1,183,405	114,580	1,297,985
歳出合計		131,266,297	114,580	131,380,877

第2表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	稲作経営・物流構造改善事業	104,580

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金 額		
			補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良施設等整備事業負担金	15,879	10,000	25,879

第3表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
農 業 費	148,900	10,000	158,900			
計	15,469,300	10,000	15,479,300			

平成23年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第2号）

平成23年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714,967千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,285,920千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		千円 18,715	千円 367	千円 19,082
	1 繰越金	18,715	367	19,082
5 県支出金		0	174,300	174,300
	1 県補助金	0	174,300	174,300
6 市 債		0	540,300	540,300
	1 市債	0	540,300	540,300
歳 入 合 計		570,953	714,967	1,285,920

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 事業費		千円 0	千円 714,967	千円 714,967
	1 中央卸売市場施設整備費	0	714,967	714,967
歳 出 合 計		570,953	714,967	1,285,920

第2表 繰越明許費 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 事業費	1 中央卸売市場施設整備費	中央卸売市場施設整備事業	714,967

第3表 市債 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場費	540,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	540,300			

秋田市告示第61号

平成24年3月21日、行旅死亡人を取り扱ったので、行旅病人及
行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、
次のとおり告示する。

平成24年3月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 本籍、住所および氏名
不詳
- 2 性別
男性
- 3 人相、体格、特徴等
身長153センチ、年齢50歳代から70歳代
- 4 発見年月日

平成24年 3 月12日

5 死亡場所又は発見場所
秋田市中通四丁目16番 8 号

6 死亡年月日
平成24年 3 月12日

7 処置
平成24年 3 月20日まで秋田中央警察署で調査したが、身元が判明しないため、平成24年 3 月21日に死体を引き取り、同日午後 2 時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。

8 連絡先
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室
電話番号 018-866-2090

秋田市告示第62号

秋田市河辺戸島ふるさとセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成24年 3 月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市河辺戸島ふるさとセンター
- 2 指定管理者 秋田市河辺戸島字本町85番地
戸島町内会
会長 加賀谷 芳 春
- 3 指定の期間 平成24年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

秋田市告示第63号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第 9 条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

1 廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
110311	野沢線	雄和平沢字野沢地先 雄和平沢字野沢20番地先	

2 縦覧期間

平成24年 3 月26日から同年 4 月 9 日まで

秋田市告示第64号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第 9 条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
30859	寺 内 蛭 根 14 号 線	寺内蛭根一丁目40番49地先 寺内蛭根一丁目40番35地先	
30860	イ サ ノ 21 号 線	八橋イサノ一丁目181番 3 地先 八橋イサノ一丁目181番 2 地先	
41269	外旭川八柳 11 号 線	外旭川八柳二丁目365番 3 地先 外旭川八柳二丁目365番 2 地先	
60852	豊岩石田坂 5 号 線	豊岩石田坂字上野178番 1 地先 豊岩石田坂字鳥屋ヶ沢55番 1 地先	
80458	広 面 昼 寝 3 号 線	広面字昼寝41番 3 地先 広面字昼寝41番 9 地先	

2 縦覧期間

平成24年 3 月26日から同年 4 月 9 日まで

秋田市告示第65号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月26日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	寺内蛭根 14 号 線	寺内蛭根一丁目40番49地先 寺内蛭根一丁目40番35地先	90.00	6.00
市道	イ サ ノ 21 号 線	八橋イサノ一丁目181番 3 地先 八橋イサノ一丁目181番 2 地先	60.00	6.00
市道	外旭川八柳11号線	外旭川八柳二丁目365番 3 地先 外旭川八柳二丁目365番 2 地先	47.00	4.00 ～4.90

市道	豊岩石田坂 5 号線	豊岩石田坂字上野178番 1 地先 豊岩石田坂字鳥屋ヶ沢55番 1 地先	90.00	6.00
市道	広面昼寝 3 号線	広面字昼寝41番 3 地先 広面字昼寝41番 9 地先	54.00	6.00

2 区域決定および供用開始の期日

平成24年 3 月26日

3 縦覧期間

平成24年 3 月26日から同年 4 月 9 日まで

秋田市告示第66号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
403	秋田市牛島東五丁目 3 番26号	株式会社マルダイ

秋田市告示第67号

秋田市東地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市東地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市広面字鬼頭38番地
東地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 木 場 昭 博
- 3 指定の期間 平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

秋田市告示第68号

秋田市保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市保戸野地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市保戸野中町 6 番12号
保戸野地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 佐 藤 政 信
- 3 指定の期間 平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

秋田市告示第69号

秋田市川尻地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市川尻地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市川尻みよし町 8 番16号
川尻地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 猿 田 洋 司
- 3 指定の期間 平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

秋田市告示第70号

秋田市御所野交流センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施 設 名 秋田市御所野交流センター
- 2 指定管理者 秋田市御所野下堤五丁目 1 番 5 号
社会福祉法人秋田けやき会
理事長 中 川 雅 夫
- 3 指定の期間 平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

秋田市告示第71号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田公立美術工芸短期大学大学開放センターの使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 3 月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市新屋大川町12番 3 号
財団法人 秋田学術振興財団
理事長 鎌 田 潔
- 2 委託期間
平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

秋田市告示第72号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、秋田県知事が平成24年度における地籍調査として指定したので、同法第 7 条の規定により告示する。

平成24年 3 月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事業計画が公示された年月日
平成24年 3 月19日 秋田県告示第135号
- 2 調査を実施するものの名称
秋田市
- 3 調査地区
 - (1) 座標補正・検証測量実施地区
秋田市河辺和田字上野の一部
秋田市河辺和田字石川河原の一部
秋田市河辺和田字式田の一部
 - (2) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市河辺和田字上野の一部

秋田市河辺和田字石川河原の一部 秋田市河辺和田字式田の一部 秋田市河辺和田字宮崎の一部 (3) 地籍測量・一筆地調査地区 秋田市河辺和田字宮崎の一部 秋田市河辺和田字小川向の一部 4 調査期間 平成24年 4 月 2 日から平成25年 3 月29日まで			する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。 平成24年 3 月27日 秋田市長 穂 積 志 1 施設名 秋田市雄和左手子交流センター 2 指定管理者 秋田市雄和左手子字清水下49番地 左手子報徳会 会長 嘉 藤 吉 夫 3 指定の期間 平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで																																																				
秋田市告示第73号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。 平成24年 3 月27日 秋田市長 穂 積 志 1 変更があった認可地縁団体の名称 四ツ小屋下町内会 2 認可年月日 平成 4 年 7 月 3 日 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名及び住所 変更前 伊 藤 昭 紀 秋田市四ツ小屋字城下当場120番地 1 変更後 伊 藤 秀 孝 秋田市四ツ小屋字城下当場17番地 1 4 変更年月日 平成24年 2 月26日 5 変更の理由 役員改選による。			秋田市告示第75号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、雄和市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。 平成24年 3 月28日 秋田市長 穂 積 志 1 受託人の住所および氏名 秋田市雄和妙法字上大部48番地 1 雄和市民協議会 会長 金 清一郎 2 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで																																																				
秋田市告示第74号 秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関			秋田市告示第76号 市道路線の区域変更および供用開始に関する告示 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。 その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。 平成24年 3 月29日 秋田市道路管理者 秋田市長 穂 積 志																																																				
1 道路の区域および供用開始の区間			<table><tr><th>道路の種 別</th><th>旧 新</th><th>路 線 名</th><th>起 点 終 点</th><th>総延長 （メートル）</th><th>幅 員 （メートル）</th></tr><tr><td rowspan="2">市道</td><td>旧</td><td>土 崎 保 戸 野 線</td><td>秋田市土崎港南一丁目555番23地先 秋田市保戸野通町201番地先</td><td>5,611.50</td><td>7.00 ～18.00</td></tr><tr><td>新</td><td>土 崎 保 戸 野 線</td><td>秋田市土崎港南一丁目555番23地先 秋田市保戸野通町201番地先</td><td>5,611.50</td><td>7.00 ～18.00</td></tr><tr><td rowspan="2">市道</td><td>旧</td><td>堰 場 堰 根 北 線</td><td>秋田市下新城笠岡字堰場202番 1 地先 秋田市下新城岩城字藤巻117番 1 地先</td><td>1,420.40</td><td>6.50 ～22.00</td></tr><tr><td>新</td><td>堰 場 堰 根 北 線</td><td>秋田市下新城笠岡字堰場202番 1 地先 秋田市下新城岩城字藤巻117番 1 地先</td><td>1,420.40</td><td>9.00 ～22.00</td></tr><tr><td rowspan="2">市道</td><td>旧</td><td>将 軍 野 向 山 線</td><td>秋田市將軍野南五丁目47番 5 地先 秋田市將軍野東三丁目200番 4 地先</td><td>1,477.70</td><td>3.60 ～10.20</td></tr><tr><td>新</td><td>将 軍 野 向 山 線</td><td>秋田市將軍野南五丁目47番 5 地先 秋田市將軍野東三丁目200番 4 地先</td><td>1,476.70</td><td>3.60 ～10.20</td></tr><tr><td rowspan="2">市道</td><td>旧</td><td>仁井田新田大野 牛 島 西 線</td><td>秋田市仁井田新田二丁目247番 5 地先 秋田市牛島西三丁目19番 2 地先</td><td>2,756.30</td><td>3.40 ～9.00</td></tr><tr><td>新</td><td>仁井田新田大野 牛 島 西 線</td><td>秋田市仁井田新田二丁目247番 5 地先 秋田市牛島西三丁目19番 2 地先</td><td>2,756.30</td><td>3.40 ～12.10</td></tr></table>			道路の種 別	旧 新	路 線 名	起 点 終 点	総延長 （メートル）	幅 員 （メートル）	市道	旧	土 崎 保 戸 野 線	秋田市土崎港南一丁目555番23地先 秋田市保戸野通町201番地先	5,611.50	7.00 ～18.00	新	土 崎 保 戸 野 線	秋田市土崎港南一丁目555番23地先 秋田市保戸野通町201番地先	5,611.50	7.00 ～18.00	市道	旧	堰 場 堰 根 北 線	秋田市下新城笠岡字堰場202番 1 地先 秋田市下新城岩城字藤巻117番 1 地先	1,420.40	6.50 ～22.00	新	堰 場 堰 根 北 線	秋田市下新城笠岡字堰場202番 1 地先 秋田市下新城岩城字藤巻117番 1 地先	1,420.40	9.00 ～22.00	市道	旧	将 軍 野 向 山 線	秋田市將軍野南五丁目47番 5 地先 秋田市將軍野東三丁目200番 4 地先	1,477.70	3.60 ～10.20	新	将 軍 野 向 山 線	秋田市將軍野南五丁目47番 5 地先 秋田市將軍野東三丁目200番 4 地先	1,476.70	3.60 ～10.20	市道	旧	仁井田新田大野 牛 島 西 線	秋田市仁井田新田二丁目247番 5 地先 秋田市牛島西三丁目19番 2 地先	2,756.30	3.40 ～9.00	新	仁井田新田大野 牛 島 西 線	秋田市仁井田新田二丁目247番 5 地先 秋田市牛島西三丁目19番 2 地先	2,756.30	3.40 ～12.10
道路の種 別	旧 新	路 線 名	起 点 終 点	総延長 （メートル）	幅 員 （メートル）																																																		
市道	旧	土 崎 保 戸 野 線	秋田市土崎港南一丁目555番23地先 秋田市保戸野通町201番地先	5,611.50	7.00 ～18.00																																																		
	新	土 崎 保 戸 野 線	秋田市土崎港南一丁目555番23地先 秋田市保戸野通町201番地先	5,611.50	7.00 ～18.00																																																		
市道	旧	堰 場 堰 根 北 線	秋田市下新城笠岡字堰場202番 1 地先 秋田市下新城岩城字藤巻117番 1 地先	1,420.40	6.50 ～22.00																																																		
	新	堰 場 堰 根 北 線	秋田市下新城笠岡字堰場202番 1 地先 秋田市下新城岩城字藤巻117番 1 地先	1,420.40	9.00 ～22.00																																																		
市道	旧	将 軍 野 向 山 線	秋田市將軍野南五丁目47番 5 地先 秋田市將軍野東三丁目200番 4 地先	1,477.70	3.60 ～10.20																																																		
	新	将 軍 野 向 山 線	秋田市將軍野南五丁目47番 5 地先 秋田市將軍野東三丁目200番 4 地先	1,476.70	3.60 ～10.20																																																		
市道	旧	仁井田新田大野 牛 島 西 線	秋田市仁井田新田二丁目247番 5 地先 秋田市牛島西三丁目19番 2 地先	2,756.30	3.40 ～9.00																																																		
	新	仁井田新田大野 牛 島 西 線	秋田市仁井田新田二丁目247番 5 地先 秋田市牛島西三丁目19番 2 地先	2,756.30	3.40 ～12.10																																																		

市道	旧	樋ノ沖屋敷田線	秋田市広面字樋ノ沖1番1地先 秋田市広面字屋敷田36番1地先	934.80	5.70 ～9.00
	新	樋ノ沖屋敷田線	秋田市広面字樋ノ沖1番1地先 秋田市広面字屋敷田36番1地先	934.80	5.70 ～9.00
市道	旧	土手下広面線	秋田市広面字土手下41番1地先 秋田市広面字広面269番4地先	1,387.30	4.70 ～12.10
	新	土手下広面線	秋田市広面字土手下41番1地先 秋田市広面字広面269番4地先	1,387.30	6.00 ～12.20
市道	旧	手形山田中線	秋田市手形山西町170番5地先 秋田市手形田中101番5地先	618.20	7.00 ～12.80
	新	手形山田中線	秋田市手形山西町170番5地先 秋田市手形田中101番5地先	618.20	7.20 ～16.50
市道	旧	古野荒巻線	秋田市上北手古野字深田沢10番2地先 秋田市上北手荒巻字堺切28番1地先	5,477.60	7.20 ～28.00
	新	古野荒巻線	秋田市上北手古野字深田沢10番2地先 秋田市上北手荒巻字堺切28番1地先	5,477.60	7.20 ～28.00
市道	旧	桜ヶ丘梨平線	秋田市桜ヶ丘一丁目5番地先 秋田市下北手梨平字袖ヶ沢1番1地先	1,437.90	10.00 ～29.50
	新	桜ヶ丘梨平線	秋田市桜ヶ丘一丁目5番地先 秋田市下北手梨平字袖ヶ沢1番1地先	1,437.90	10.00 ～28.50
市道	旧	小中島西潟敷線	秋田市仁井田字小中島64番2地先 秋田市仁井田字西潟敷374番地先	1,142.40	6.00 ～15.00
	新	小中島西潟敷線	秋田市仁井田字小中島64番2地先 秋田市仁井田字西潟敷374番地先	1,142.40	6.00 ～15.00
市道	旧	榎山登町1号線	秋田市榎山登町334番5地先 秋田市川尻町字川口境65番1地先	495.20	3.80 ～10.00
	新	榎山登町1号線	秋田市榎山登町334番5地先 秋田市川尻町字川口境65番1地先	495.20	3.80 ～10.00
市道	旧	榎山登町2号線	秋田市榎山登町234番53地先 秋田市榎山登町234番111地先	280.50	3.80 ～5.80
	新	榎山登町2号線	秋田市榎山登町234番53地先 秋田市榎山登町234番111地先	280.50	3.80 ～6.00
市道	旧	館ノ越大元町線	秋田市東通館ノ越10番5地先 秋田市榎山大元町109番地1地先	484.70	2.90 ～6.00
	新	館ノ越大元町線	秋田市東通館ノ越10番5地先 秋田市榎山大元町109番地1地先	484.70	2.90 ～6.00
市道	旧	牛島兎谷地 1号線	秋田市榎山字石塚谷地13番3地先 秋田市牛島字兎谷地91番地先	295.40	4.90 ～6.00
	新	牛島兎谷地 1号線	秋田市榎山字石塚谷地13番3地先 秋田市牛島字兎谷地91番地先	295.40	4.90 ～6.00
市道	旧	樋ノ沖13号線	秋田市広面字樋ノ沖85番3地先 秋田市広面字樋ノ沖69番1地先	318.70	5.00 ～6.00
	新	樋ノ沖13号線	秋田市広面字樋ノ沖85番3地先 秋田市広面字樋ノ沖69番1地先	318.70	5.00 ～6.00
市道	旧	榎山石塚谷地 6号線	秋田市榎山城南新町627番3地先 秋田市榎山城南新町631番5地先	208.50	4.80 ～8.20
	新	榎山石塚谷地 6号線	秋田市榎山城南新町627番3地先 秋田市榎山城南新町631番5地先	208.50	4.80 ～8.20
市道	旧	土崎西四丁目 中谷地線	秋田市土崎港西四丁目212番地先 秋田市土崎港相染町字中谷地176番地先	841.10	9.50 ～12.20
	新	土崎西四丁目 中谷地線	秋田市土崎港西四丁目212番地先 秋田市土崎港相染町字中谷地176番地先	841.10	9.50 ～12.20

市道	旧	土崎中央六丁目 2 号 線	秋田市土崎港中央六丁目224番地 秋田市土崎港中央六丁目86番 8 地先	339.10	4.70 ～11.40
	新	土崎中央六丁目 2 号 線	秋田市土崎港中央六丁目224番地 秋田市土崎港中央六丁目86番 8 地先	336.10	7.50 ～11.40
市道	旧	土 崎 港 自 転 車 歩 行 者 道 線	秋田市土崎港東二丁目93番65地先 秋田市土崎港中央六丁目83番 1 地先	1,078.50	1.70 ～5.10
	新	土 崎 港 自 転 車 歩 行 者 道 線	秋田市土崎港東二丁目93番65地先 秋田市土崎港中央六丁目83番 1 地先	1,072.80	1.70 ～5.10
市道	旧	サ ン パ ー ク 12 号 線	秋田市飯島字田尻堰越568番地先 秋田市飯島字大崩124番 2 地先	69.90	4.00 ～6.00
	新	サ ン パ ー ク 12 号 線	秋田市飯島字田尻堰越568番地先 秋田市飯島字大崩124番 2 地先	67.90	4.00 ～6.00
市道	旧	サ ン パ ー ク 14 号 線	秋田市飯島字田尻堰越582番地先 秋田市飯島字田尻堰越521番地先	96.40	12.00 ～12.00
	新	サ ン パ ー ク 14 号 線	秋田市飯島字田尻堰越582番地先 秋田市飯島字田尻堰越521番地先	94.70	12.00 ～12.00
市道	旧	神宮田三後田線	秋田市外旭川字神宮田31番 1 地先 秋田市外旭川字三後田38番 5 地先	127.40	4.80 ～8.20
	新	神宮田三後田線	秋田市外旭川字神宮田31番 1 地先 秋田市外旭川字三後田38番 5 地先	127.40	6.20 ～8.50
市道	旧	将軍野南12号線	秋田市将軍野南四丁目30番 2 地先 秋田市将軍野南四丁目19番地先	104.50	3.60 ～4.80
	新	将軍野南12号線	秋田市将軍野南四丁目30番 2 地先 秋田市将軍野南四丁目19番地先	103.30	3.80 ～4.80
市道	旧	堂ノ前 1 号 線	秋田市外旭川字堂ノ前31番 1 地先 秋田市外旭川字堂ノ前19番地先	202.50	1.80 ～4.10
	新	堂ノ前 1 号 線	秋田市外旭川字堂ノ前31番 1 地先 秋田市外旭川字堂ノ前19番地先	201.50	1.80 ～4.10
市道	旧	堂ノ前 2 号 線	秋田市外旭川字堂ノ前195番 1 地先 秋田市外旭川字堂ノ前195番 1 地先	59.90	2.20 ～3.40
	新	堂ノ前 2 号 線	秋田市外旭川字堂ノ前195番 1 地先 秋田市外旭川字堂ノ前195番 1 地先	58.40	2.20 ～3.40
市道	旧	鬼 越 橋 線	秋田市外旭川字大堤582番 1 地先 秋田市濁川字井戸尻47番 1 地先	478.50	3.10 ～9.50
	新	鬼 越 橋 線	秋田市外旭川字大堤582番 1 地先 秋田市濁川字井戸尻47番 1 地先	478.50	3.10 ～6.60
市道	旧	土崎中央六丁目 12 号 線	秋田市土崎港中央六丁目67番地先 秋田市土崎港中央六丁目68番地先	62.10	5.10 ～5.60
	新	土崎中央六丁目 12 号 線	秋田市土崎港中央六丁目67番地先 秋田市土崎港中央六丁目68番地先	58.80	5.10 ～5.60
市道	旧	外 旭 川 八 幡 田 18 号 線	秋田市外旭川字八幡田137番 5 地先 秋田市外旭川字水口36番地先	256.20	4.00 ～6.00
	新	外 旭 川 八 幡 田 18 号 線	秋田市外旭川字八幡田137番 5 地先 秋田市外旭川字水口36番地先	256.20	6.00 ～6.00
市道	旧	外 旭 川 八 幡 田 19 号 線	秋田市外旭川字八幡田215番地 8 地先 秋田市外旭川字八幡田213番地 2 地先	162.50	3.00 ～6.00
	新	外 旭 川 八 幡 田 19 号 線	秋田市外旭川字八幡田215番地 8 地先 秋田市外旭川字八幡田213番地 2 地先	160.80	3.00 ～6.00
市道	旧	泉馬場 7 号 線	秋田市泉馬場617番 3 地先 秋田市泉馬場380番 2 地先	129.20	4.50 ～7.80
	新	泉馬場 7 号 線	秋田市泉馬場617番 3 地先 秋田市泉馬場380番 2 地先	131.00	4.50 ～7.80

市道	旧	飯島大崩 2 号線	秋田市飯島字大崩87番 3 地先 秋田市飯島字大崩158番 4 地先	695.10	4.00 ～7.70
	新	飯島大崩 2 号線	秋田市飯島字大崩87番 3 地先 秋田市飯島字大崩158番 4 地先	692.00	4.00 ～5.50
市道	旧	土崎中央六丁目 13 号 線	秋田市土崎港中央六丁目375番 7 地先 秋田市土崎港中央六丁目375番13地先	124.60	6.00 ～6.00
	新	土崎中央六丁目 13 号 線	秋田市土崎港中央六丁目375番 7 地先 秋田市土崎港中央六丁目375番13地先	124.60	6.00 ～6.00
市道	旧	飯島大崩 4 号線	秋田市飯島字大崩79番地先 秋田市飯島字大崩120番地先	226.70	4.00 ～4.00
	新	飯島大崩 4 号線	秋田市飯島字大崩79番地先 秋田市飯島字大崩120番地先	228.50	4.00 ～6.00
市道	旧	将軍野南27号線	秋田市将軍野南四丁目30番 4 地先 秋田市将軍野南四丁目10番 3 地先	108.50	4.50 ～5.00
	新	将軍野南27号線	秋田市将軍野南四丁目30番 4 地先 秋田市将軍野南四丁目10番 3 地先	107.50	4.20 ～4.80
市道	旧	堂ノ前野村 2 号 線	秋田市外旭川字堂ノ前203番 2 地先 秋田市外旭川字野村18番 2 地先	404.60	3.90 ～6.90
	新	堂ノ前野村 2 号 線	秋田市外旭川字堂ノ前203番 2 地先 秋田市外旭川字野村18番 2 地先	409.60	4.00 ～6.40
市道	旧	横山堤ノ沢線	秋田市仁井田字横山70番 1 地先 秋田市四ツ小屋小阿地字大杉沢86番 1 地先	889.30	3.30 ～11.00
	新	横山堤ノ沢線	秋田市仁井田字横山70番 1 地先 秋田市四ツ小屋小阿地字大杉沢86番 1 地先	889.30	3.30 ～11.00
市道	旧	大住小学校 運 動 場 線	秋田市仁井田字西潟敷70番地先 秋田市仁井田字西潟敷15番地先	411.50	3.10 ～4.50
	新	大住小学校 運 動 場 線	秋田市仁井田字西潟敷70番地先 秋田市仁井田字西潟敷15番地先	408.20	3.10 ～4.50
市道	旧	四ツ小屋中野 7 号 線	秋田市四ツ小屋字中野229番 1 地先 秋田市四ツ小屋字中野142番 1 地先	280.10	5.20 ～6.00
	新	四ツ小屋中野 7 号 線	秋田市四ツ小屋字中野229番 1 地先 秋田市四ツ小屋字中野142番 1 地先	280.10	6.00 ～6.00
市道	旧	新屋勝平町 割 山 町 線	秋田市新屋勝平町282番30地先 秋田市新屋割山町41番15地先	689.50	4.00 ～7.50
	新	新屋勝平町 割 山 町 線	秋田市新屋勝平町282番30地先 秋田市新屋割山町41番15地先	688.50	4.00 ～7.50
市道	旧	新屋豊町 9 号線	秋田市新屋豊町453番 1 地先 秋田市新屋豊町415番地先	371.00	4.00 ～6.30
	新	新屋豊町 9 号線	秋田市新屋豊町453番 1 地先 秋田市新屋豊町415番地先	371.00	4.00 ～7.30
市道	旧	新屋関町後 13 号 線	秋田市新屋町字関町後22番11地先 秋田市新屋町字関町後22番 2 地先	134.10	4.60 ～6.00
	新	新屋関町後 13 号 線	秋田市新屋町字関町後22番11地先 秋田市新屋町字関町後22番 2 地先	134.10	4.60 ～6.00
市道	旧	上北手猿田 2 号 線	秋田市上北手猿田字苗代沢87番 2 地先 秋田市上北手猿田字後谷地155番 2 地先	1,203.00	4.70 ～14.00
	新	上北手猿田 2 号 線	秋田市上北手猿田字苗代沢87番 2 地先 秋田市上北手猿田字後谷地155番 2 地先	1,203.00	4.70 ～14.00
市道	旧	上北手猿田 3 号 線	秋田市上北手猿田字苗代沢46番 1 地先 秋田市上北手猿田字苗代沢39番 1 地先	150.90	11.90 ～12.50
	新	上北手猿田 3 号 線	秋田市上北手猿田字苗代沢46番 1 地先 秋田市上北手猿田字苗代沢39番 1 地先	150.90	12.50 ～12.50

市道	旧	野田三郎屋敷線	秋田市太平山谷字野田273番地先 秋田市太平山谷字三郎屋敷81番地先	1,443.00	3.80 ～6.60
	新	野田三郎屋敷線	秋田市太平山谷字野田273番地先 秋田市太平山谷字三郎屋敷81番地先	1,443.00	3.80 ～6.90
市道	旧	中山谷貝ノ沢線	秋田市太平山谷字中山谷231番1地先 秋田市太平山谷字貝ノ沢46番地先	2,036.30	3.00 ～20.40
	新	中山谷貝ノ沢線	秋田市太平山谷字中山谷231番1地先 秋田市太平山谷字貝ノ沢46番地先	2,036.30	3.00 ～20.40
市道	旧	鼠田四丁目 1号線	秋田市飯島鼠田四丁目16番187地先 秋田市飯島鼠田四丁目299番1地先	939.80	4.60 ～16.30
	新	鼠田四丁目 1号線	秋田市飯島鼠田四丁目16番187地先 秋田市飯島鼠田四丁目299番1地先	969.20	4.60 ～16.30
市道	旧	下飯島2号線	秋田市飯島長野本町70番54地先 秋田市飯島字飯島水尻298地先	1,184.60	3.80 ～6.50
	新	下飯島2号線	秋田市飯島長野本町70番54地先 秋田市飯島字飯島水尻298地先	1,250.40	3.80 ～6.50
市道	旧	堰根2号線	秋田市下新城笠岡字堰根171番地先 秋田市下新城笠岡字堰根218番1地先	128.50	5.20 ～6.00
	新	堰根2号線	秋田市下新城笠岡字堰根171番地先 秋田市下新城笠岡字堰根218番1地先	126.40	5.20 ～6.00
市道	旧	鼠田四丁目 4号線	秋田市飯島鼠田四丁目253番62地先 秋田市飯島鼠田四丁目253番164地先	226.50	2.40 ～3.00
	新	鼠田四丁目 4号線	秋田市飯島鼠田四丁目253番62地先 秋田市飯島鼠田四丁目253番164地先	212.90	2.40 ～3.00
市道	旧	金足小泉9号線	秋田市金足小泉字潟向11番3地先 秋田市金足小泉字潟向11番3地先	215.00	4.00 ～4.00
	新	金足小泉9号線	秋田市金足小泉字潟向11番3地先 秋田市金足小泉字潟向11番3地先	215.00	4.00 ～4.50
市道	旧	東萱森線	秋田市河辺岩見字東88番1地先 秋田市河辺岩見字萱森45番地先	2,668.00	5.30 ～35.40
	新	東萱森線	秋田市河辺岩見字東88番1地先 秋田市河辺岩見字萱森45番地先	2,668.00	5.30 ～35.40
市道	旧	神内大又2号線	秋田市河辺岩見字後又119番1地先 秋田市河辺岩見字岩見山国有林66林班	16,837.80	3.50 ～29.30
	新	神内大又2号線	秋田市河辺岩見字後又119番1地先 秋田市河辺岩見字岩見山国有林66林班	16,837.80	3.50 ～29.30
市道	旧	岩見庄内線	秋田市河辺岩見字新川184番地先 秋田市河辺岩見字繫沢国有林287林班△小班	5,002.90	5.80 ～75.00
	新	岩見庄内線	秋田市河辺岩見字新川184番地先 秋田市河辺岩見字繫沢国有林287林班△小班	5,002.90	5.80 ～75.00
市道	旧	柳町台線	秋田市河辺三内字外川原94番1地先 秋田市河辺岩見字筒出260番地先	1,464.60	4.00 ～23.50
	新	柳町台線	秋田市河辺三内字外川原94番1地先 秋田市河辺岩見字筒出260番地先	1,464.60	4.00 ～23.50
市道	旧	芝野鹿野戸線	秋田市雄和芝野新田字中島166番地先 秋田市雄和椿川字鹿野戸121番1地先	3,721.50	4.50 ～11.70
	新	芝野鹿野戸線	秋田市雄和芝野新田字中島166番地先 秋田市雄和椿川字鹿野戸121番1地先	3,721.50	4.50 ～11.70
市道	旧	鹿野戸安養寺線	秋田市雄和椿川字長者屋敷30番1地先 秋田市雄和椿川字堤根34番地先	3,743.30	6.00 ～23.10
	新	鹿野戸安養寺線	秋田市雄和椿川字長者屋敷30番1地先 秋田市雄和椿川字堤根34番地先	3,743.30	6.00 ～23.10

市道	旧	本 田 西 線	秋田市雄和田草川字本田199番地先 秋田市雄和田草川字本田241番69地先	135.10	4.50 ～12.50
	新	本 田 西 線	秋田市雄和田草川字本田199番地 秋田市雄和田草川字本田241番69地先	135.10	4.50 ～12.50
市道	旧	安 養 寺 線	秋田市雄和椿川字安養寺33番地先 秋田市雄和椿川字安養寺53番地先	161.20	4.00 ～5.00
	新	安 養 寺 線	秋田市雄和椿川字安養寺33番地先 秋田市雄和椿川字安養寺53番地先	158.70	4.00 ～5.00
市道	旧	相 川 新 町 線	秋田市雄和相川字高野313番地先 秋田市雄和相川字高野83番 1 地先	514.80	3.20 ～8.30
	新	相 川 新 町 線	秋田市雄和相川字高野313番地先 秋田市雄和相川字高野83番 1 地先	514.80	4.50 ～8.30
市道	旧	安 養 寺 2 号 線	秋田市雄和椿川字安養寺33番地先 秋田市雄和椿川字安養寺	138.90	3.00 ～6.00
	新	安 養 寺 2 号 線	秋田市雄和椿川字安養寺33番地先 秋田市雄和椿川字安養寺	147.90	3.00 ～4.00
市道	旧	山 崎 椿 台 線	秋田市雄和田草川字山崎山21番地先 秋田市雄和椿川字前椿岱135番地先	1,912.40	4.50 ～11.00
	新	山 崎 椿 台 線	秋田市雄和田草川字山崎山21番地先 秋田市雄和椿川字前椿岱135番地先	1,912.40	4.80 ～11.00
市道	旧	添 川 飯 島 線	秋田市添川字境内川原170番13地先 秋田市飯島字前田表39番地先	7,625.00	23.00 ～79.00
	新	添 川 飯 島 線	秋田市添川字境内川原170番13地先 秋田市飯島字前田表39番地先	7,586.90	23.00 ～79.00
市道	旧	広 面 谷 地 田 16 号 線	秋田市広面字谷地田37番 5 地先 秋田市広面字谷地田37番10地先	40.00	6.00 ～6.00
	新	広 面 谷 地 田 16 号 線	秋田市広面字谷地田37番 5 地先 秋田市広面字谷地田37番10地先	56.70	6.00 ～6.00
市道	旧	古川新町 2 号線	秋田市榎山古川新町76番 3 地先 秋田市榎山古川新町76番 9 地先	64.00	4.00 ～4.00
	新	古川新町 2 号線	秋田市榎山古川新町76番 3 地先 秋田市榎山古川新町76番 9 地先	67.00	4.00 ～6.70
市道	旧	泉 馬 場 17 号 線	秋田市泉馬場189番 2 地先 秋田市泉馬場189番60地先	173.00	6.00 ～7.50
	新	泉 馬 場 17 号 線	秋田市泉馬場189番 2 地先 秋田市泉馬場189番60地先	165.00	6.00 ～7.50
市道	旧	堂ノ前 8 号線	秋田市外旭川字堂ノ前189番12地先 秋田市外旭川字堂ノ前189番 6 地先	70.00	6.00 ～6.00
	新	堂ノ前 8 号線	秋田市外旭川字堂ノ前189番12地先 秋田市外旭川字堂ノ前189番 6 地先	65.00	6.00 ～6.00
市道	旧	外 旭 川 八 柳 9 号 線	秋田市外旭川八柳二丁目400番 1 地先 秋田市外旭川八柳二丁目401番 4 地先	38.00	4.00 ～4.00
	新	外 旭 川 八 柳 9 号 線	秋田市外旭川八柳二丁目400番 1 地先 秋田市外旭川八柳二丁目401番 4 地先	38.00	5.70 ～6.00
市道	旧	外 旭 川 八 柳 10 号 線	秋田市外旭川八柳三丁目34番 1 地先 秋田市外旭川八柳三丁目 5 番 2 地先	317.00	8.50 ～11.90
	新	外 旭 川 八 柳 10 号 線	秋田市外旭川八柳三丁目34番 1 地先 秋田市外旭川八柳三丁目 5 番 2 地先	308.30	9.70 ～12.10
市道	旧	土 崎 北 四 丁 目 9 号 線	秋田市土崎港北四丁目 7 番 1 地先 秋田市土崎港北四丁目 7 番 1 地先	85.00	6.00 ～9.50
	新	土 崎 北 四 丁 目 9 号 線	秋田市土崎港北四丁目 7 番 1 地先 秋田市土崎港北四丁目 7 番 1 地先	72.00	6.10 ～9.50

市道	旧	将軍野外旭川線	秋田市将軍野南三丁目66番 7 地先 秋田市外旭川字神宮田36番 5 地先	966.00	5.00 ～7.50
	新	将軍野外旭川線	秋田市将軍野南三丁目66番 7 地先 秋田市外旭川字神宮田36番 5 地先	966.00	5.20 ～9.40
市道	旧	御 野 場 一 丁 目 1 号 線	秋田市御野場一丁目11番地先 秋田市御野場一丁目 6 番 1 地先	110.00	6.00 ～6.00
	新	御 野 場 一 丁 目 1 号 線	秋田市御野場一丁目11番地先 秋田市御野場一丁目 6 番 1 地先	111.00	6.00 ～6.30
市道	旧	仁 井 田 新 田 三 丁 目 17 号 線	秋田市仁井田新田三丁目429番 8 地先 秋田市仁井田新田三丁目429番 6 地先	50.00	6.00 ～6.00
	新	仁 井 田 新 田 三 丁 目 17 号 線	秋田市仁井田新田三丁目429番 8 地先 秋田市仁井田新田三丁目429番 6 地先	52.00	6.00 ～6.00
市道	旧	堤 台 二 丁 目 16 号 線	秋田市御所野堤台二丁目 6 番174地先 秋田市御所野堤台二丁目 6 番215地先	95.00	6.00 ～6.00
	新	堤 台 二 丁 目 16 号 線	秋田市御所野堤台二丁目 6 番174地先 秋田市御所野堤台二丁目 6 番215地先	97.00	6.00 ～6.00
市道	旧	堤 台 二 丁 目 17 号 線	秋田市御所野堤台二丁目 6 番150地先 秋田市御所野堤台二丁目 6 番152地先	109.00	6.00 ～6.00
	新	堤 台 二 丁 目 17 号 線	秋田市御所野堤台二丁目 6 番150地先 秋田市御所野堤台二丁目 6 番152地先	111.00	6.00 ～6.00
市道	旧	堤 台 二 丁 目 18 号 線	秋田市御所野堤台二丁目 6 番151地先 秋田市御所野堤台二丁目 6 番158地先	125.00	6.00 ～6.00
	新	堤 台 二 丁 目 18 号 線	秋田市御所野堤台二丁目 6 番151地先 秋田市御所野堤台二丁目 6 番158地先	129.00	6.00 ～6.00
市道	旧	薬 師 田 12 号 線	秋田市飯島字薬師田140番 1 地先 秋田市飯島字薬師田148番 8 地先	254.00	6.00 ～9.90
	新	薬 師 田 12 号 線	秋田市飯島字薬師田140番 1 地先 秋田市飯島字薬師田148番 8 地先	261.00	6.00 ～10.00
市道	旧	長野本町 2 号線	秋田市飯島長野本町71番27地先 秋田市飯島字飯島水尻409番 7 地先	310.00	6.50 ～6.50
	新	長野本町 2 号線	秋田市飯島長野本町71番27地先 秋田市飯島字飯島水尻409番 7 地先	313.90	6.50 ～6.50

2 供用開始の期日 平成24年 3 月29日

3 縦覧期間 平成24年 3 月29日から同年 4 月13日まで

秋田市告示第77号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、

次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月29日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域

道路の 種 別	旧 新	路 線 名	起 終	点 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	土 崎 駅 前 線	秋田市土崎港中央五丁目71番 3 地先 秋田市土崎港中央六丁目375番11地先		400.00	18.00 ～87.30
	新	土 崎 駅 前 線	秋田市土崎港中央五丁目71番 3 地先 秋田市土崎港中央六丁目375番11地先		400.00	18.00 ～88.00

2 縦覧期間 平成24年 3 月29日から同年 4 月13日まで

秋田市告示第78号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧

に供する。

平成24年 3 月29日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用開始の区間

整理番号	路線名	供 用 開 始 区 間
41233	土崎駅前線	秋田市土崎港中央五丁目375番11地先 秋田市土崎港中央六丁目375番11地先

- 2 供用開始の期日 平成24年 3 月29日
- 3 縦覧期間 平成24年 3 月29日から同年 4 月13日まで

秋田市告示第79号

市道路線の供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を廃止する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月29日

秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用廃止の区間

整理番号	路線名	供 用 廃 止 区 間
80453	蓬田矢坂1号線	秋田市添川字蓬田196番地先 秋田市添川字矢坂74番1地先

- 2 供用廃止の期日 平成24年 3 月29日
- 3 縦覧期間 平成24年 3 月29日から同年 4 月13日まで

秋田市告示第80号

秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成24年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市にぎわい交流館
秋田市中通一丁目自動車駐車場
- 2 指定管理者 秋田市中通一丁目 3 番24号
あきたまちづくり共同企業体
代表者 秋田まちづくり株式会社
代表取締役社長 藤 井 明

- 3 指定の期間
- (1) 秋田市にぎわい交流館
平成24年 7 月21日から平成29年 3 月31日まで
- (2) 秋田市中通一丁目自動車駐車場
平成24年 7 月 5 日から平成29年 3 月31日まで

秋田市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 契約の始期
平成24年 4 月 1 日
- 2 費用額の算定方法
別表（省略）のとお

3 契約の相手方

氏名 渡 邊 雅 章
住所 秋田県秋田市外旭川八幡田一丁目18番16号202

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後の一括払とする。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

秋田市告示第82号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第37号）第21条第 1 項の規定に基づき、秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第83号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所在地	指定年月日
第166号	ア イン 薬 局 中 通 店	秋田市南通築地 2 番31号	平成24年 4 月 1 日

秋田市告示第84号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市雄和観光交流館使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに委託期間

秋田市雄和妙法字糠塚 1 番地 1
株式会社雄和振興公社
代表取締役 伊 藤 憲 一
平成24年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

秋田市告示第85号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市雄和ふるさと温泉供給施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに委託期間

秋田市雄和妙法字糠塚 1 番地 1
株式会社雄和振興公社
代表取締役 伊 藤 憲 一
平成24年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

秋田市告示第86号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、中央卸売市場および公設地方卸売市場の施設使用料等の徴収事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市外旭川字待合28番地
あきた市場マネジメント株式会社
代表取締役 石 黒 功 一
- 2 委託期間
平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

秋田市告示第87号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第 1 項の規定に基づき、平成24年 3 月31日午前10時45分に秋田市新城区に発令した避難勧告を、同日午後 5 時45分をもって解除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成24年 3 月31日

秋田市長 穂 積 志

解除した住所および世帯数
秋田市新城区笠岡字堰根地区
秋田市新城区岩城字下向地区
岩城字上向地区
岩城字右馬之丞地区
岩城字槻ノ木地区 合計162世帯

教 委 告 示

秋田市教委告示第 4 号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第 6 条の規定により告示する。

平成24年 3 月 1 日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明
記

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員数	所在地	住所および氏名又は団体名
有形文化財 （絵 画）	絹本着色 岩に秋海 棠と蛙図 小田野直 武筆	1 幅	秋田市中通 二丁目 3 番 8 号 秋田市立千 秋美術館	秋田市山王一 丁目 1 番 1 号 秋田市 秋田市長 穂積 志
	有形文化財 （古文書）	98冊	秋田市山王 新町14番31 号 秋田県公文 書館	秋田市山王四 丁目 1 番 1 号 秋田県 秋田知事 佐竹 敬久

秋田市教委告示第 5 号

平成24年 3 月16日午後 3 時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成24年 3 月14日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

付議案件

- 1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
2 秋田市教育委員会会議規則の一部を改正する件
3 秋田市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する件
4 秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件
5 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する件
6 秋田市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する件
7 秋田市古川町街区公園グラウンド管理運営規則の一部を改正する件

秋田市教委告示第 6 号

平成24年 4 月 1 日午前10時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成24年 3 月28日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

付議案件

- 1 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
2 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成24年 3 月 2 日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

- 1 50分の 1 の数 5,346人
2 3 分の 1 の数 89,084人

秋市選管告示第 4 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第 2 項の規定により、次のとおり投票区を変更したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成24年 3 月 2 日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

投票区名	区 域
秋田市第34投票区 （仁井田小学校）	仁井田字潟中島を除く。
秋田市第33投票区 （農業協同組合教育研修所）	仁井田字潟中島を加える。
秋田市第53投票区 （港北小学校）	土崎港相染町字西山根を除く。
秋田市第51投票区 （北部市民サービスセンター）	土崎港相染町字西山根を加える。

秋田市第62投票区 (飯島地区コミュニティセ ンター)	飯島字長野を除く。
秋田市第54投票区 (土崎中学校)	飯島字長野を加える。

秋市選管告示第 5 号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第 1 項の規定による農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数は次のとおりであるので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成24年 3 月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

2 分の 1 の数 5,929人

農 委 告 示

秋田市農委告示第 4 号

平成24年 3 月16日午後 3 時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成24年 3 月 9 日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（6 件）
- 2 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（3 件）
- 3 農用地利用集積計画（平成23年度第10号）に関する件
- 4 競（公）売等適格証明申請に関する件（2 件）

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第 7 号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月16日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成24年 3 月31日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
- 7 縦覧の期間
平成24年 3 月17日から同月30日まで（土曜日、日曜日および

祝日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）

秋田市上下水道局告示第 8 号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成24年 3 月26日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
珍 田 工 業 株 式 会 社	珍田 伸一	秋田市新屋天秤野 1 番36号

- 2 廃止年月日

平成24年 3 月18日

秋田市上下水道局告示第 9 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の 4 第 1 項の規定により告示する。

平成24年 3 月26日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 収納事務を委託した者の住所および氏名

岐阜市日置江一丁目58番地

株式会社 電算システム

代表取締役 田 中 靖 哲

- 2 委託した公金の収納事務の範囲

水道料金、小規模水道水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料および個別排水処理施設使用料のコンビニエンスストア収納事務

- 3 収納事務を委託した取扱店

ローソン、サークルKサンクス、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、セブンーイレブン、ファミリーマート、スリーエフ、コミュニティストア、ポプラ、セイコーマート（D S K 収納代行取扱表示のある店）、セーブオン、ココストアの直営店および加盟店

- 4 委託年月日

平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

秋田市上下水道局告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の 4 第 1 項の規定により告示する。

平成24年 3 月27日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 受託者の住所および氏名

秋田市山王臨海町 3 番18号

秋田管工事業協同組合

理事長 高 橋 正 男

- 2 委託した公金の徴収又は収納事務の範囲

水道メーター検針および料金精算業務

- 3 委託年月日
平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

秋田市上下水道局告示第11号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成24年 3 月29日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
サ イ ト ウ 住 設 企 画	齋 藤 均	秋田市飯島字飯島水尻405 番地 7

- 2 指定年月日
平成24年 3 月28日

公 告

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 3 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する案件は、次のとおりである。

件名	設置場所	入 札 参 加 要 件
八橋陸上競技場電話設備 賃貸借	秋田市八橋運動公園 1 番10号	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 本市の入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。 3 電話設備を納入する際に、設定・調整ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること（本業務に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可）。 4 過去 5 年間に市、県、国（公社、公団および独立行政法人を含む。）又は他の地方公共団体と同種類の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。

- (2) 賃貸借期間 平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

- (3) 上記賃貸借に係る基本的な入札参加要件

- ア 租税に滞納がないこと。
イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 3 月15日(休) 午後 1 時30分
(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会「ミーティングルーム」
(3) 入札保証金 免除
(4) 契 約 日 平成24年 3 月21日(休)
(5) 注 意 事 項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
イ 長期継続契約の案件であるため、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に、当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。
なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。
ウ 入札書の入札金額に契約期間（5 年間）の総額を記入すること。
エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該

金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- オ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 2 回に限り行う。

- カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

- キ 地方自治法第234条第 3 項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

- ク 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 3 月 8 日(休)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
イ 営業経歴書（様式 2）
営業実績および秋田市内における常時契約を締結する本社、支社、営業所等の所在状況についての記載を含んだ最新の書類
ウ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その３）」の発行を受けること。）。
 (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）
 (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 ※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの
 ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）[写し可]

オ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し

入札参加者が直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約（覚書等）を締結し、その写しを提出すること。ただし、リース料率の部分については伏せること。

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成24年 3 月 1 日(木)から同月 8 日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および非指名通知については、平成24年 3 月12日(月)までに F A Xで行う。

5 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問合せ

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

電話 018-866-2247

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年 3 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
 イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地
 名 称 イオンモール秋田
 所在地 秋田県秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番地 1

(3) 変更した事項

大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名。変更の内容については、縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

平成24年 2 月 1 日

(5) 変更理由

リニューアルによるテナント入替えのため

2 届出年月日 平成24年 2 月28日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 縦覧期間 平成24年 3 月 2 日から同年 7 月 2 日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 3 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入札名 秋田市保健所自家用電気工作物保安管理業務委託

(2) 仕様書 別紙（省略）のとおり

(3) 履行場所 秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号 秋田市保健所

(4) 履行期間 平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

(5) 入札参加要件

ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有していること。

イ 電気主任技術者の資格者が在籍していること。

ウ 過去 2 年間に市、県、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、全て誠実に履行した実績を有すること。

エ 租税の滞納がないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

(6) 入札参加申込み

ア 受付期間

平成24年 3 月 8 日(木)から同月14日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号

秋田市保健所保健総務課総務企画担当

(7) 指名（非指名）通知

平成24年 3 月16日(金)までに F A X で通知

(8) 入札

- ア 日時 平成24年 3 月22日(木)午前10時
イ 場所 秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号
秋田市保健所 1 階中会議室
ウ 入札保証金 免除

(9) 契約日 落札日から平成24年 3 月28日(木)まで

2 注 意 事 項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成24年 3 月14日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去 2 年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2 通以上）

ウ 電気主任技術者資格証明書の写し

エ 納税証明書（写し可）

（ア）消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

（イ）秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は個人市民税）

（ウ）秋田市に納めた固定資産税（平成23年度分）

※ 消費税・市民税は、直近の営業年度で、発行後 3 か月以内のものを提出すること。

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

カ アの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A X で行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に、当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 入札書の入札金額に履行期間の総額を記載すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった

契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

カ 開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。

キ 地方自治法第234条第 3 項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問合せ先

秋田市保健所保健総務課総務企画担当

電話 018-883-1170

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第 1 項および第 5 項の規定による仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第 1 項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容が下記 2 の場所に掲示されていることを公告する。

平成24年 3 月 9 日

秋田都市計画事業

秋田駅東第三地区土地区画整理事業

施行者 秋田市

代表者 秋田市長 穂 積 志 記

1 書類の送付を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市手形字西谷地203番地 2

氏名 野呂田 愛 子

住所 秋田市手形字西谷地203番地 2

氏名 野呂田 国 男

2 掲示板の所在地

秋田市手形字山崎44番地 3

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第 1 項および第 5 項の規定による仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第 1 項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容が秋田市手形字山崎44番地 3 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所の掲示板に掲示されている。

平成24年 3 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市手形字西谷地203番地 2 野呂田 愛 子

秋田市手形字西谷地203番地 2 野呂田 国 男

秋田市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の 6 第 2 項の規定によ

り秋田市森林整備計画を変更したので、同法第10条の 6 第 4 項において準用する同法第10条の 5 第 8 項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供することにより公表する。

平成24年 3 月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 秋田市森林整備計画変更計画書
- 2 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号
秋田市農林部農地森林整備課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成23年度第10号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成24年 3 月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成24年 3 月27日から同年 4 月13日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、平成23年 9 月21日付け秋田市指令第3606号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成24年 3 月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市茨島四丁目19番34号
株式会社財産マネジメント
代表取締役 納 谷 彰
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市飯島新町三丁目56番、57番および56番地先道水路

秋田市公告

国土交通省東北地方整備局より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定による秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年 3 月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画道路事業 3・4・27号 千秋広面線
3・4・29号 秋田環状線
- 2 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 6 条第 3 項

の規定に基づき、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を見直したので、同法第 6 条第 6 項の規定に基づき、公告する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第94条の規定に基づき、差押財産を公売に付すため、同法第95条および第99条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公売財産の内容
 - (1) 公 売 財 産 別紙公売財産の表示（省略）のとお
 - (2) 公売保証金 別紙公売財産の表示（省略）のとお
 - (3) 見 積 価 額 別紙公売財産の表示（省略）のとお
- 2 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 3 公売日時
 - (1) 参加申込期間
平成24年 4 月12日午後 1 時から同月26日午後11時まで
 - (2) 入札期間
平成24年 5 月 8 日午後 1 時から同月15日午後 1 時まで
 - (3) 開札
平成24年 5 月15日午後 2 時
- 4 公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ
(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)
- 5 売却決定日時
平成24年 5 月22日午前10時
- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市市民生活部国保年金課収納推進室
- 7 公売保証金
入札に当たり、1 の(2)の公売保証金の納付が必要となる。
- 8 買受代金納付期限
平成24年 5 月22日午後 2 時30分
- 9 買受人についての資格その他の要件
 - (1) 地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。
 - (2) 秋田市農業委員会の発行する競（公）売買受適格証明書（これらの権利を取得する者がその住所のある市町村の区域外の場合は、秋田県知事の許可）を取得し提出できる者
- 10 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 11 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 13 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担とする。
- 14 消費税の取扱い

非課税財産のため、徴収しない。

15 その他

- (1) 公売財産に入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
- (2) 入札は、入札期間中に 1 回のみ可能である。なお、一度行った入札については、入札者の都合による取消および変更はできない。
- (3) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
- (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物 品 番 号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
単価 第 5 号	八橋下水道終末処理場 次亜塩素酸ソーダ購入	八橋下水道終末処理場	平成24年 4 月 1 日から 平成25年 3 月31日まで
単価 第 6 号	八橋下水道終末処理場 高分子凝集剤購入	八橋下水道終末処理場	
単価 第 7 号	水道用ポリ塩化アルミニウム購入	仁井田浄水場および豊岩浄水場	
単価 第 8 号	水道用次亜塩素酸ナトリウム購入	仁井田浄水場および豊岩浄水場	
単価 第 9 号	水道用酸化ナトリウム（水道用液体 か性ソーダ）購入	仁井田浄水場および豊岩浄水場	

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年 3 月14日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年 3 月19日(月)
- (5) 注 意 事 項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 公売財産には、秋田市芝野堰土地改良区に対し1,000平米当たり3,300円の賦課金等の未納があり、これらの費用は新所有者に引き継ぐ。

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年 3 月 2 日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

なお、入札書に記載できる金額は銭単位までとする。

- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年 3 月13日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式 1（省略））。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付
申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成24年 3 月 2 日(金)から同月13日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年 3 月 2 日(金)から同月13日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年 3 月14日(水)から同月15日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式 2（省略））

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申請書は、返却しない。
(3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

土地開発公社公告

秋市土開公告第 1 号

平成24年 3 月27日午前11時秋田市役所会議兼応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成24年 3 月 9 日

秋田市土地開発公社

理事長 鎌 田 潔

議案案件

議案第 1 号 平成24年度秋田市土地開発公社事業計画の件

議案第 2 号 平成24年度秋田市土地開発公社予算の件

議案第 3 号 平成24年度秋田市土地開発公社資金計画の件

